

博士學位論文

新時代の金融システムにおける  
銀行監督・会計監査の果たす役割についての研究

2013年9月

広島県立大学大学院経営情報学研究科博士課程

永井 康

# 目次

序	1
<b>第1章 監査人の独立性強化</b>	<b>4</b>
第1節 はじめに	4
第2節 監査と監査人の独立性の概念	5
1. 監査の意義	5
2. 監査人の独立性の概念	7
第3節 米国の会計監査制度改革における監査人の独立性強化	14
1. SOX法成立の経緯	15
2. SOX法の概要	17
第4節 わが国の平成15年改正公認会計士法における監査人の独立性強化	19
1. 平成15年公認会計士法改正の経緯	19
2. 平成15年改正公認会計士法の概要	22
第5節 わが国の平成19年改正公認会計士法による監査人の独立性強化	26
1. 平成19年公認会計士法改正の経緯	26
2. 平成19年改正公認会計士法の概要	26
第6節 おわりに	31
<b>第2章 銀行監督と規制の再編</b>	<b>34</b>
第1節 はじめに	34
第2節 わが国の銀行業の変遷	35
1. 近代～現代の変遷	35
2. バブル経済の発生とその崩壊	36
3. 規制緩和と銀行業界の再編	37
4. 近年の銀行の動向	37

第3節 わが国の銀行監督行政の変遷	38
1. 大蔵省による銀行監督行政	38
2. 金融再生委員会	40
3. 金融監督庁	41
4. 金融庁の発足	41
第4節 銀行規制	42
1. 株式会社としての銀行	42
2. 自己資本に関する規制	42
3. 「早期是正措置」の導入	43
第5節 銀行規制の国際的協調 — BIS規制	45
1. 市場規律と私的自治の潮流（プルーデンス政策）	45
2. BISによる自己資本比率規制	47
第6節 おわりに	51
<b>第3章 金融検査と外部監査の役割</b>	<b>53</b>
第1節 はじめに	53
第2節 銀行に対する公認会計士監査の導入	54
1. 公認会計士による銀行監査の導入	54
2. 導入時における公認会計士協会の対応	54
3. 銀行業界の反応	57
第3節 わが国の銀行に対する検査・監査体制	58
1. 金融庁による「金融検査」	58
2. 日本銀行による「日銀考査」	61
3. 預金保険機構による「立入検査」	62
4. 銀行検査部による「内部監査」	63
5. 監査法人による「外部監査」	64
6. 金融検査及び日銀考査と外部監査の相違点	65
第4節 銀行監査に関する国際協調	65
第5節 金融検査と外部監査の関係	67
第6節 おわりに	68

<b>第4章 税効果会計と銀行行動</b> .....	71
第1節 はじめに .....	71
第2節 税効果会計の意義 .....	73
1. 税効果会計の概念 .....	73
2. 税効果会計の対象となる税金 .....	74
3. 永久差異と一時差異 .....	74
4. 繰延税金資産の回収可能性 .....	75
5. 税効果会計の処理 .....	76
第3節 税効果会計の導入 .....	78
1. わが国における税効果会計の変遷 .....	79
2. 税効果会計の銀行への適用 .....	82
3. 銀行における繰延税金資産の計上の意義 .....	84
第4節 税効果会計と会計政策 .....	84
1. 会計政策の意義 .....	84
2. 事例研究 — りそな銀行の救済を例として .....	85
第5節 おわりに .....	87
<b>第5章 銀行に対する厳格監査の及ぼす影響</b> .....	90
第1節 はじめに .....	90
第2節 銀行の特殊性 .....	90
1. 株式会社としての銀行 .....	90
2. 銀行のコーポレート・ガバナンス .....	91
3. 銀行の近年の動向 .....	93
第3節 銀行の不良債権問題 .....	96
1. 不良債権の開示 .....	96
2. 「金融検査マニュアル」の公表 .....	98
3. 「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」の公表 .....	99
4. 主要行の資産査定の厳格化 .....	99
5. 自己資本の充実 .....	100
6. 日本公認会計士協会の対応 .....	100

第4節 銀行に対する厳格監査の有効性の検証	101
1. 実証研究の方法論	101
2. 実証モデル	102
3. データの説明	103
4. 実証分析の推定結果とその解釈	104
第5節 おわりに	108
結びに	111
補論 会計専門職に関する考察 — 会計参与制度を中心として —	121
第1節 はじめに	121
第2節 会計参与制度導入の背景	121
1. 会計監査人監査制度の導入	122
2. 中小会社の外部監査制度	123
第3節 会計参与制度の概要	125
1. 会計参与の意義	125
2. 会計参与の資格	127
第4節 プロフェッションの意義	127
1. プロフェッションの意義	127
2. プロフェッションの使命	128
3. 会計プロフェッションの定義	128
4. 諸外国の会計プロフェッション	130
5. 税理士の専門性	131
第5節 おわりに	133
初出論文一覧	135
参考文献	136

# 序

## 研究の目的

本研究の目的は、新しい時代の金融システム安定化維持のために大きく変革してきた銀行監督と会計監査の果たす役割について、銀行監督、規制、会計監査制度、金融規制ならびに会計監査の国際協調、市場規律について理論、制度、実証の面から分析することを目的とする。

## 問題意識

わが国の銀行において、外部監査人による会計監査が意識されるようになったのは、平成 10（1998）年の早期是正措置の導入以降といえる。昭和 25（1950）年 3 月には、証券取引法改正を受け、上場企業の提出書類には外部監査人による監査が義務付けられることとなって以来、銀行は、株式会社でかつ上場企業であるにもかかわらず、その特殊性から、大蔵省の監督のもとで、長い期間、特別な扱いを受けてきた。銀行に対する大蔵省の金融検査が厳正に行われていたということで、外部監査人による厳格監査は、屋上屋を架すものとされてきた。そもそも、行政目的で行われる銀行に対する金融検査は、預金者保護を主な目的としているもので、その検査結果は、財務諸表の適否について言及するものではない。外部監査の目的は、株主・会社債権者及びその他のステークホルダーの保護を目的としていることにある。

バブル経済が崩壊し、金融機関の破綻も相次ぐなかで、銀行は、自己資本比率の嵩上げを図り、折しもこの時期に税効果会計がわが国に導入され、繰延税金資産の会計指針がまだ明確に示されていなかった段階では、繰延税金資産による自己資本比率の嵩上げが各行で行われていた。

早期是正措置に伴う自己査定制度の導入と平成 12（2000）年のいわゆる会計ビッグバンによって、銀行と外部監査人を取り巻く環境あるいは銀行と外部監査人との関係も大きく変化した。また不良債権処理問題の早期解決を目指し平成 14（2002）年 10 月 30 日には、金融庁「金融再生プログラム」が公表され、銀行に対し、資産査定の厳格化、自己資本の充実が求められた。高度経済成長期までのわが国の経済の特徴であった銀行や企業に

よる株式の相互持ち合い、旧大蔵省による「護送船団方式」では、特に銀行に対しての外部監査は形式上の意味しか持たず、この時期になって初めて外部監査人による厳格監査が行われるようになったということである。

バブル経済の崩壊を機に、「護送船団方式」の限界が明らかになり、その間には金融監督当局の再編もあり、金融監督の国際的協調からも市場規律の重要性が認識されるに至った。

金融システムの安定化維持を目的に銀行に対する監査が本格的に開始されて 10 余年が経過した現在までの間にも、長引く不良債権処理問題、国内景気の長期低迷、証券市況の下落、サブプライム・ローン問題に端を発した金融危機など国内外でさまざまなことが起きている。銀行不倒神話も崩れ、実際に、銀行の破綻により、その一般株主に大きな損害も与えた事実もある。この監査の厳格化以降も、監査法人による不祥事が起こってもいる。銀行は、バーゼルⅢや IFRS などの自己資本の質についての新たな規制への対応を見据え、普通株式の公募増資による資金調達が急がれている。公認会計士には、ステークホルダーの保護のために、公正中立な独立的立場にある第三者としての外部監査人という原点に立ちかえり、厳格な監査を通じて財務諸表の適否を判断することが求められる。

## 章構成

本論文の章構成は、以下の通りである。

第 1 章「監査人の独立性強化」では、次章以降の議論を導くために、まず監査の意義と監査人の独立性の概念を考察する。また米国のエンロン事件を機に、会計監査の最優先課題として再認識された監査人の独立性を中心に、米国の SOX 法とわが国に平成 15 年公認会計士法改正、さらに平成 19 年公認会計士法における変革に着目し検証する。

第 2 章「銀行監督と規制の再編」においても、次章以降の議論を導くために、わが国の銀行監督・規制の変遷を辿ることにより、背景にあるものと、銀行、公認会計士が置かれた経済環境が現在までどのように変化してきたかを考察する。あわせて銀行監督・規制の国際協調、プルーデンス政策の理論、金融システム安定化の最重要課題となった銀行の自己資本比率規制についての検証も行う。

第 3 章「金融検査と外部監査の役割」では、前章の銀行監督・規制を実効するインフラである金融検査、日銀考査等、また銀行に対する公認会計士監査について考察し、また、

金融検査と外部監査の乖離の問題を、金融庁による金融検査制度と外部監査人による銀行監査制度を中心に、その変遷から、現在までどのように銀行検査・監査制度が変化してきたかを国際機関による規制の動向もあわせて検証する。

第4章「税効果会計と銀行行動」では、まず税効果会計と会計政策について理論的考察をし、次にわが国における税効果会計の変遷を辿り、税効果会計の銀行への適用と繰延税金資産の計上の意義を考察する。当時の厳しい経済環境下での銀行行動の適正性についての検証を行う。これらの考察からわが国における税効果会計導入の本来の目的がどこにあったかを明らかにする。

第5章「銀行に対する会計監査厳格化の影響」において、わが国の銀行監督行政が裁量行政からルール型行政への転換する際、その重要性が確認された市場規律と、この転換が形として明確に示された、金融安定化維持のために金融庁が公表した「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」により、銀行によって初めて意識されたと言ってよい監査人による会計監査の厳格化について、市場への影響をイベント・スタディにより実証分析を行う。この方法は、わが国の会計学研究領域では、1970代後半から盛んに行われるようになっている。

補論「会計専門職資格に関する考察—会計参与制度を中心として—」では、会社法のもとでの会計参与制度により確認された、もう1つの会計専門職、会計専門職としての税理士の役割について考察する。諸外国においては、公認会計士、税理士の業務の区分も明確でない場合も多く、また、公認会計士も登録の後には、税理士業務に携わることも可能であり、隣接職業といえる。補論の構成は、まず「中小企業の会計に関する指針」公表に至るまでの経緯を、わが国の会計制度の特徴を踏まえながら検証し、続いて、会計参与制度における、会計参与の資格と会計参与の独立性についての検討を行う。



# 第1章 監査人の独立性強化

## 第1節 はじめに

企業が作成・公表する財務諸表は、多くの利害関係者の意思決定に利用されており、もし財務諸表に虚偽・粉飾や重大な誤謬が存在すれば、その結果として発生する経済的損失は多額のものとなる。

近年、米国をはじめ、わが国を含む世界各国で発生した企業の会計報告をめぐる不祥事は、「会計不信」というかたちで、資本市場のみならず広く社会に大きな影響を及ぼした。この「会計不信」を生み出した責任は、粉飾を行った企業のみならず、企業の財務諸表を会計プロフェッションの立場から監査する外部監査人が負うところも大きい。その意味で、「会計不信」は「監査不信」でもあり、あらためて財務諸表監査のあり方に対して問題を投げかけた<sup>1</sup>。

本稿では、外部監査人による企業の会計監査をめぐる米国とわが国の制度改革の近年の動向を、2002年7月30日に制定された米国のサーベンス＝オクスリー法（The Sarbanes-Oxley Act of 2002；一般に「(米国)企業改革法」，「SOX法」と呼ばれる。；本稿では、以下、「SOX法」という）と、平成15（2003）年6月6日公布のわが国の「公認会計士法の一部を改正する法律」（以下、「平成15年改正法」という）の改正点について、監査人の独立性に主眼をおきながら考察する。次節では、まずこれまで監査論で培われてきた監査及び監査人の独立性の概念をレビューし、続く第3節では、米国の企業改革法成立の経緯とこの法律における監査人の独立性強化策について概観する。そこでは、企業や監査法人等から批判はあったものの、「会計」に対する市場の信頼を取り戻すために、従来の制度に比べれば改革的な規定が作られたことが明らかとなる。第4節では、わが国における平成15（2003）年の公認会計士法改正の経緯を述べ、監査人の独立性の観点から、改正法における①公認会計士等の独立性の強化、②公認会計士の使命・職責の明確化、③公認会計士等に対する監査・監督体制の充実・強化等に関する条項を取り上げ、その内容について、米国における改革との比較も交え考察する。また第5節では、平成15（2003）年改正後の動向を平成19（2007）年改正の概要も交えながら検討する。そして6節において本稿のむすびとする。

## 第2節 監査と監査人の独立性の概念

本節では、まず、以下の議論の前提として、これまで監査論で培われてきた監査の意義、監査人の独立性の概念をレビューし、以下の議論に導くこととする。

### 1. 監査の意義

監査 (audit) の語は「監 察 審 査」に由来し、“audit”はラテン語の *auditus* (a hearing, a listening ; 聴くこと) を語源とする。“audit”は、もともと口頭で行われる報告を正当な権限の保持者が聴くことを意味し、また実際に当初はそのように行われていた<sup>2</sup>。このように、監査 (audit) は、本来、会計行為に関わるものだけに限定されるものではないが、現在では、監査は会計と結びつけられ、具体的には会計監査、または後述のような財務諸表監査を意味するものとして扱われていることが多い。今日のわが国における監査の語意は、監査制度の導入過程に鑑み、欧米諸国と同じように実質的内容を表すものとされている。

1972年に、アメリカ会計学会 (American Accounting Association ; 以下、「AAA」という) の基礎的監査概念委員会は、会計行為に関わるものに限らず監査についての一般的な定義を、以下のように公表している<sup>3</sup>。

「監査とは、経済活動と経済事象についての主張と確立された基準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な過程である。」

この定義は、今日まで監査の一般的な定義として広く受け入れられてきたものであり、本節では、この定義に沿って監査の本質を概観することとする。

監査の対象は「経済活動と経済事象についての主張」であるとされている。これは、さまざまな経済主体が、自らの経済活動やそれに伴う経済事象について、社会に対し、または特定の経済主体に対して報告した内容が監査の対象となる。会計でいえば財務諸表が監査対象の例であるが、会計以外では、企業の環境活動への取り組み等も監査の対象となる。また、企業内においては、ある部門の活動の効率性や業績等を対象とした監査が実施される。このように、監査の対象としては、さまざまなものが考えられ、その種類に応じて、多様な監査の形態が存在することとなる。

上述の定義では、そのような広範囲の対象に対して実施される監査という行為は、以下のような3つの特徴をもつものとされている。

① 監査は、「確立された規準との合致の程度を確かめる」ものである。

このことは、監査が、何の判断基準もなく主観的に行われたり、あるいは経験や知識だけに基づいて実施されたりするものではないことを意味している。監査にあつては、監査対象に適用すべき確立された規準の存在が前提となる。

② 監査は、「証拠を客観的に収集・評価する」ものであることがあげられる。

これは、監査はその結果を得るために必要な資料等の証拠を収集・評価する行為であり、かつ、その行為は客観的に実施されなければならない。この客観性を「監査人の独立性」の要請という。「自己監査は監査にあらず<sup>4</sup>」といわれるように、監査対象となる主張を行った者が監査を実施することは、監査の意味を持たないということであり、監査対象に対して独立的な立場の者によって実施されるべきである。

③ 監査は、「その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する」ものであることである。

これは、単に実施するだけでなく、あるいは監査人自身のために行うのではなく、監査対象に利害関係者の利用のために報告されなければならない。

以上のように、監査とは、確立された基準のもとで独立的に実施される証拠の収集・評価の結果を利害関係者の利用のために報告するという一連の行為のことであり、それらは、体系的な過程として秩序だて計画的に実施されるものである。

このように定義される監査という行為がなぜ必要とされるかについて、同委員会は、情報を監査対象とする監査について、監査を必要とする条件として、以下の4つの状況の存在を示している<sup>5</sup>。

① 利害の対立

最も基本となるものとして、この利害の対立があげられている。情報の作成者（発信者）と利用者（受信者）の間に、情報をめぐる利害の対立の可能性がある場合に、監査は必要とされる。このような場合、独立的な（第三者の）立場にある監査人によって監査が実施され、その情報が適切なものであるかどうかを明らかにすることが要求される。

② 影響の重大性

伝達過程の目的は、一般に情報利用者が意思決定をするのに役立つことであろう情報を提供することにある。しかし、上述のような利害の対立という状況を基礎とすれば、偏向された情報、目的に適合しない情報あるいは不完全な情報によって不正確な意思決定が行われ、その結果、情報利用者が損害を被る等の重大な影響を受ける人々

がいる場合には、利用者は、伝達過程で受け取った情報の質を確かめることがより重要であると考える。

### ③ 情報の複雑性

伝達される情報が複雑になるにつれて、誤謬が無意識に入り込む可能性は大きくなる。このような場合は、監査過程は、平均的な情報利用者がもっている知識以上のより高度な専門知識を必要とする。

### ④ 遠隔性

情報の作成者（発信者）と利用者（受信者）の間が、物理的・制度的に、または時間的・コスト上の制約によって実質的に隔てられている場合といった状況が一定以上の水準で存在する場合に、監査が必要とされる。

## 2. 監査人の独立性の概念

外部監査は、公認会計士等によってのみ行われる。わが国に公認会計士による財務諸表監査が導入されてから、既に半世紀以上が経過しているが、その間、公認会計士監査制度を支えるインフラが必ずしも整備されてこなかったといえる。現在に至っても経営者による不正、粉飾決算も絶えず、これらの不祥事が発覚する度に、わが国の公認会計士監査は社会の批判に晒されてきた。また、バブル経済の崩壊は、わが国におけるコーポレート・ガバナンスの有効性と公認会計士監査の独立性に対する海外からの疑念もひき起こした。今なお、その疑念は払拭されていない状況にある。すなわち、わが国の公認会計士監査が、未だに国際的に十分に認知されていないという問題である。

公認会計士監査の礎は、まさに、その独立性にあり、監査客体の圧力に屈せず、「常に独立不羈な姿勢で監査判断を行使することは、公認会計士による財務諸表監査にとってのすべてである。<sup>6)</sup>

以下では、日米両国での大企業の経営破綻を機に再認識された監査人の独立性の概念を検証し、以下の議論に導くこととする。しかしながら、監査人の独立性の概念は、自明であるが、概念的に著しく混乱しており、ここで、概念構成を整理するために、迂遠ではあるが、まず、会計プロフェッションのレビューから始めたい。

### (1) 会計プロフェッションの意義

監査主体（監査を実施する人または組織）を一般に監査人（auditor）といい、監査人の

役割を担う者としては、公認会計士、監査法人、監査役、内部監査人等<sup>7</sup>があげられる。

会計プロフェッションは、次のような属性をもつとされる<sup>8</sup>。

- ① 職業専門家としての能力を有すること。
- ② 経営者をはじめ、いかなる者にも従属せず、外部の第三者としての外見的独立性を有すること。
- ③ 職業行為につき廉潔（誠実）性や客観性を保持すること。
- ④ 専門能力を発揮すべき基盤を有すること。
- ⑤ その職業の存在につき社会的認知があること。

このような属性をもつ監査人は、外部の独立した、高度な専門的知識と経験を有する、会計を職業とする専門家でなければならない。監査人（auditor）は、上述のような属性をもつ会計プロフェッションから選ばれるため、一般に外部監査人（external auditor）、独立監査人（independent auditor）あるいは、専門職業監査人（professional auditor）などともよばれる。「財務諸表監査は、企業資本を受託した経営者が、投資家・債権者などの委託者に開示する会計情報を、独立した外部の会計プロフェッションに検証させ、会計情報の信頼性を保証することを目的としておりその対象となる会計情報が複雑なため高度な専門的知識と経験を有する者でなければ監査人となることができない<sup>9</sup>」。この独立した外部の会計プロフェッション（accounting profession）とは、狭義には、会計に関する職業専門家たる個人、それらの人々からなる職業団体、またはその職業自体を指す語である。

わが国においては、公認会計士法に基づく公認会計士という職業及びその資格を有している者が会計プロフェッションに相当し、職業専門団体として日本公認会計士協会が組織されている。会計プロフェッションは、公認会計士法により、財務諸表監査業務について、排他的かつ独占的にその業務を担うことができることが、以下のように認められている。

第2条第1項 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務諸表の監査または証明することを業とする。

第34条の2 公認会計士（中略）監査法人を設立することができる。

第34条の5 監査法人は、第2条第1項の業務を行う（後略）。

第47条の2 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定める場合を除く外、他の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務を営んではならない。

会計プロフェッションは、自らのもつ高度な専門的知識と経験を社会に対して提供する

ことで公共の利益に資するものであることから、社会によって、その業務の安定的な実施のために排他的・独占的な業務権限を認められていると解釈できる。社会と会計プロフェッションの間では、一種の社会的契約関係が生じているとすることができよう。この考え方によると、会計プロフェッションが社会の期待に応えることができなかつた場合や、公共の利益に資することができない場合には、社会は制裁として、個人に対しては資格の剥奪や行政処分等の措置を課し、また会計プロフェッション全体に対しては、財務諸表監査に関する排他的・独占的な業務権限を剥奪し、他の相応なプロフェッション<sup>10</sup>に業務を委嘱することも考えられる。あるいは、国または公的機関によってその業務を直接実施させることも考えられる<sup>11</sup>。

プロフェッション (profession) とは、そもそも「西欧社会においては、医、法、そして僧職 (僧侶) は特別扱いされた職業であり、Profession と呼ばれた。これらの職業は、神の呼びかけ (vocation ; 神からの使命) に対する人間の側の応答・約束 (profession ; 宣言・信仰告白・知的な職業) によってはじめて成立するものと考えられていた」<sup>12</sup>とされる。

職業的専門家である者は、それぞれの分野におけるプロフェッショナルとして社会的に資格認定されており、高度な専門的知識と高潔な人格を有し、社会の付託に応える責務を負っている。すなわち、高い専門知識を有していなければならないのは当然のことながら、それだけではなく高潔な人格が要求される。そのためには個々の職業専門家は常に高い職業倫理を備えていなければならない。このことは、例えばそれらの職業を目指す者がいたならば、単に職業的専門家としての専門知識を身に付けるだけではなく、同時に高い職業倫理も備えていなければならないことを忘れてはならない。高度な専門知識を持ち、それを悪用して不当な利益を得たり、反社会的な業務や自分の能力を超えた業務を引き受けたりすることは職業倫理に反することであり、社会からの付託に応える職業専門家として許されないことを認識しなければならない。

公認会計士業務は、職業専門家の中でも他の職業とは異なる面がある。弁護士や医師の場合、その業務は、原則的には顧客との間、ほぼ完結することのほうが多い。例えば、弁護士では、訴訟事件の被告からの依頼に基づき、法的な責任の軽減のためのサービスを提供するのであるが、その判決等の結果により、弁護士としての業務は依頼主との間で完了し、その業務の効果が第三者に及ぶことはない<sup>13</sup>。医師の場合も同様に、患者に対して治療することをもって、医師としての業務は患者との間で完了し、その治療の効果自体が第

三者に及ぶということは少ない<sup>14</sup>。広義には会計プロフェッションとして理解してよい税理士の税理士業務<sup>15</sup>に関しても、税務申告書および決算書は、それを利用する不特定の第三者に影響を及ぼすことはない<sup>16</sup>。これに対して、公認会計士の監査業務は、その業務の効果が、直接、第三者あるいは社会に影響を及ぼす結果となることに注意しなければならない。監査の結果、監査意見を表明することにより顧客との間では業務は完了するが、監査済の決算書は不特定の人たちによって利用されるものであり、その効果は顧客以外の第三者に影響することになる。もし監査結果が事実と反していたとしたら、それは顧客への責任に留まらず、広く一般の第三者に対する責任が発生し、社会的な影響が計り知れないものとなることもある。

このように公認会計士の業務の結果は社会的な影響を及ぼすので、公認会計士はその専門知識の修得を十分行うとともに、そのような影響があることを強く意識し、他の職業専門家以上に職業倫理観を高めることが求められるのである<sup>17</sup>。

## (2) 外観的独立性の意義<sup>18</sup>

監査における会計プロフェッショナルの独立性は、前述の医や法の領域におけるそれとは異なる独特な側面を有している。医師の独立性が問われる場面も時にあるであろう、また弁護士においてもプロフェッショナルとしての職業上の独立性を保持しなければならないことはいうまでもない。それにもかかわらず、会計プロフェッションにおいて、監査人の独立性がこと更強調され、それについての議論が重要であるのは、監査人は、監査の依頼人である企業と企業の利害関係者（audit beneficiaries）との間に存在し、財務諸表の信頼性をめぐる潜在的利害の対立関係に関与するからである<sup>19</sup>。したがって、監査人が潜在的な利害の対立関係を構成する当事者の一方に有利な判断を下すようなことがあれば、それは、監査を根底から否定することになる。監査を通じて、両者の間の潜在的な利害の対立が緩和されることが期待されるため、監査人が十分な専門的能力を背景に、独立的な態度を発揮しながら、監査機能を遂行することが重要である。監査理論における基礎概念としての監査人の独立性をどのように定義するかは容易ではない。それは、監査人の独立性をどのような立場または視点から捉えるかによって、監査人の独立性概念が違ったものになるからである。

監査人の独立性は、監査報告書に対する信頼の基礎をなすものである。法定監査の究極的目標は、つねに客観的な意見の表明であり、監査意見は客観的で偏りのない視点に基づ

かなければならない。しかし、客観性は心理状態であり、人間の心理状態は容易に検証できないから、監査を行うに当たっての監査人の客観性を損なうようにみえる可能性のある関係を排除するものとして独立性が位置づけられる。監査は上述の利害対立状況において必要とされるのであるが、監査人が利害対立状況において特定の個人ないし集団の利害に偏っていたり、あるいはそのように見える外観を有していたりしたならば、その他の利害関係者はそのような監査にそもそも存在意義を見出せないことになり、監査制度は成り立たなくなる。ここに監査人に独立性が厳しく要請される根源的な理由がある。「独立していること」と「監査人」とは切り離すことができないと指摘されるように、監査人の独立性は監査の本質、土台、そして存在意義である。

わが国の現行の監査基準・第二・一般基準2（平成14（2002）年改定）では、独立性を「公正不偏の態度」と「外観」とで規定しているが、これらはそれぞれ「実質的独立性」と「外観的独立性」とに対応している。実質的独立性は、事実上の独立性（independence in fact）あるいは精神的独立性（independence in mental attitude）ともよばれ、監査を行う際に監査人が常に維持しなければならない心理的な状態を規定したものである。この独立性規定の根源は、1947年にAICPAが定めた「一般に認められた監査基準」（General Accepted Auditing Standards；以下、「GAAS」<sup>20</sup>という）の中の「一般基準・2」に求めることができる。そこでは「監査の実施に当たり、監査人は常に精神的な態度としての独立性を維持しなければならない」と規定されている。AICPAの精神的独立性に対するこの考え方は、戦後、わが国に監査制度を導入する際に旧監査基準において取り入れられ、その後も一貫して受け継がれた。GAASでは「精神的な態度としての独立性（independence in mental attitude）」と明確に独立性という語が使われているのに対して、わが国の監査基準では「公正不偏の態度」と表現されている。これについては、わが国の場合、独立性をより広い概念である職業倫理の構成要素の1つとみているからであると考えることができる。実質的独立性は、監査人の資質にかかる基本要件であり、監査制度の礎石でもある。しかしながら、実質的独立性は、精神面での要件であるので、理念的・抽象的な要請にとどまり、具体的な要件の形で表現することには大きな困難が伴う。このような背景から、法律や規則で実質的独立性を個別具体的に規定されなかったと考える。

一方、外観的独立性（independence in appearance）は、かつては形式的独立性、経済的・身分的独立性とよばれることもあったが、そのような概念は一面的で監査人に対する独立性諸条件のうちのごく一部しか反映していないと考えられたため、それらの概念を用



いることをやめて外観的独立性ないし外観上の独立性とすることが現在では一般的となっている。同じく新監査基準では、第二・一般基準 2 で「……独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない」と明確に規定している。旧監査基準では、実質的独立性を意味する「公平普遍の態度」（旧監査基準 1）にかかる規定と、「特別の利害関係のない者」（旧基準 2）一かつて形式的独立性と理解されていた経済的・身分的な立場にかかる規定一との 2 つの規定に分けて示していたが、これらを 1 つの規定に統合し、独立性は切り離すことができない一対の概念からなるとする考え方が新監査基準では示されたと考えることができる。このように、監査人は独立したものでなければならないことが法律や基準・規則で定められている最大の理由は、監査人の独立性が担保されなければ、あるいは監査人の独立性が失われていることが周知の事実となっているならば、社会の人々は独立でない監査人が実施する監査そのものを信用しないことは当然で、それにより監査制度自体が成り立たなくなるとする認識があるからである。監査人は、外観がどのようなものであれ実質的に独立でなければならないことは明らかである。また、外観的独立性を厳しくすることに対する反論の 1 つとして、外観が疑わしいからといってそのことが直接的に監査人の事実上の独立性を侵害しているとする事実はなく、それを証明することもできないと指摘されることがある。しかしながら、外観的独立性に関して主要国がより規制を強化する傾向にあるのは、いくつかの理由がある。それらの理由の第 1 に、独立性について疑いがもたれるような外観があること自体が監査制度の基盤を揺るがすことになるとする国際的に共通した会計プロフェッションの厳しい認識があることである。第 2 には、独立性についての精神面での諸条件を法律や規則で詳細に規定することは事実上不可能であり、それに対して外観は、客観的な事実関係として規定できること、さらに第 3 として、外観的独立性を厳しく規定すれば、実質的独立性が保たれなくなるような事態が発生する可能性を低くし、予防的な効果が期待できること等を指摘することができる。

外観的独立性とは、監査人と係わりをもつ人々が当該監査人に対して有する独立性にかかるイメージであるといえる。

監査人と係わりをもつ人々、例えば、被監査会社の代表取締役、経理責任者等の関係者、被監査会社への投資者・債権者等の利害関係者、市場関係者、監督官庁等<sup>21</sup>である。すなわち、監査を依頼する側として監査人と関係をもつ人々、企業が開示する財務諸表等の情報を利用する人々、開示制度を維持・管理することに責任を有する人々であり、それぞれに立場に違いはあるが、監査人との間で一定の関係を有しているということである。それ

ぞれの関係を通じて、こうした人々は、監査人の独立性のイメージを形成するための手がかりとなる情報を入手しており、その結果として監査人の独立性について一定のイメージを形成することが可能となるのである。イメージ形成の手がかり情報は多岐にわたる。監査人と直に接する人々は、監査人の毅然とした態度や効率的な仕事ぶりを通して、独立性について非常によいイメージを形成するかもしれない。他方、粉飾に加担していた事例や企業倒産の報道等を通して数多くのネガティブな情報に接している人々は、独立性について悪いイメージをもつかもしれない。したがって、イメージを形成する人々が受け取る手がかり情報が不確かなのであるから、どのようなイメージが形成されるのかはわからないのである。さらに外観的独立性はイメージあるから、実質がどうであるのかとは無関係である。監査人がどのように強い独立の精神を維持していようが、外部の人々が独立性に関して悪いイメージを持つことはあり得ることである。

社会の多くの人々が、監査人の独立性に関して悪いイメージを持つことになれば、それにより、監査制度そのものを維持することができなくなる可能性が高くなる。なぜならば、そのような監査制度は無意味であるとして制度そのものが廃止されてしまう、もしくは、そのような監査サービスは価値がないとして監査契約を締結する依頼人がいなくなる可能性が高くなるのが容易に予想されるからである。このような事態を避けるためにとり得る方法は、監査業務を排他的に独占することが認められている会計プロフェッションが、自らを厳しく律することにある。

こうした考え方に基づいて、日本公認会計士協会は「倫理規則」を制定し、それを自主的に遵守することを会員に厳しく求めているのである。現行の日本公認会計士協会「倫理規則」は、平成 12（2000）年 7 月 6 日の同協会総会で承認されたものである<sup>22</sup>。それまでの「紀律規則<sup>23</sup>」の内容を全面的に改めるとともに、表題も「倫理規則」と改めた。全 18 条と附則からなる「倫理規則」の中で独立性に関する規定は第 14 条とその注解 11 である。さらに翌年の平成 13（2001）年 11 月 5 日付で同協会は、「倫理規則の独立性（14 条）の解説」を公表し、その理解の徹底を図った。

第14条の冒頭では、「会員は、監査業務を受嘱又は実施するに際しては、依頼人又は関与先との関係において、法令に規定する身分的・経済的利害関係を有してはならず、また、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観を呈しないよう留意しなければならない」と規定している。旧「紀律規則」では、こうした関係を有している場合には監査をしてはならないとする禁止規定となっていたことと比較すると、新「倫理規則」は留意規定とな

っており後退ではないかとの捉え方もあるが、これは国際会計士連盟が定める倫理規則との整合性を図った結果である。そのことよりも重視しなければならないことは、「独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観」とは何かについて、非常に厳格な条項が導入されたことである。上記の「倫理規則の独立性（14条）の解説」によれば、特定の依頼会社に対する報酬の依存度（収入の50%ルール）、主要な担当者による長期間関与の期間（7年継続監査をしたら2年間のインターバルを設ける）、依頼会社の株式の保有（原則禁止、家族も含む）、監査とマネジメント・コンサルティング・サービスとの関係（意思決定への関与禁止）、協会の審査について、日本公認会計士協会による「倫理規則」の具体的なガイドラインが示されている。

### 第3節 米国の会計監査制度改革における監査人の独立性強化

2002年7月、経済成長を謳歌していた米国において、巨額の粉飾決算が発覚し経営難に陥っていた米国の長距離通信会社第2位のワールドコム社が破綻した。ワールドコム社が正式に破綻したのは7月21日であるが、6月末の時点で、総額38億ドルもの利益を嵩上げしていた粉飾決算が発覚していた<sup>24</sup>。また、同社の資産規模は1038億ドルで、2001年12月に破綻したエネルギー卸売最大手のエンロン社（資産規模633億ドル）を超える米国史上最大の倒産となった<sup>25</sup>。これによって、米国の証券市場やそれを支えていた米国のコーポレート・ガバナンス体制に対する信頼は揺らぎ、また世界最高水準のシステムと透明性を誇っていた米国のディスクロージャー制度にも疑問が呈され、会計・監査に対する不信感が広がった。エンロン社に続くワールドコム社の破綻が深刻に受け止められたのは、史上最大規模の倒産であるということだけではなく、会計処理による利益操作の横行により、米国企業全般における財務情報開示の質が低下し、適正なディスクロージャーを確保すべき諸制度や機関が十分に機能していないことが露呈したことによる。

米国では大統領、連邦議会、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission；以下、「SEC」という）、ニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange；以下、「NYSE」という）など様々な機関が総力をあげて証券取引市場や企業統治に関する新たな具体的改革策を打ち出している<sup>26</sup>。

以下では、それらの中から、監査人の独立性の強化に関する規定を中心に、改革以前の状況を踏まえながら検討する。

## 1. SOX 法成立の経緯

2002年7月30日、主としてコーポレート・ガバナンスの実効性を強化するとともに市場の透明性を高めるための諸規制を定めるSOX法が成立した。このSOX法全11章を列挙すれば、以下の通りである。

- 第1章 「公開会社会計監査委員会（PCAOB）」の設置
- 第2章 「監査人の独立性」の強化策
- 第3章 「企業責任」の強化策
- 第4章 「財務ディスクロージャー制度の強化策」
- 第5章 「証券アナリストの利害対立」の緩和策
- 第6章 「SECの資源（財源）増加および権限」の強化
- 第7章 「会計検査院（GAO）およびSECによる調査研究と報告」
- 第8章 「企業および刑事上の不正に関する説明責任」の強化策
- 第9章 「ホワイトカラー犯罪に対する罰則の強化策」
- 第10章 法人税申告書に対する罰則の強化策
- 第11章 会社の不正抑止のための改善策

米国のコーポレート・ガバナンスは様々な過程を経て、近年、世界一の透明性とシステムを自他ともに認めていたが、一連の企業不祥事が相次いで発覚した。これに対応し米国市場を支える投資者の信頼を早期に回復すべく、経営陣のモニタリングとディスクロージャーに重点を置いた歴史的な改革を行おうとするのが同法の目的である。そして、この制定がアメリカの公開会社法に与えるインパクトの大きさは、大恐慌後における33年証券法や34年取引所法以来のものであるとすら指摘されている。

これまで米国においてコーポレート・ガバナンスに関する規制は、株主（投資者）から会社を預かって経営を行う代理人たる経営陣の行動を、株主利益に沿うようにどうやって実質的にコントロールするかという視点から捉えられており、そのアプローチとしては一般に経営陣のモニタリングと経営陣に対するインセンティブ付与の両面から行われてきた。そして具体的に経営陣の監視は、取締役会やそれにより設置される下部機関としてのAudit Committee、また会社が雇う外部監査人を中心にその役割を担わせ、インセンティブ付与は主としていわゆる業績連動型報酬制度を採ることで経営陣の市場評価に対する経営意欲を高め、結果的に市場での株価上昇という株主利益に結びつくシステムを通じて行われてきた。しかし、一連の企業不祥事の発端となったエンロン事件を例にとれば、特定

目的会社を利用した巧妙な連結はずしによる粉飾決算・開示の問題だけではなく、取締役・経営者層によるインサイダー取引の疑い、不正な政治献金の疑い、取締役会と監査人との共謀の疑いなど、そのシステムを悪用した裏工作ともいえるべき手法でコーポレート・ガバナンス全体の面から問題を生じさせ、モニタリングとインセンティブ付与が本来あるべき機能を果たしていないことが明らかになった。

そこで SOX 法は、経営陣に対するモニタリングの実効性強化の面に関しては、Audit Committee や外部監査人の独立性を強化するとともに、企業の会計監査(財務諸表の監査)を担当する公認会計士ないし会計事務所について、従来の会計事務所による自己管理体制や同業者間で実施されるピア・レビュー(peer review; 相互審査)制度に基づく定期的な会計事務所の監査、さらに公共監視審査会(Public Oversight Board; 以下、「POB」という)による監視などといった方式に代わり、SECの下に設けられた行政機関から独立した公開会社会計監査委員会(Public Company Accounting Oversight Board; 以下、「PCAOB」という)による監視方式に移行させた<sup>27</sup>。そして市場の透明性を拡充することを目指し、より迅速なディスクロージャー体制を義務づけ、開示された財務情報の信頼性を高めるために経営陣に対して財務諸表その他の財務諸報告の正確性について個人責任を課している。また、同法は一連の企業・金融スキャンダルで明らかになった役員等による不正行為を防止するための規制、特に利益相反の規制違反や不正行為により取得した利益の返還等に関する規定を強化している。

エンロン事件からも明らかになったように、客観的立場からの厳格な監査を期待されている外部監査人の監査は、これまで必ずしも十分に機能していなかった。1990年代、米国においては、監査業務収入の逡減傾向等を背景に、大手公認会計事務所を中心に非監査業務、特に経営コンサルティング業務への積極的な業務拡大が図られた。その結果、会計事務所の業務収入に占めるコンサルティング業務からの収入の割合が大幅に増加した。この実例として、ビッグ・ファイブの非監査業務による報酬額の総報酬額に占める割合は、ほぼ7割を超えていたと報告されている<sup>28</sup>。

監査人のコンサルティング提供業務については、古くから議論のある問題であった。規制肯定派は、監査人が投資者だけではなく被監査企業のために業務を行うこととなり、利益の相反が生じる危険性があると主張していた。それに対して否定派は、コンサルティング業務が独立性を侵害するという実際の証拠は何も示されていないこと、コンサルティング業務は監査が被監査企業の業務内容を理解するのに役立つとともに監査人の専門知識・

技能を高めるのに役立つこと、および現在行われているコンサルティング業務を担当する者が会計事務所以外には存在しないことなどを、主張をしていた。しかし相次いだ不祥事の真相により否定派の主張は覆される形となった。

## 2. SOX 法の概要

以上のような経緯によって SOX 法が成立したが、ここでは、監査人の独立性の強化の観点から、「非監査業務提供の禁止」、「監査パートナーの強制ローテーション制」および「最高役員等への外部監査人からの雇用と監査の禁止」について概観する。

### (1) 非監査業務提供の禁止

エンロン事件において顕著であったように、外部監査人が監査を行っている会社に対して同時にコンサルタントその他の非監査業務を提供する場合、非監査業務の対価が多額に上ることが多いため、このような監査人の利益相反が実効的な監査の妨げになっていた。

そこで SOX 法は、登録会計事務所たる外部監査人は、監査業務を提供している会社に対して、同時に一定の非監査業務の提供を行うことを禁止した（201 条(a)）<sup>29</sup>。

SOX 法 201 条が 34 年取引所法 10A 条に追加する (g) 項に列挙された非監査業務は次の通りである。

- ① 記帳業務または被監査企業の会計記録もしくは財務諸表に関連するその他の業務
- ② 財務情報システムの設計および運用
- ③ 鑑定もしくは評価業務、算定数値の公正性に関する意見または現物出資評価報告書作成業務
- ④ 保険数理業務
- ⑤ 内部監査のアウトソーシング業務
- ⑥ 経営機能代理行または人事に関する業務
- ⑦ ブローカー・ディーラー、投資アドバイザーまたは投資銀行業務
- ⑧ 法務および監査に関係ない専門業務がある。
- ⑨ その他、新たに設置される PCAOB が規則に定める業務

### (2) 監査パートナーの強制ローテーション制

登録会計事務所の主任監査パートナーまたは監査をレビューする責任を負うパートナー

は、監査先について5年ごとに交替しなければならないとした(203条)。これは、長期的な関係により客観的な監査が阻害される弊害を防止するために設けられた規制である<sup>30</sup>。

いわゆる「期待のギャップ」問題を検討するべく設置されたコーエン委員会の1978年の「見直しと勧告」では、「監査人の定期的交替は行うべきではない」と勧告されていた<sup>31</sup>。

### (3) 最高役員等への外部監査人からの雇用と監査の禁止

監査開始前1年以内に登録会計事務所に雇用され、証券発行会社の監査に関与した者がその会社のCEO、経理担当役員、最高財務役員、最高会計役員その他同様の地位については、当該登録会計事務所はその会社の監査をすることができない(206条)。

コンサルティング業務等を通じて、会計事務所のスタッフは企業にとって有用な専門知識をつけていく。かかる人材を企業が雇用することは、企業にとってもメリットになる。本規定は、そのうちの少なくとも被監査企業において財務報告に係る責任を有する立場にある者を対象とした独立性の要件である。従来、監査人の独立性はその時々々の監査人側の属性のみによって捉えられてきた。しかしながら、本規定は禁止期間こそ1年間と短いものの、監査担当以後の被監査企業との不正な結びつきによる問題や被監査企業内の独立性の問題を規制の対象に含めたことは、その後の独立性に関する規制の重要な一面を提示するものとなった。

以上、米国において成立したSOX法の監査人の独立性強化策について概観した。これら独立性強化策は文字通り「改革的」ではあるが、批判がなかったわけではない。例えば、非監査業務を法律に列挙したこと(201条)に対しては、「日進月歩の会計監査の分野で、規制内容を改正が困難な法律の形で固定すると、現実との乖離が大きくなるおそれがある」というものである。また、201条だけでなくこの法律全般に対して「一連の会計不正事件で破綻したのは、エンロンやワールドコムといった大企業であるが、この法律の適用対象となる企業のほとんどは小規模企業である。こうした企業が監査法人に多様な仕事を頼むことを禁ずる規定は、小規模企業の営業を圧迫する恐れがある」という批判も多くみられた<sup>32</sup>。しかしながら、「確かにその恐れはあるが、それ以上に市場の不信は深刻であり、信頼を取り戻すためにはこうした規定に妥協を設けるべきではない」としてこの法律が成立している<sup>33</sup>。この法律の施行後、米国においては改革の流れが定着し、会計不信からひとまず抜け出すことができたというのが今日の一般的な見解である。

わが国の動向はどのようなものであったろうか。次節では、わが国の平成 15（2003）年の公認会計士法改正における監査人の独立性に主眼に検討する。

#### 第 4 節 わが国の平成 15 年改正公認会計士法における監査人の独立性強化

わが国における監査人の独立性に関する動向として、平成 15（2003）年の公認会計士法改正がある。10 年来のバブル経済の崩壊過程において金融機関を含めた大企業の経営破綻が表面化し、それに伴う会計・監査をベースとした企業ディスクロージャー制度の不信感をいまだ払拭できないでいる。わが国では、バブル経済が崩壊するまで、会計そのものの必要性や重要性が必ずしも認識されなかったと言っても過言ではなかろう。ここに至って、前節で見たように米国の SOX 法等の素早い対応にも影響され、企業ディスクロージャー制度の全面的見直しが急務であると認識されるようになった。この改正は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼を得られる市場を確立する等の観点から、市場のインフラストラクチャーである公認会計士の充実・強化を図るため、公認会計士制度全般に及ぶ大幅な改正となった。

ここでは、まず、改正公認会計士法の経緯を概観し、次に、監査人の独立性の観点から改正法の(1)非監査業務と一定の非監査証明業務の同時提供及び関与先への就職の禁止、(2)継続的監査の制度（ローテーション）、(3)公認会計士の使命・職責の明確化、(4)公認会計士等に対する監査・監督体制の充実・強化を中心に検討する。

##### 1. 平成 15 年公認会計士法改正の経緯

平成 15（2003）年 5 月 30 日、第 156 通常国会において「公認会計士法の一部を改正する法律」（以下、「平成 15 年改正法」という）が成立し、同年 6 月 6 日に公布された。この公認会計士法改正では、上述のような期待を受けて、①公認会計士の使命・職責の明確化、②公認会計士等の独立性の強化、③公認会計士等に対する監査・監督体制の充実・強化、④公認会計士試験制度の見直し等の措置が講じられた。昭和 23（1948）年に制定された公認会計士法は、累次の改正を経ているが、昭和 41（1966）年の監査法人制度の導入、日本公認会計士協会の特殊法人化の改正が行われて以来、公認会計士制度全般に及ぶ 37 年ぶりの大改正であった<sup>34</sup>。



## (1) 改正の背景

本改正の背景には、以下のようなものがあった。バブル崩壊以後低迷するわが国の資本市場の活性化のためには、市場の公正性・透明性の確保による投資者の信頼の向上が不可欠であるところから、平成 8 (1996) 年からの金融システム改革の一環として、企業会計・ディスクロージャー制度の整備が進められてきた。現在まで、①退職金給付会計、税効果会計、金融商品会計、固定資産の減損会計等に係る会計基準の設定、②連結財務諸表原則、外貨建取引等会計処理基準の整備、③監査基準、中間監査基準の改訂等の制度改革がこれまでも行われた。しかしながら、企業会計・ディスクロージャー制度を支えるインフラストラクチャーである公認会計士制度の法整備については、長年にわたり手つかずの状態であり、その制度の充実・強化の必要性が強く指摘されるようになっていた<sup>35</sup>。

経済環境のグローバル化を背景にして、監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的・量的変化への対応が不可欠になっている。質的变化の点としては、前述の会計・監査基準の改訂に伴い、監査において、より実質的な判断が求められるようになってきた点があげられる。量的変化の点では、監査対象法人数の増加、独立行政法人や一定規模以上の公益法人など新たな監査対象の増加が指摘される。また、監査証明業務以外のコンサルティング業務、企業合併・再編時に係る現物出資財産評価業務、内部監査従事等、高度な専門知識を持つ公認会計士へのニーズは、今後も増大することが予想される。これらの需要に対して、わが国の公認会計士は、現在、約 1 万 4 千人と、米国の 33 万人余、英国の 12 万人余と比較してかなり少ない。このような現状から、公認会計士試験制度の改正の必要性が指摘されていた。

また、わが国の監査制度への国際的な信任については、レジェンド問題があげられる。1990 年代のアジア金融危機の時にもアジアの大手企業の粉飾決算や簿外債務などが明らかになり、監査の信頼性が世に問われた。その監査は、ビッグ・ファイブのメンバー・ファームによって行われたものが多く、ビッグ・ファイブの品質・リスク管理部門は、それぞれアジアにおけるメンバー・ファームに対して監査報告書に一定のレジェンド (legend clause ; 警句) を付するよう要請した。わが国においても、バブル経済崩壊後、大手の金融機関がいくつも破綻し、監査の信頼性が国際的にも大きく揺らいだ。それを受けたビッグ・ファイブの要請により、平成 11 (1999) 年 3 月期より、ビッグ・ファイブのメンバー・ファームが、わが国の監査基準の準拠したアニュアル・レポート (年次報告書) に添付される英文財務諸表に対する監査報告書を作成した場合には、「この財務諸表と監査報

告書は、わが国の会計原則や監査基準に通じた利用者向けである。」などのレジェンドが付記されるようになった<sup>36</sup>。

また、前節でみた米国の SOX 法に盛り込まれた監査人の独立性強化、公的監視・監督体制の強化は、事実上の国際標準として、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions ; 以下、「IOSCO」という）の原則に取り込まれたほか、主要国の監査制度改革の動向に多大な影響を与えることとなった<sup>37</sup>。

## (2) 公認会計士審査会・金融審議会公認会計士制度部会における検討

公認会計士制度整備に関する検討は、レジェンド問題等を背景として、平成 11 (1999) 年 4 月より大蔵大臣 (当時) の諮問機関である公認会計士審査会において、監査制度小委員会と試験制度に関する検討小グループを設置して検討が行われ、平成 12 (2000) 年 6 月に「監査制度を巡る問題点と改革の方向」、「公認会計士試験制度見直しに関する論点整理」としてまとめられた。「監査制度を巡る問題点と改革の方向」では、監査人の独立性確保のあり方、同一監査人の継続的監査の制限、監督業務に対する内部管理・審査および外部審査体制のあり方、また「公認会計士試験制度見直しに関する論点整理」では、第 1 次試験の廃止、第 2 次試験における科目合格制の導入等が盛り込まれた。これらは、後述の金融審議会公認会計士制度部会における検討のベースとなった。また、監査法人における関与社員の交代制 (ローテーション) 等は、これらの提言を受け、日本公認会計士協会の自主規制として実施された。公認会計士審査会の公認会計士制度整備に関する重要事項の調査審議の機能は、平成 13 (2001) 年 1 月の中央省庁再編に伴い、金融審議会に移管された。金融審議会は、同月の内閣総理大臣および金融庁長官の諮問を受け、公認会計士制度部会を設置し、検討が行われた。この金融審議会公認会計士制度部会では、同年 10 月に、試験制度ワーキンググループ、監査制度ワーキンググループを設置して論点整理が進められていたが、SOX 法に見られるようなエンロン社等の会計不正事件に対する米国政府の迅速な対応などの国際的動向も踏まえ、平成 14 (2002) 年 9 月以降には、メンバーを拡大して、両グループ合同での検討が行われた<sup>38</sup>。

平成 14 (2002) 年 12 月 17 日、その審議結果が、「公認会計士制度の充実と強化」と題された部会報告が取りまとめられた<sup>39</sup>。

## 2. 平成 15 年改正公認会計士法の概要

以上のような経緯によって改正公認会計士法が成立した。米国におけるエンロン社等の会計不正事件や近年のわが国における虚偽証明事件の背景には、監査人の被監査会社からの独立性に問題があったとの指摘がなされている。これらの指摘を踏まえ、監査の公正性・信頼性の向上を図り、公認会計士等が、被監査会社等から独立していることを実質的にも外観的にも維持するため、独立性強化の措置を講じられた。ここでは改正法の中から、監査人の独立性の強化に関連する事項を取り上げ検討する。

### (1) 監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供及び関与先への就職の禁止

公認会計士又は監査法人が、大会社等から一定の非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等に対して監査証明業務を行うことを禁止することとされた（第 24 条の 2, 第 34 条の 11 の 2）<sup>40</sup>。

公認会計士等が会社等に対して監査証明業務を行うに際して、近い将来に関与先に就職することが見込まれているような場合には、現在の監査証明業務が不当に歪められるおそれがあるため、監査証明業務を行った翌会計期間終了までの間は、被監査会社等の役員等に就職すること自体が禁止された（第 28 条の 2, 第 34 条の 14 の 2）。あわせて、監査法人の社員が関与した会社等の役員等に就任した場合には、当該監査法人は当該会計期間まで当該会社等に対して監査証明業務を行ってはならないこととされた（第 34 条の 11）。

米国の SOX 法ほど厳格ではないが、本改正でわが国においても監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供及び関与先への就職すること自体が法律によって禁止された。これまでは、日本公認会計士協会が「倫理規則」と「倫理規則の独立性（第 14 条）の解説」を制定し、自主規制を行ってきたが、必ずしも遵守されていなかった。自主規制のレベルから法制化されたことにより、形式的にも経済的にも監査人の独立性が強化されたといえる。

### (2) 継続的監査の制度（ローテーション）

公認会計士は、同一の大会社等に対して 7 会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべてについて監査関連業務を行った場合には、政令で定める会計期間、当該大会社等に対して監査関連業務を行うことを禁止する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合において、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りで

ないこととされた（第 24 条の 3）。

また、監査法人は 7 会計期間以内の政令で定める期間継続して同一の大会社等に対し監査関連業務を行った社員に対して、政令で定める会計期間、当該大会社等に対する監査関連業務を行わせてはならないこととされた（第 34 条の 11 の 3）。

上述の監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供の禁止と同様に、改正前は日本公認会計士協会の自主規制ルールに委ねられていた公認会計士の同一の大会社等に対する継続的監査の制限が、本改正により法律により規定されたことは、監査人の独立性強化につながるといえる。

しかしながら、この一定期間ごとに関与する公認会計士を交代させる（ローテーション）規定、及び継続監査期間経過後の監査禁止期間（インターバル）規定については、前者は改正法により 7 年、後者は政令により 2 年の「7 年 2 年ルール」が採用された（第 24 条の 3）。特定の公認会計士が長期間監査を行えば、企業との癒着、いわゆる「なれ合い」が発生する蓋然性が、少なくとも外観的には高くなることはいうまでもない。加えて同条同項には、但し書きに例外規定も盛り込まれており曖昧な規定になっている<sup>41</sup>。第 2 節で見た米国の SOX 法では、「5 年 5 年ルール」と規定している。本改正案に反対する立場から「奥山（日本公認会計士協会）会長は『昨年 5 月の EU 委員会勧告も 7 年 2 年ルールだ。わが国は米国と違ってサラリーマン社長が多いため、平均在任期間は 3 期 6 年。経営者より担当期間が長くないと自信を持って監査できない』と主張する」が、日本企業の決算内容に対する内外市場関係者の信頼性は、欧米よりも低い<sup>42</sup>との批判もあった。米国では 5 年 5 年ルール、EU では 7 年 2 年とあるルールが示されているならば、より厳しいルール、もしくは、さらに厳しいルールを選択すること考えられる。参議院財政金融委員会での峰崎委員による、なぜ米国のような 5 年 5 年ルールを採用しなかったのかという質疑に対する竹中国務大臣（金融担当大臣・経済財政政策大臣）の答弁には「日本についてもむしろショック療法ぐらいの、むしろほかよりも厳しめぐらいのそういう姿勢を示すべきではないかと、そういうご指摘なのかなと思って拝聴いたしました。それは確かに 1 つの考え方としてはあり得る<sup>43</sup>」とある。また、同じ質疑に対し、藤原隆政府参考人（金融庁総務企画局長）は、その理由として、公認会計士の現在の数の不足の状況や地域偏在に理由があったと答弁している<sup>44</sup>。なお、このローテーションについては、法律により 7 会計期間の範囲内、インターバルは内閣府令で定めるところになっており、今後、より厳しい規定への改正が行われるかどうか注目されることである。

### (3) 公認会計士の使命・職責の明確化

公認会計士には、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきことが求められている。公認会計士の社会的意義に対する理解を深め、また、公認会計士自身の使命、職責に対する自覚を促すためにも、改正前には規定がなかった使命、職責が法律上明確化された。

具体的には、公認会計士は、監査及び会計の専門家として、中核的業務である監査証明業務を独立した立場で行い、会社等が作成する財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等における不正の発見、正確な財務情報の開示等を通じて会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを使命として規定された（第1条）。

なお、公認会計士がその財務情報の信頼性を確保する対象は、私企業だけではなく、公益法人などの公的な活動主体なども広く含んでいる。また「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識と技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない」との職責を新たに規定された（第1条の2）。

表 1-1 専門的職業に係る法律上の使命または職責規定

	使命または職責に関する規定	条項
公認会計士法	公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。	1条
	公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。	1条の2
税理士法	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。	1条
弁護士法	弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。	1条
	弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。	1条2項
	弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。	2条
司法書士法	司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。	2条
医師法	医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。	1条
国家公務員法	すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力をあげてこれに専念しなければならない。	96条

出所：藤沼（2012）p.149を参考に筆者作成。

本改正により、改正前には規定がなかった公認会計士の使命、職責が法文化された。しかしながら、これまで、公認会計士法はいわゆる士業法でありながら、その使命、職責が法文化されていなかったこと自体が異常なことであり、表 1-1 でみるように他の士業法(税理士法、弁護士法、司法書士法、医師法など) および国家公務員法には、例外なく目的規定や職責規定が設けられていることから、遅きに失したとも言える。

#### (4) 公認会計士等に対する監査・監督体制の充実・強化

米国における会計不正事件を教訓として、わが国においても、監査の質の確保と実効性を図るため、日本公認会計士協会による「自主規制」の限界を補完し、公認会計士監査制度の公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、行政の公認会計士等に対する監査・監督体制の充実・強化を図ることとされた。

第 2 節で見たように、米国では、SOX 法によって、それまでの監査事務所同士のピア・レビュー中心の監査事務所の監査体制を SEC が認可した民間機関である PCAOB による監督体制に改めた。また、平成 14 (2002) 年 10 月に、IOSCO から監査人の監督については、職業専門団体から独立した機関等が行うべきであるとの提言がなされている。こうした国際的な動きを踏まえ、わが国においても、日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」を前提としつつ、「自主規制」の実効性を高めるべく、日本公認会計士協会から独立した行政によるモニタリングを制度的に導入することとされた。モニタリングの担い手としては、金融庁が直接行うべきであるとの議論もあったが、公認会計士監査制度に関する客観的・専門的知見を有する公認会計士審査会(平成 15 年改正法により「公認会計士・監査審査会」に改称)が行うことが最適であるとの判断がなされた。また事務局の設置など審査会の機能の充実を図ることとされた。

また「品質管理レビュー」のモニタリングの実効性を制度的に担保するため、公認会計士・監査審査会に監査法人に対する検査権限を付与し、モニタリングの結果に基づき、監査法人等又は日本公認会計士協会に対する行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる権能が整備された(第 35 条)。

公認会計士等に対する監査・監督体制の充実・強化については、本改正で、公認会計士・監査審査会に改称された。この公認会計士・監査審査会の委員は 9 名中 8 名が公認会計士以外から構成されており(1 名は日本公認会計士協会会長)、初めて独立した監査・監督機関ができたことになる。

## 第5節 わが国の平成19年改正公認会計士法による監査人の独立性強化

前節でみてきた平成15(2003)年の公認会計士法の大改正以降も、公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が多々生じたこと、あわせて企業活動の多様化・複雑化・国際化が進展する中、監査業務も複雑化・高度化を遂げてきていることなどを踏まえ、組織的監査のあり方についての根本からの議論・検討が必要であるとの問題意識に基づき、平成18(2006)年4月26日から11回にわたり、金融審議会公認会計士制度部会の会合が開催された。また、本会合の開催に先立つ同年4月25日、EUの閣僚理事会において「EUにおける法定監査に関する指令」(以下、「EU第8次指令」という)が採択され、6月9日に公布、6月29日に施行されている。

### 1. 平成19年公認会計士法改正の経緯

公認会計士・監査法人による監査は、企業財務情報の信頼性の確保に当たり、極めて重要な役割を担うものである。

前述の金融審議会公認会計士制度部会では、国際的な動向等のレビューや関係者からのヒアリング等を行った後、①監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーのあり方、②監査人の独立性と地位の強化のあり方、③監査法人等に対する監督・責任のあり方等の論点ごとに討議が行われた。その結果として、平成18(2006)年12月22日に、報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」(以下、「制度部会報告」という)がとりまとめられた。制度部会報告などを踏まえて策定された「公認会計士法等の一部を改正する法律案」は、平成19(2007)年3月13日に国会に提出された。国会においては、法案の目的や具体的内容、監査報酬の決定のあり方を含めた企業のガバナンスのあり方、中堅・中小監査法人の育成、会計監査に係る人材の確保等の問題について質疑が行われ、同年6月20日に可決され、同日、「公認会計士法等の一部を改正する法律」(以下、「平成19年改正法」という)が成立し、6月27日に公布された。平成19年改正法の成立以降、改正法における見直し項目のうち、技術的・細目的事項を定める政令及び内閣府令等については、平成20(2008)年4月1日の改正法の施行期日までに、順次公布された。

### 2. 平成19年改正公認会計士法の概要

平成19年改正法概要としては、主に、①監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスク

ロージャーの強化，②監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し，③監査人の独立性と地位の強化の3点についての強化・見直しが図られた。

#### (1) 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化として，業務管理体制の整備，監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大，監査法人による情報開示の義務付けが図られた。

監査法人において，業務の執行の適正性確保，業務の品質管理の方針の策定及びその実施のための業務管理体制の整備が求められた。信用失墜行為の禁止については，平成19年改正法以前には，公認会計士についてのみ規定されており，監査法人については規定されていなかった。しかし，監査法人についても，公認会計士の使命及び職責の規定が準用され（法34条の2の2第2項）ていたが，19年改正法では，監査法人についても，信用失墜行為の禁止が規定された（法34条の13第5項）。

監査法人の社員資格は，本改正以前は，公認会計士に限られていたが，社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の上限25%と条件付ではあるが，非公認会計士についても「特定社員」になることができるようになった。あわせて，特定社員の日本公認会計士協会への入会も担保された。

また，監査法人による情報開示も義務付けされ，業務及び財産の状況に関する説明書類を公衆縦覧が求められた。

#### (2) 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直しでは，行政処分の多様化，課徴金納付命令の創設，有限責任組織形態の監査法人制度の創設などの整備がなされた。

監査法人に対する行政処分の類型として，改正前の「戒告」，「業務停止命令」，「解散命令」の3種類に，「役員等解任命令」，「課徴金納付命令」，「業務改善命令」の3種類が加わり計6種類の行政処分となった。

公認会計士・監査法人に対し，違反行為を適切に抑止する観点から利得相当額を基準とする課徴金を賦課（一定の戒告，業務停止，解散命令等を行う場合であって，課徴金の賦課が適当でないとき認められるときは）命じないことができる）されることになった。その除斥期間は，7年とされた。



- ① 故意の場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬相当額の 1.5 倍
- ② 相当の注意を怠った場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬相当額の 1 倍

有限責任組織形態監査法人については、内閣総理大臣への登録を求め、次の要件の整備がなされた。

- ① 最低資本金 100 万円×社員数
- ② 供託金 200 万円×社員数（損害賠償責任保険による代替も認められるが、その額は、供託金の額から 100 万円×社員数を控除した額が限度）
- ③ 計算書類の開示 収益の額が 10 億円以上の規模の場合は、監査報告書の添付も義務化

### (3) 監査人の独立性と地位の強化

監査人の独立性と地位の強化としては、監査人の独立性に関する規定の整備、就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大、いわゆるローテーション・ルールの整備、不正・違法行為発見時の対応が規定された。

就職制限の範囲を被監査会社の「連結会社等」は、親会社、連結子会社等（連結子会社、持分法適用の非連結子会社、関連会社）及びいわゆる兄弟会社（親会社の他の連結子会社等）へ拡大された。

いわゆるローテーション・ルールの整備としては、「5 年－5 年」のローテーション・ルールの対象となる大規模監査法人は、監査証明業務を行う上場会社等の数が 100 以上の監査法人と規定された。

表 1-2 の 17 は、「外部通報」を怠ったことによる処分である。平成 19 年改正法では、この規定は、金融商品取引法における措置であるが、監査人の独立性や監査の実効性等を強化する観点から、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合には、監査役等に通知するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏んだ上でも、なお適切な措置がとられないと認めるときは、監査人は金融庁長官への申出が義務付けられた。

この公認会計士の守秘義務に関する議論は、本稿では扱わないが、この公認会計士の守秘義務との関係を整理すれば、他の士業、例えば医師や弁護士の患者や依頼者の権利を最大限に守るという使命を尽くすために認められているのに対し、公認会計士の守秘義務に

については、公認会計士は守秘義務を保持しなければ適切な監査はできないが、公認会計士には「適切な情報開示に協力する」という公益目的のための使命があること重視するならば、実質的な依頼者は投資者や株主、会社債権者と捉えて考える必要がある。

表 1-2 監査不祥事例と監査人の懲戒処分事例

	処分対象	処分内容	対象事項	公認会計士・監査審査会等報告年月日	金融庁処分年月日	日本公認会計士協会処分年月日
1	公認会計士	登録抹消	不正経理に協力したことによる信用失墜行為禁止違反による。		H14.3.29	H14.11.7
2	瑞穂監査法人 公認会計士 2名	業務停止 1年 登録抹消	フットワークエクスプレス(株) (理由) 相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして監査意見を表明した。		H14.10.15	H14.11.6
3	公認会計士 2名	6 か月の業務の停止	共同監査において、貸付先が破たんして貸付金が全額回収できないと知りながら、貸付金を損失計上していない財務書類に対して適正意見を表明した。		H16.1.13	
4	新日本監査法人 公認会計士	戒告 6 か月の業務の停止	学校法人東北文化学園大学 (理由) 相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。		H16.12.17	H18.12.1
5	中央青山監査法人	戒告	(株)あしぎんフィナンシャルグループ、(株)足利銀行 (理由) 著しく不当な業務運営による		H17.1.25	
6	公認会計士 2名	9 か月の業務の停止、3 か月の業務の停止	(株)テスコン (理由) 故意に、及び相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。		H17.9.20	
7	中央青山監査法人	業務の一部 (停止する業務; 証券取引法監査及び会社法監査 (法令に基づき会社法に準じて実施される監査を含む) 停止 2 か月。ただし、一定の監査業務を除外するものとする。	カネボウ(株) (理由) 故意に虚偽のないものとして監査証明を行った。		H18.5.10	H19.7.27 (中央青山監査法人及び登録抹消されていない会員 1名)
	公認会計士 3名	登録抹消 (2名)、1年の業務の停止 (1名)				

8	公認会計士	登録抹消	カネボウ㈱ (理由) 有価証券報告書の財務書類の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した。		H18.5.24	
9	公認会計士 3名  日栄監査 法人	6か月(1名), 3か月(2名)の 業務停止  戒告	㈱ケイビー (理由) 相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。		H18.11.30	
10	麹町監査 法人	戒告	㈱TTG ホールディングス (理由) 故意に、あるいは、相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。	H19.3.28	H19.4.27	
	監査法人 つばき	戒告				
	公認会計士 3名	登録抹消				
11	公認会計士 3名	登録抹消(1名), 9か月の業務停止(1名), 6か月の業務停止(1名)	ライブドア (理由) 故意に、あるいは、相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。		H19.6.4	
12	公認会計士	1年6か月の業務停止, 課徴金134万円の納付命令	インサイダー取引 (理由) 信用失墜行為による。	H20.3.18 (証券取引 等監視委員 会)	H20.4.9 H20.4.9	H20.4.21
13	公認会計士 4名	2年の業務停止(2名), 6か月の業務停止(1名), 9か月の業務停止(1名)	三洋電機 (理由); (2年の2名) 単体決算において、子会社の株式の会計処理で適切な減損処理がされていないのに、これを容認した。 (他の2名) 連結担当で単体の不正を知る立場にあったにもかかわらず見過ごした。		H20.7.11	
14	監査法人ウ イングパー トナーズ	業務の一部の停止1年(契約の 新規の締結に関する業務の停止)業務の改善 命令(業務管理 体制の改善)	運営が著しく不当と認められる ため。	H21.12.17	H21.3.13	
15	監査法人ウ イングパー トナーズ	業務停止1か月 業務改善命令 (業務管理体制 の改善)	㈱ペイントハウス ㈱ゼンテック・テクノロジー・ジ ャパン (理由) 相当の注意を怠り、重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽および脱漏のないものとして証明した。		H21.7.8	
	公認会計士 3名	業務停止1年6 か月(1名), 業 務停止1年3か 月(1名), 業務 停止3か月(1 名)				
16	公認会計士	課徴金118万円	東陽監査法人に所属する公認会計士による内部取引に対する課徴金命令	H22.11.16		

17	新日本有限責任監査法人	戒告	ネクストウェア(株)の監査での未回収の残高確認上の取り扱い及び通報への対応が不十分。 (理由)	H23.7.7	
	公認会計士 2名	業務停止 3 か月 (2名)	①売掛金の残高確認未回収の場合の代替手続きが不十分。 ②外部通報への対応が不十分		

出所：藤沼（2012） pp.187-192 を筆者編集。

## 第6節 おわりに

本稿では、近年の米国及びわが国における会計監査制度改革の動向を監査人の独立性の観点から主眼におき検討した。会計監査制度の歴史、企業文化等の背景に違いはあるものの、監査論における重要な課題のひとつである「監査人の独立性」について、日米両国において業界団体による自主規制の限界が認識され、それらを補完するための具体的な強化策が法律として示されたことは評価でき、それに期待されるころは大きかった。米国においては、SOX 法制定後、早い時期にその効果は現れ、会計に対する証券市場の信頼は取り戻されたといえる。一方、わが国においては、平成 15 年改正法後にも、表 1-2 でみるように企業の会計報告における不祥事が多々生じており、「会計不信」は完全には払拭されていない。公正で透明な市場を形成するためには、財務諸表監査の更なる質的向上が求められるのは当然のことながら、会計プロフェッションとしての職業上の根幹をなす職業倫理の厳格な遵守の問題が問われることになる。次章で検討する会計専門職の資格の議論にも、資格取得のための教育の段階で、そして資格取得後も定期的、継続的な職業倫理教育の必要性が明らかにされている。

1 本稿では、特にことわりのない限りは、「会計プロフェッション」は、公認会計士あるいは監査法人を指し、場面によっては「公認会計士」、「監査法人」、「公認会計士等」、「外部監査人」と呼ぶこともあるが、すべて同義語としてご理解いただきたい。

2 山榘（1980） p.3 を参照。

3 AAA（1973）邦訳 p.3 を参照。

4 伊東（1995） p.1 を参照。

5 AAA（1973）邦訳 pp.19-22 を参照。

6 鳥羽・川北他（2001） pp. i - ii を参照。

7 広義には、会計に関する高度な知識や経験をもとに専門家として一定の社会的役割を担

- 
- っている者（税理士、会計の研究者・会計教育に携わる者）、もしくは、会計に関する特定の技術をもって企業等の会計業務に貢献する専門家、アナリストなどの専門家も会計プロフェッションであるといえる。
- 8 米国公認会計士協会でも、ほぼ同様ながら（その違いは、「正式な教育課程を備えている」ことと、明確に「職業倫理規定があること」）を含む7つの属性があげている。
  - 9 川北（2001）p.250を参照。
  - 10 弁護士等の競争的な関係にある職業、または他の会計関連団体なども考えられる。
  - 11 八田（2003）p.9を参照。また、監査について昭和48（1973）～昭和49（1974）年には、監査の「公営論」の議論もあった。川北（2001）pp.99-119に詳しい。
  - 12 村上（1997）p.14を参照。
  - 13 判例等として、以降の裁判への影響は考えられる。
  - 14 同様に、新しい治療法として、以後、他の患者への治療方針等への影響は考えられる。
  - 15 税理士法（昭和26年法律第237号）第2条により、税務に関する業務について、排他的・独占的な業務権限が認められている。
  - 16 通常、税務当局と納税者の当事者間に限定されるといってよい。
  - 17 一法師（2002）pp.6-7を参照。
  - 18 本節の議論については、鳥羽（2001）、弥永（2002）に詳しい。
  - 19 日本監査研究学会監査人の独立性に関する研究部会（1993）p.26, p.34を参照。
  - 20 10の監査基準を指す。そのうち3つの基準（一般基準）は監査人が有すべき個人的な資質について、あと3つ基準は（実施基準）はどのように関与されるべきかについて、残りの4つ基準（報告基準）は監査報告書の様式と内容について規定している。
  - 21 広義には従業員、近隣住民等も含めたステークホルダー全体に及ぶ。
  - 22 直近の変更としては、「最終変更 平成22（2010）年7月7日」がある。
  - 23 昭和41（1966）年12月1日制定。
  - 24 日本経済新聞、平成14（2002）年6月27日。
  - 25 日本経済新聞、平成14（2002）年7月22日。
  - 26 連邦会社法を有しない米国において、これら連邦証券諸法や証券取引所上場基準などが実質的な米大規模公開会社法として機能していることは、従来から指摘されている
  - 27 このピア・レビュー制度は1990年2月に制度化された。SECは法律上公開会社の監査を行う公認会計士を規律する権限を有するが、人的資源が限られていることから米国において公認会計士業界を監督・規律するのは基本的にAICPAのSEC監査業務部会（SEC Practice Section；以下「SECPS」という）とよばれる機関である。SECに対して報告を行う会社について監査を行う公認会計士事務所には、SECPSへの参加が義務づけられており、そこで監査の質を高めるためクオリティ・コントロール制度の設置が義務づけられる。その監督には同業者である他の会計事務所による3年に1度の定期的な検査が行われる。
  - 28 松本祥尚「Blight-Line Accountingと職業会計士の役割 他人保証と自己保証」『第6回神戸フォーラム（会計学）アメリカ不正会計とその分析』（講演資料）（2003/7/13）神戸大学経済経営研究所、pp.8-9を参照。なお、このビッグ・ファイブとは、「世界五大会計事務所」（Price Waterhouse Coopers(PWC), Ernst & Young(AY), KPMG, Deloitte & Touche & Tohmatsu(DTT), Arthur Andersen & Co.(AA)）であり、現在ではエンロン社の担当会計事務所であったArthur Andersen & Co.(AA)が監査業務廃止の処分を受けビッグ・フォーとなっている。
  - 29 同条(a)では、禁止されている非監査業務以外の業務を実施するには、Audit Committeeの事前承認が条件とされている。
  - 30 Audit Committeeの議長は、大規模な会社の多くでは経営陣との癒着を避けるため3年から6年で交替するのが通常であったのに対し、エンロン社では16年以上の長期にわ

---

たつて務めていたという。

- <sup>31</sup> Commission on Auditors' Responsibilities Report (1978), 邦訳, p.211 を参照。
- <sup>32</sup> 中川 (2003) p.92 に詳しい。
- <sup>33</sup> 中川 (2003) p.95 に詳しい。
- <sup>34</sup> 本節で議論する法改正の経緯は, 野村 (2003) pp.111-120, 井上 (2003a) pp.4-11, 井上 (2003b) pp.24-33 に多くを負っている。
- <sup>35</sup> 金融庁「証券市場の改革促進プログラム」(2002/8/6) を参照。
- <sup>36</sup> 詳しくは, 加藤 (2002) p.54 を参照。
- <sup>37</sup> IOSCO 専門委員会ステートメント「監査人の監督に関する原則[要約・仮訳]」(2002/8/6) を参照。
- <sup>38</sup> 公認会計士審議会監査制度小委員会「監査制度をめぐる問題点と改革の方向—公認会計士監査の信頼の向上に向けて—」(2000/6/29) を参照。
- <sup>39</sup> 金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士制度の充実と強化」(2003/12/17) [<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20021217-1.pdf>] を参照。
- <sup>40</sup> 現行の規定における「大会社等」の範囲は, 会社法上の会計監査人設置会社, ①大会社(資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上の株式会社), ②委員会設置会社(定款の定めにより指名・監査・報酬委員会を置く株式会社), ならびに金融商品取引法監査対象会社, ①金融商品取引市場に上場されている有価証券の発行会社, ②認可金融商品取引業協会に登録されている有価証券の発行会社, ③有価証券の募集又は売り出しにつき有価証券届出書を提出した(一定の要件に該当して金融庁長官の承認を受けたときには適用除外)会社, ④当該会社が発行した有価証券(株券, 有価証券信託受益証券で受益有価証券が株券であるもの等に限る)につき, 過去 5 年間の事業年度のいずれかの末日における所有者の数が 500 人以上である会社(当該事業年度の末日において, 発行会社の資本金の額が 5 億円未満であるとき, 所有者の数が 300 人未満のとき, 及び一定の要件に該当して金融庁長官の承認を受けたときは適用除外), そして銀行, 長期信用銀行, 保険会社等とされている。なお, 平成 19 (2007) 年 6 月 20 日成立, 6 月 27 日公布の「公認会計士法等の一部を改正する法律」により, 非上場(前述③又は④に該当する会社), かつ, 資本金 5 億円未満(又は売上高 10 億円未満), かつ, 負債総額 200 億円未満の会社について適用除外に追加された。この適用除外は, 会社法の規定により会計監査人の設置義務のある大会社であっても, 例えば未公開のベンチャー企業や中堅会社の場合には, 財務書類の調整等について公認会計士や監査法人の指導を要することが多いとの実情を踏まえ, 公認会計士の地域的な偏在等を考慮した上で措置されたものと考えられる。池田他 (2009) p.103 を参照。
- <sup>41</sup> 例外規定は, 「ただし, 当該公認会計士(監査法人の社員であるものを除く。)が当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務諸表について監査業務を行うことにつき, 内閣府で定めるやむを得ない事情があると認められる場合においては, 内閣府で定めるところにより, 会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは, この限りでない。」である。
- <sup>42</sup> 詳しくは, 大塚 (2003) p.43 を参照。
- <sup>43</sup> [竹中発言] 「第 156 回 国会参議院財政金融委員会会議録第十三 3 号」(2002/5/29) p.8 を参照。
- <sup>44</sup> [藤原発言] 「第 156 回 国会参議院財政金融委員会会議録第十三 3 号」(2002/5/29) p.8 を参照。

## 第2章 銀行監督と規制の再編

### 第1節 はじめに

金融システムは、信用面、資金決済面から経済取引を支えるインフラであり、国民経済が健全な発展を遂げるためには、その安定性は欠くことができないものである。そのため、どの国においても、監督・規制を通じて金融機関資産の健全性維持が図られている。また、金融危機に備えて各国の中央銀行による最後の貸し手機能や預金保険制度などといったセーフティネットが構築されている。

わが国の銀行は、情報化、グローバル化、金融技術の進歩などの金融環境の急速な変化により、国内外からの厳しい競争にさらされてきた。これらの金融環境の変化を背景として、銀行の業務内容もより高度化・多様化し、それに伴い銀行経営を取り巻くリスクもますます複雑化・多様化してきていることから、自己資本の充実や各種のリスクの適切な管理への取組みが求められてきた。わが国では、バブル経済崩壊以降、金融機関の破綻や銀行の経営内容の大幅な悪化が多くみられた。平成9（1997）年11月の北海道拓殖銀行の破綻を契機として、それまでの破綻金融機関処理の枠組みでは普通銀行の破綻には対応できないという制度的な欠陥も明らかになり、わが国の金融システムの安定と再生、そして金融機関に対する国内外の信頼を回復するために、金融機関には、不良債権の迅速な処理、戦略的な業務再構築やリストラ、経営内容の情報開示等への積極的な取り組みを、監督当局においては、監督・検査体制の充実を図っていくことが求められてきた。

わが国の銀行や他の金融機関は、かつては、大蔵省によるいわゆる「護送船団方式」により、不自由ながらも安定した経営を行なってきたが、大蔵省は、平成7（1995）年に従来の裁量型行政から客観的ルールに基づく透明性の高い行政への転換を表明した。平成9（1997）年6月には、それまでの大蔵省の金融と財政の機能が分離され、金融行政が新設された金融監督庁に移行され、現実のものとなった。

本章では、まず、第2節でわが国の銀行業の変遷を、そして第3節でわが国の銀行監督行政の変遷を辿ることにより、監督行政・規制の再編の背景を検証する。そして第4節、第5節において、銀行規制の概念を検証し、次章以降に続く議論に導くものとする。

## 第2節 わが国の銀行業の変遷

わが国の銀行の歴史は、江戸時代の両替商にまで遡る。明治維新後、西洋近代化の流れを受けて、米国のナショナル・バンク制度にならった発券銀行制度を導入するため、明治5（1872）年には、国立銀行条例が制定され、国立銀行4行が設立され、これによりわが国における欧米流の近代的銀行制度が発展していった<sup>1</sup>。

わが国においても、政策転換によって金融危機を引き起こした経験もあり、史的考察からみえてくることも少なくない。

本節では、近年に至るまでの銀行業が置かれた環境を概観する中で、銀行監督と規制の再編を要請した、その時代の背景をみていくこととする。

### 1. 近代～現代の変遷（大正～昭和時代）

大正12（1923）年の関東大震災の影響もあり、第一次大戦後の昭和2（1927）年に金融恐慌が起こり、大規模な預金取付けが発生したため、緊急勅令による全国銀行の一斉モラトリアム（支払停止）がなされるという異常事態が発生した。弱小銀行が営業不振、破産などにより大銀行に吸収・合併されることも多かったことから、政府は預金者保護の観点から、銀行条例を廃止し、「銀行法」を制定してした。その内容は、資本金の最低額を定めるなどとし、主に銀行経営の健全化を目的とした。また、この「銀行法」は、昭和56（1981）年の「改正銀行法」までの長年にわたり、現在のわが国銀行制度の礎として、その役割を果たしてきた。

第二次大戦後、インフレーションが収束し、経済情勢が落ち着きを取り戻した後、監督当局による金融機関の再編・整備が大々的に行われた。その特徴は銀行業務と証券業務の分離、長短金融業務の分離、銀行業務と信託業務の分離に代表される「専門金融機関制度」であり、それぞれの分野で、金利規制、業務規制、市場分断規制といった競争制限的な行政指導体制、いわゆる「護送船団方式」であった。わが国経済は、昭和30年代から、40年代にかけて高度成長を謳歌したが、護送船団方式は、こうした高度成長を金融面から支援する形で、その役割を發揮したといえる。国際通貨危機、石油危機などの激動期を経て、企業の資金調達が多角化、国際金融分野での交流などにより、銀行を取り巻く内外情勢が変化し、金融機関間の競争の激化、同質化現象が顕著となった。このような情勢を背景に金融機関の効率化、金融の自由化および国際化の観点から、昭和56（1981）年に「改正銀行法」が成立し、金融自由化による金利ならびに業務分野の規制緩和が急速に進展した。



## 2. バブル経済の発生とその崩壊

昭和 60 (1985) 年 9 月, G5 (米国, 英国, フランス, 西ドイツ, 日本) による蔵相, 中央銀行総裁会議が開催され, ドル高是正を主眼とするいわゆる「プラザ合意」が成立した。その結果, 米国の金利引き下げによるドル安の進行は, 円高の進行を意味した。対ドル円レートの急激な上昇は, 日本経済のリーディング・セクターであった自動車, 電機, 機械などの輸出関連産業に打撃を与え, 景気は停滞色を強めていった。具体的には, 昭和 58 (1983) 年半ばでは 1 ドル=220 円~230 円であったドル円レートは, 昭和 61 (1986) 年には 150 円台に達し, 同年末にはいったん 160 円になったものの, 昭和 62 (1987) 年には 140~150 円で推移した<sup>2</sup>。

この間, 政府は, 内需拡大と景気てこ入れを目的として, 規制緩和等による「民活」を利用した市街地再開発や新市街地開発の促進を盛り込んだ「総合経済対策」を発表した。これは, プラザ合意以降, 日本政府が, 米国より強く求められた貿易黒字縮小のための内需拡大要求に対して, 喫緊の課題として取り組んだためといえる。

日本銀行が連続的に公定歩合を引き下げたことにより, 景気は上昇局面に転じ, 民間銀行の貸出の著増や株価の上昇を背景とした過剰流動性により, 株価, 地価の未曾有の高騰, いわゆる「バブル」が発生した。しかしながら, 平成 3 (1991) 年に入ると一転, 株価の大幅な下落, 地価の反落による資産価格の下落により, 実態経済も急速かつ大幅に減退した。

バブル崩壊後, 貸出先の経営悪化や融資の多くが担保不動産に依存していたこと, 建設業や不動産業といったバブル業種へ多額に貸し込んでいたことから, 不動産価格の下落を通じて, 銀行の不良債権は急速に拡大していった。平成 9 (1997) 年には, 北海道拓殖銀行が, また, 平成 10 (1998) 年には日本長期信用銀行, 日本債券信用銀行という大手行が相次ぎ破綻し, 「金融危機」の様相を呈した。こうした中, 不良債権処理に伴う資本不足補填のため「公的資金の注入」が実施された。平成 10 (1998) 年の「金融機能安定化緊急措置法」により, 大手行など 21 行に, 約 2 兆円を, 平成 11 (1991) 年には「金融早期健全化法」により, 大手行など 15 行に約 7 兆円の公的資金が注入され, その後, 平成 14 (2002) 年の「金融再生プログラム」の発動による金融庁主導の不良債権処理の推進により, 不良債権問題は正常化に向けて進展していった。

### 3. 規制緩和と銀行業界の再編

日本経済が高度成長から安定成長に移行し、資金需要の主体であった企業部門が資金余剰主体に変化し、また、金融の国際化、自由化が進展したことで、金融制度を取り巻く環境は大きく変化した。平成 5（1993）年の「金融制度改革法」により、銀行・信託銀行・証券会社間の業態別子会社を通じた相互参入が認められ、「銀行・信託」、「銀行・証券」の業務分野規制が緩和された。

また、平成 7（1995）年には、定期預金について 10 年物までの取扱いが認められ、平成 11（1999）年に銀行による普通社債の発行が解禁されたことにより、長短金融分離も実質的に解消された。さらに政府が打ち出した金融システム構造改革、いわゆる「日本版ビッグバン」に関連して平成 10（1998）年には「金融持株会社法」が施行され、銀行や証券会社、保険会社などの金融機関を傘下に持つ「金融持株会社」が解禁された。平成 12（2000）年に、第一勧業銀行、富士銀行および日本興業銀行の 3 行により、わが国初の銀行持株会社として「みずほホールディングス」が設立されて以降、都市銀行を中心に銀行持株会社を利用したメガ金融グループの再編が急速に進んだ。その後、東京三菱銀行、三菱信託銀行、日本信託銀行による「三菱東京フィナンシャルグループ」など大型再編が相次ぎ、平成 25（2013）年現時点では 4 つの主要な金融グループに再編されている。

### 4. 近年の銀行の動向

平成 12（2000）～18（2006）年にかけて米国で、長期間にわたる金融緩和と「サブプライム・ローン」と呼ばれる低所得者向けの住宅ローンにより、住宅バブルが発生した。平成 19（2007）年夏以降に、サブプライム・ローンの延滞・担保物件の差押えの急増など返済問題が顕在化すると、サブプライム・ローンが証券化という手法を通じて、それまでに世界中の多様な投資家に販売されファイナンスされていたことから、瞬く間に関連証券市場で市況が急落した。

平成 20（2008）年 9 月には、米国投資銀行の 1 つであったリーマン・ブラザーズの経営破綻を契機として、金融市場の混乱が一層深刻化し、世界的な金融危機（リーマン・ショック）となった。こうした経済環境の中で、比較的影響を受けることがなかったわが国のメガバンクは、海外事業の強化の好機ととらえ積極的に海外進出に乗り出し、米国投資銀行や米国証券会社への出資により、海外事業や投資銀行業務の強化を図っている。

また、サブプライム問題による世界的な金融危機の再発防止に向けた規制・監督の観点

から、国際金融規制体制の強化の一環として「自己資本比率規制（バーゼルⅡ）」の包括的な見直しなどが進められている。過去の不良債権の処理で毀損した自己資本の多くを優先株式で調達していた日本のメガバンクは、自己資本の質についての新たな規制への対応を見据えて、大規模な普通株式の公募増資による資金調達を実施している。

近年、各メガバンクは、国内の資金需要が落ち込む中で、特にインフラ整備などを中心に資金需要が旺盛で、まだまだ成長が見込まれる中国への進出が顕著となっており、中国に現地法人を設置し、中国内陸部への支店の開設により取引先の中国進出支援や中国元建決済のサービス提供により、中国を海外戦略の柱として位置づけている。

また、メガバンクによる証券会社の買収など、証券戦略も本格化してきている。銀行と証券の垣根が低くなる規制緩和も進んでおり、景気悪化等で企業向けの融資が伸び悩んでいる中、金証融合のビジネスを法人・個人でも拡大する観点から、証券業務の拡充が最重要課題とされている。

地域金融機関についても、従来の地域との結びつきのなかで比較的安定した経営基盤を維持してきたが、リーマン・ショック後の金融危機によるマーケット低迷等、激しい金融環境の変化により、都市銀行や信用金庫・信用組合などとの競争が激化してきている。このような環境下で、従来の地域基盤を超えた地方銀行、第二地銀同士の広域的な提携や、銀行持株会社設立によるグループ化の動きもみられるようになるなど、規模拡大の再編が相次いでいる。

### 第3節 わが国の銀行監督行政の変遷

#### 1. 大蔵省による銀行監督行政

わが国の銀行監督行政の歴史は、明治初期にまで遡る。当時の銀行監督行政は、大蔵省理財局に置かれた銀行課が行っていた。銀行課は、その後理財局から大臣官房へ移され、さらには、銀行の検査・監督行政の重要性が認知され、同課は昇格し大蔵省銀行局が設置されるに至った。以後、銀行局は、銀行の監督を行う一方で、金融制度について調査、企画、立案を行うことを任務として、長年、わが国銀行業界に大きな影響を与えてきた<sup>3</sup>。

経済環境等の変化にいち早く影響を受ける銀行を法律の枠組みのみで規制することは困難なため、銀行法などは、その詳細を政令、大蔵省令に委ねていた。さらに、大蔵省は、この大蔵省令の解釈を示す内容のものから銀行の業務の態様を指示するものに至るまで、局長名による通達も発出していた。この通達に違反したことを理由に、大蔵省から具体的

な制裁が課されることはなかったが、銀行は、常に大蔵省の意向に添った形で経営を行ってきたといえる。わが国では、銀行については、免許制による参入規制が実施されてきた。これらの免許をはじめとするさまざまな許認可などの広範な権限や監督権が大蔵省に集中していたことがその背景として考えられる。

この免許制度は、特に重要な業務分野において、新規参入企業の質を確保する上で有益なものであることはいうまでもないが、当時は、実際に新規に免許が与えられることは少なく、既存の銀行の既得権を保護する結果となっていたことは注目しなければならない。一方では、銀行は、競争が排除された業界で企業が生存を続けることは比較的容易であり、こうした大蔵省による銀行保護色の強い行政のあり方は、諸外国或いはマスコミなどからも護送船団方式と揶揄された所以である。これは、大蔵省が、銀行が破綻に陥れば、その監督当局としての責任が問われることを恐れていたともいえる。したがって、最も体力の弱い銀行に合わせた行政指導が行われる傾向にあった。その結果として、わが国の銀行の体力、国際的競争力を著しく弱めることになった。さらには、主要銀行では、このような関係を円滑に行うために、いわゆる「MOF 担」と呼ばれる大蔵省銀行局など同省の銀行に対する監督行政に対応するために、銀行内に大蔵省担当部署を置き、エリート行員を配して、大蔵省の動向に細心の注意を払ってきた。このような行過ぎた関係は、のちに社会問題に発展いくことになった<sup>4</sup>。

金融の自由化、グローバル化、情報化が進展するなかで、経営革新に向けた活力を醸成するためにも監督当局の裁量的な判断を排除し、あらかじめ定められたルールに基づく金融行政への転換が求められるようになった。この監督当局による裁量行政は、諸外国から不透明であるとの批判を受けるに至った。さらには、1990年代半ば以降における不良債権問題の拡大と金融機関破綻の増大、銀行の海外拠点における不祥事への大蔵省の不適切な対応を契機として、金融行政の改革を求める気運が急速な勢いで高まっていった。こうした状況下、また、ビッグバンと称される金融制度改革の規制緩和の流れのなかで、大蔵省による金融行政のあり方も大きな転換期を迎えた。大蔵省は、平成7(1995)年12月に従来の裁量型行政から客観的ルールに基づく透明性の高い行政への転換を表明した。

また、大蔵省による金融行政は護送船団方式と揶揄されるように関係者間での事前調整に重点がおかれていたが、ルールに基づく透明で公正な金融行政への転換を目指して平成10(1998)年6月に、行政指導の根拠となっていた金融関係の通達・事務連絡が全廃された<sup>5</sup>。

表 2-1 銀行監督・規制の再編

平成 8 (1996) 年11月	「金融システム改革」の実施
平成 9 (1997) 年 6月	金融監督庁発足
平成10 (1998) 年 4月	日本銀行法施行 (旧日本銀行法の全文改正, 平成 9 (1997) 年 6月成立)
	「早期是正措置」の運用開始
平成11 (1999) 年 4月	金融再生委員会発足
同 年 7月	金融監督庁「金融検査マニュアル」の適用開始 (同年 4月に公表)
平成12 (2000) 年 7月	金融庁発足 (金融監督庁の機能を引き継ぐ)
平成13 (2001) 年 1月	金融再生委員会廃止, 業務は金融庁へ移管
平成14 (2002) 年10月	金融庁「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」を公表
平成19 (2007) 年 2月	金融庁「改訂版金融検査マニュアル」を公表 (同年 4月から適用開始)

出所：金融庁の公表資料を基に筆者作成。

## 2. 金融再生委員会

預金者を保護し、金融制度の安定を確保するために、破綻に陥った金融機関に迅速に対処する体制を強化する必要がある。また、新たな資金の貸し手を探すことのできない健全な借り手を保護する体制を整備することが重要である。そこで、平成 11 (1999) 年 4 月に、破綻もしくは破綻のおそれがある金融機関を取扱うために金融再生委員会が設けられた。金融再生委員会は、国家行政組織法 3 条 2 項にもとづき、総理府の外局として設置された。金融再生委員会は委員長および委員 4 名でもって組織された。委員長は国務大臣として任命され、各委員は、経済、金融または法律に関して優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命にあたった。

金融機関が債務超過などに陥り、預金の払い戻しを停止もしくは停止するおそれがあるようなとき、金融再生委員会は、比較的破綻の影響が小さい場合は、金融整理管財人を選任して、破綻金融機関の処理を進め、破綻が他の金融機関の連鎖倒産をもたらす、金融システムに重大な支障をきたすと懸念するような場合は、国は直接にそれを管理（特別公的管理）することができた。金融再生委員会は、平成 13 (2001) 年 1 月に後述の金融庁と統合された。

### 3. 金融監督庁

上述の MOF 担による汚職事件を契機に、大蔵省に対する世論の批判が強まった。さらに、金融専門会社の破綻処理問題、ニューヨークを舞台にした都市銀行の巨額損失事件などの監督当局としての対応の不備が指摘された。権限が特に集中する大蔵省解体論は以前からもあったが、それは主として国家としての総合調整機能である予算編成機能の内閣移管論であったが、1980年代以降、金融が脚光を浴びたことにより、財政・金融分離論として大蔵省解体論の権限を分割するという考え方が現れた。それが現実のものとなったのは、金融が華やかな脚光を浴びた後の1990年代に入り官僚機構の腐敗と機能不全が顕著化したという時代背景を反映したものであった<sup>6</sup>。

平成9(1997)年6月に、総理府の外局として金融監督庁が設置されることとなった。従来の大蔵省は、業界の監督を行うと同時に、当該業界の保護、育成を行う役割をも果たしてきた。この2つの役割を分離することで、より市場原理にもとづいた監督体制が期待された。すなわち、裁量的で不透明な金融行政と決別し、ルールに基づく、事後的な監視体制へ移行することが期待された。新しく発足した金融監督庁の人員は、これまでの大蔵省の銀行局、証券局などから配属された。なお、金融制度に関する企画・立案の機能は大蔵省に残され、これらの実施は、大蔵省に新設された金融企画局が行うことになった<sup>7</sup>。

### 4. 金融庁の発足

平成10(1998)年7月に中央省庁等改革基本法が制定され、わが国の中央行政機関が根本的に改組されることとなった。金融機関の監督に関しては、新しく創設された内閣府の外局として金融庁が設置された。上述の金融監督庁が改組編成され金融庁となった。中央行政機関の改組は、平成13(2001)年1月より実施されたが、金融庁については、平成12(2000)年7月より、前倒しで発足した。また、国内金融に関する企画立案機能が、大蔵省金融企画局から移された。金融庁は当初金融再生委員会の下に置かれたが、平成13(2001)年1月の同委員会の廃止とともに、内閣府の外局として設置されることとなった)。金融再生委員会設置法が改正され、金融庁設置法となった。金融庁設置法によれば、金融庁は、「わが国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ること」を任務としており、この目的を達成するために、国内金融、国際業務に関する制度の企画・立案に関する事務、金融機関の検査その他の監督を行なっている。金融庁では、金融監督庁の監督部および検査部

の機能がそれぞれ監督局および検査局で行われ、さらに、大蔵省金融企画局の権限は、総務企画局が担当している。

## 第4節 銀行規制

### 1. 株式会社としての銀行

銀行法4条の2は、銀行は、株式会社組織で営むことと要求している。株式会社は、①株式発行による資金調達が可能であり、大規模な事業を行うために適していること、②株主総会、取締役会、監査役制度など会社の内部機関が充実していること、③情報開示の制度が充実していることなどから、公共性の高い業務を安定かつ継続的に行うためには最も確かな事業形態であるという考えに依るものと解することができる。

### 2. 自己資本に関する規制

#### (1) 株式会社における資本の意義

株式会社は、株式発行により資金調達を行う。株式会社への出資者である株主は、株式への出資（株式の引受価額）を限度とする有限責任を負うのみで、その額以上は会社債権者に対して責任を負わない。したがって、会社債権者にとっては、会社の財産だけが自らの債権の拠り所となる。そのため会社法は、株式会社は一定の金額を定めてこれを公示し、会社存続中は、少なくともこの金額に相当する財産を会社に保持させようとしている。この一定の金額を資本という。資本金の額は登記される。

株式を発行した場合、原則として、株主になる者が会社に対して払込み・給付した財産の額が資本金の額となる。もっとも、この額の半分未満は、資本金として計上しないことができる。言い換えれば、発行価額の少なくとも半分は資本金として計上しなければならない。資本金として計上しない額は、資本準備金として計上される。

利益準備金は、将来会社の経営が悪化した場合に備えて積み立てるものである。会社は、剰余金の配当をする場合には、配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金の額とあわせて資本金の4分の1に達するまで積み立てなければならない。利益準備金の積み立てによって配当に当てられる剰余金は減少するものの、会社に留保される財産は増加することになる。

また、銀行法は、利益準備金の積立てについて会社法の特別を定めている。すなわち、銀行法は、銀行に対して、配当による減少する剰余金の額の5分の1を資本準備金または

利益準備金として積み立てることを要求し、会社法の要件を強化している。これらのことは、経営の健全性が他の事業会社よりもより強く要求されていることが理由である。

平成 19（2007）年改正前の商法では、株式会社の最低資本金制度（1,000 万円）が定められていたが、会社法では、最低資本金制度は廃止された。しかしながら、銀行は資本金の額が政令で定める一定額以上の株式会社組織であることが要求され、この資本金の額は 10 億円を下回ってはならないと定められている。現行銀行法施行令は、この額を 20 億円と定めている。

## （2）BIS 規制以前のわが国の自己資本比率規制

銀行経営の健全性を判断する基準の 1 つに経営諸比率規制がある。このなかで、特に重視されるのが自己資本比率規制である。自己資本比率規制とは、保有資産の額に応じ、一定割合の自己資本を確保するように求める規制をいう。自己資本は、出資の額と事業の成果として得た特定の利益によって構成される。この規制は、自己資本比率を一定水準以上に保つことにより、業務のリスクに対応して経営の安定性および健全性を確保することを目的とするものである。

わが国では、大蔵省の通達による行政指導によって自己資本比率規制が実施されていた時代があった。そこでは、本則として、銀行の自己資本を総資産の 4%程度以上確保すること、ならびに、補則として、自己資本に有価証券の含み益（×70%）を加えたものが、総資産の 6%程度以上となるように要求されていた。

その後、金融市場の国際化が進展するなかで、国際的な銀行のシステムの安定化を図るとともに、国際的に活動している銀行間の競争条件を平等なものとするために、銀行に対する自己資本比率規制の国際的統一を図ることの必要性が認識されるに至った。

## 3. 「早期是正措置」の導入

それまでのわが国の銀行監督は、大蔵省（当時）が銀行法等に規定された監督権限に基づき金融行政を執り行い、また中央銀行である日本銀行は決済システムの円滑な運用の確保を通じ、金融システムの信用秩序維持のための役割分担が形成されていた。この金融行政については、個別の判断や裁量によるところが大きかったといわれている<sup>8</sup>。この監督当局による裁量行政は、諸外国からも不透明であるとの批判を受けていた。金融の自由化、グローバル化、情報化が進展するなかで、経営革新に向けた活力を醸成するためにも、監



督当局の裁量的な判断を排除し、あらかじめ定められたルールに基づく金融行政への転換が求められるようになった。

表 2-2 早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		是正措置の内容
	国際統一基準	国内基準	
非対象区分	8%以上	4%以上	
第1区分	4%以上 8%未満	2%以上 4%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求めおよびその実行の命令
第2区分	0%以上 4%未満	0%以上 2%未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置にかかる措置 1. 自己資本の充実にかかる合理的と認められる計画の提出およびその実行 2. 配当または役員賞与の禁止またはその額の抑制 3. 総資産の圧縮または増加の抑制 4. 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められ条件による預金または定期積金等の受け入れの禁止または抑制 5. 一部の営業所における業務の縮小 6. 本店を除く一部の営業所の廃止 7. 子会社または海外現地法人の業務の縮小 8. 子会社または海外現地法人の株式または持分の処分 など
第2区分の2	0%以上 2%未満	0%以上 1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止等の何れかを選択したうえ、当該選択にかかる措置を実施することの命令
第3区分	0%未満	0%未満	業務の一部または全部の停止命令

出所：鹿野（2006） p.112。

さらには、1990年代半ば以降における不良債権問題の拡大と金融機関破綻の増大、銀行の海外拠点における不祥事への対応の不手際などを契機として、金融行政の改革を求める気運が急速な勢いで高まっていった。こうした状況下、大蔵省は、平成7（1995）年12月に従来の裁量型行政から客観的ルールに基づく透明性の高い行政への転換を表明した。

そして、国際決済銀行（Bank for International Settlement；以下、「BIS」という）内に設けられたバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision；以下、「バーゼル委員会」という）において、昭和63（1988）年に成立した「銀行の自己資本比率規制に関する国際統一基準；以下、「BIS規制」という」に準拠した自己資本比率を客観的指標とし、自己資本比率の水準に応じて、あらかじめ明示した行政措置を発動する

「早期是正措置」によって、銀行による自己査定、外部監査の実施を前提として、新しい経済環境の下で、銀行経営の安定性を確保するための監督上の手法・枠組みとして導入されるに至った。この早期是正措置の導入に伴い、健全性を示す客観的な指標である自己資本比率が一定の基準値を満たさない銀行に対しては、銀行監督当局は、表4のように、該当する区分に規定された内容で、必要な是正措置・命令を出せることになった。

## 第5節 銀行規制の国際的協調 — BIS 規制

### 1. 市場規律と私的自治の潮流（プルーデンス政策）

金融システムが安定的かつ効率的に機能することを確実なものとするためには、市場における競争、あるいは市場に備わったチェック機能や公的当局による監督・規制を通じて金融機関経営者に対し節度ある経営を促すと同時に、システムック・リスクの発生を未然に防止するような仕組みを、金融システムのなかにあらかじめ組み込んでおくことが求められる。このような諸施策は、プルーデンス政策（prudential policy）と呼ばれる。そのうち、経営の健全性確保を通じて金融機関の破綻を未然に防ごうとする施策のことを事前の規制あるいは予防的規制という。一方、取り付けの発生、決済上の事故などを契機として、個別銀行の破綻が銀行システム全体へと波及し、金融システムが正常に機能しえなくなるというシステムック・リスクの顕現を防止しようとする措置を事後的規制あるいは保護的規制（セーフティ・ネット）という。

表 2-3 プルーデンス政策の類型

	実施・運営主体	
	公的当局	民間部門
事前（予防）的 規制	① 競争制限的規制 バランスシート規制 銀行検査・考査	② 市場によるチェック 業界の自主規制
事後（保護）的 規制	③ 最後の貸し手 預金保険 公的当局による救済	④ 相互扶助制度 預金保険

出所：鹿野（2006）p.109を参照。

このプルーデンス政策の類型を表にしたものが、表 2-3 である。プルーデンス政策は、公的当局あるいは民間ベースによるものか、事前（予防）的規制もしくは事後（保護）的措置かという 2 つの基準を軸にして分けられている。それぞれ、表 2-3 の①「公的当局／事前的規制」、②「民間部門／事前的規制」、③「公的当局／事後的規制」、④「民間部門／事後的規制」に分けられる。それぞれの措置の役割や内容は固定的なものではなく、情報化、グローバル化に伴う市場構造の変化に応じて変わりうることはいうまでもない<sup>9</sup>。

- ①「公的当局／予防的規制」は、一般に公的規制と呼ばれているもので、銀行業務への新規参入規制、金利・手数料などの価格規制、業務分野規制、店舗規制などの競争制限的規制のほか、自己資本比率規制に代表されるバランスシート規制および銀行監督当局の検査・中央銀行の考査などからなる。
- ②「民間部門／予防的規制」は、市場規律を重視する方策や各種業界団体による自主規制があげられる。
- ③「公的当局／保護的規制」は、預金保険制度、中央銀行による「最後の貸し手」機能および公的当局による救済措置の実施がある。
- ④「民間部門／保護的規制」は、預金保険制度のほかに民間銀行間の相互扶助制度や援助活動がこれにあたる。

上述のようにプルーデンス政策は種々の形態をとるが、最近では、画一的で指揮・命令型の公的規制が相対的に後退する一方、グローバルな金融市場での私的自治（private market regulation）が重要な役割を果たすようになってきている。

市場での私的自治の重要性が各国の銀行監督当局によって認識されるようになった背景には、①リスクの評価や管理という情報生産活動における専門化の一段の進展、②官民の間における情報格差の拡大があげられる。かつては、銀行監督当局や中央銀行が情報生産上優位な立場にあったが、金融の自由化、グローバル化、情報化の進展に伴って、両者の立場は逆転し、近年では監督規制当局等と市場参加者の間でのリスク管理に関する知識や情報の水準にかかわる格差が拡大する状況さえみうけられる。こうした、自立的・内生的に形成される市場での私的自治の新しい流れによって、私的自治の機能が最大限に引き出せるように誘因両立的な規制（incentive compatible regulation）が行われるようになった<sup>10</sup>。

## 2. BISによる自己資本比率規制

ここでは、現在の金融システム規制の中心である自己資本比率規制について概観する。世界経済がグローバル化し相互依存が深まる中、各種の投資資金が国境を越えて瞬時に移動する時代となり、これらの資金移動により発生する事故が、世界の金融市場の連鎖的な破綻をも及ぼす可能性が高まった。こうした状況下で、国際的な銀行のシステムの安定化を図るとともに、国際業務を手掛ける各国の銀行間の競争条件を平衡化し、相互協力のもとで、国際銀行システムの健全化、安定化を強化していくことが課題となった。そのため世界の銀行監督当局は緊密な協力を行い、銀行に対する自己資本比率規制等の銀行監督の手法及び基準について国際統一を図り、これにしたがって各国監督当局が共通した指導・監督を行うことが有益であるとの認識が生まれた。こうした中で、プルーデンス政策の国際協調を議論する場として前述のバーゼル委員会を中心に検討が進められた。バーゼル委員会は、先進主要国の銀行監督当局および中央銀行をメンバーとして構成され、銀行監督政策の国際協調を図るうえで、重要となる問題について、多角的な観点から分析・検討のうえ、そうした検討結果に基づき、表 2-4 のように各種の提言を行っている<sup>11</sup>。

まず、昭和 63 (1988) 年 7 月に、「自己資本比率規制」(通称;「バーゼル I」,「BIS 規制」)が成立した。その目的は、国際的な銀行システムの安定性・健全性の強化と、国際的な銀行業務に関わる銀行間の競争条件の平衡化を確保することにあった。それによって、海外に営業拠点を持つ銀行の健全性を示す指標の国際的な統一規制として、自己資本比率を 8%以上とする自己資本比率規制が導入された。また、海外に営業拠点を持たない銀行の場合においても、自己資本比率を 4%とすることが求められた。わが国でも、昭和 63 (1988) 年 12 月に大蔵省銀行局長通達後、経過期間を経て平成 5 (1993) 年 3 月期からこの基準の適用が実施された。

バーゼル I については、①銀行は様々なリスクを抱えているにもかかわらず、信用リスクと市場リスクだけに対応して自己資本を保有するのでは不十分である。②健全な企業向けの貸出と破綻寸前の企業向けの貸出では、本来信用リスクは大きく異なるにもかかわらず、全く同じ 100%という掛け目というのは合理的ではないなどの批判があった。バーゼル委員会では、これらを改善すべく新しい自己資本比率規制について議論が重ねられてきた。最終的にまとまったのが、バーゼル II である。まず、従来のバーゼル I には信用リスクしか考慮されていなかったため、規制対象として市場リスク(金利リスク、価格変動リスクなど)を取入れる拡充案が検討された。その結果として、平成 7 (1995) 年 4 月には

「市場リスクを対象とするために BIS 規制の追補を発出するための提案」がなされ、その提案をもとに平成 8 年（1996）年 1 月には市場リスクを含む形でのバーゼル I が改定された。この改訂バーゼル I では、新たに自己資本比率規制の枠組みとして①最低所要自己資本、②監督上の検証プロセス、③市場規律からな 3 つの柱を相互補完的に活用したアプローチが提案されるに至った。

表 2-4 BIS 規制の動向

昭和62（1987）年 1月	FRB とイングランド銀行「銀行の自己資本比率規制に関する米英共同提案」を発表 これをうけて BIS 銀行規制監督委員会で本格的に検討される
昭和63（1988）年 7月	「銀行の自己資本比率規制に関する国際統一基準（以下、「BIS 規制」という）」を公表
平成 4（1992）年 末	BIS 規制の適用開始（わが国は、平成 5(1993)年 3 月期から）
平成 6（1994）年 7月	「デリバティブ取引のリスク管理に関するガイドライン」を公表
平成 8（1996）年 1月	BIS 規制の対象に市場リスクを含める改定
平成 9（1997）年 7月	「銀行監督に関する最低基準を定めたコア・プリンシパル」の策定
同 年 末	改定 BIS 規制の適用開始（わが国は、平成 10(1998)年 3 月期から）
平成10（1998）年以降	改定 BIS 規制の見直し作業
平成11（1999）年 6月	新 BIS 規制（以下、「BIS II」という）の第一案（バーゼル委員会による市中協議）を公表
平成13（2001）年 1月	BIS II の第二案（市中協議）を公表
同 年 7月	オペレーション・リスクに関するワーキングペーパー公表
平成15（2003）年 4月	BIS II の第三案（市中協議）を公表
同 年 10月	BIS II の一部修正案（市中協議）を公表
平成16（2004）年 6月	BIS II
平成17（2005）年 5月	BIS II の内部格付手法等の呼び計算開始（比率の公表はせず）
平成18（2006）年 5月	BIS II の適用開始（先進的な手法は平成 19（2007）年度末から）

出所：金融庁〔[www.fsa.go.jp/](http://www.fsa.go.jp/)〕、国際決済銀行（Bank for International Settlements）〔<http://www.bis.org/index.htm>〕の公表資料より筆者作成。

ここで、銀行監査上、重要視されるのは3つ柱の1つとして「市場規律」が確認されたことである。これは自己資本の構成内容等に関するディスクロージャーの充実を促し、市場で銀行行動を規律づけるメカニズムの活用が目指されたためである。また、バーゼル委員会は、デリバティブ取引のリスク管理上の基本原則の1つとして、「定期的かつ厳格な内部監査および外部監査を実施する必要性」もあげている。

さらに、平成11(1999)年6月に新BIS規制(通称;「バーゼルII」,「BISII」)第1案(市中協議),平成13(2001)年1月に第2案(市中協議),平成15(2003)年4月第3案(市中協議),同年10月にBISIIの一部修正案(市中協議)と検討が重ねられ、平成18(2006)年5月(先進的な手法は平成19(2007)年度末)から、バーゼルIIの適用が開始された。

#### (1) バーゼルIの算定式

バーゼルIの自己資本比率は、前述の通り、銀行の健全性を測る基準として大きな役割をはたすようになり、わが国や米国などでは、早期是正措置の発動基準として監督当局にも活用されるようになった。バーゼルIの算定式は、数次の改訂があったが、バーゼルIIに移行前の算定式は以下の通りである<sup>12</sup>。

$$\frac{\text{Tier I (資本の部)} + \text{Tier II (劣後ローン, 有価証券含み益等)}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク}} \geq 8\%$$

\*分母の信用リスク(=リスクアセット)の内訳は、(国債等×0%) + (銀行向け与信×20%) + (企業向け与信×100%) + (住宅ローン×50%)である。

バーゼルIの特徴として、次の2つがあげられる。①分子には、コアとなる資本に加えて、劣後ローンや有価証券の含み益の一部を算入することができる。1980年代後半は、邦銀の国際的なプレゼンスは高かったものの、必ずしも資本は厚くなかった。国際的競争条件を整えるためには、当時、邦銀が大量に保有していた株式の含み益を算入する必要があり、議論の結果、算入が可能となった。しかし、この含み益に関しては、景気の波に大きく左右されるもので、自己資本比率規制自体が景気の波を増幅させるという観点から批判も受けた。②リスクアセットと呼ばれる個々の資産に対して、上記のようにリスクの掛け目を乗じたものが分母とされていることである。バーゼルIの場合は、下記の通り、国債

などを大量に保有していても掛け目はゼロなので、分母にカウントされない。一方で、民間企業向け債権であれば、100%資産としてカウントされる。当初はこうした債権が焦げ付いてしまうリスク（信用リスク）だけを対象として、一定の自己資本を積むことを求めているが、その後、市場リスク（為替相場や金利変動による保有資産の価格変動に伴うリスク）に対しても自己資本をバッファとして保有し全体としてリスクアセットに対して自己資本が8%以上であることが求められた。

## (2) バーゼルⅡの算定式

$$\frac{\text{Tier I (資本の部)} + \text{Tier II (劣後ローン, 有価証券含み益等)}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナルリスク}} \geq 8\%$$

\*分母の信用リスクについては、各金融資産ごとに格付け等に応じて精緻なリスクウェイトを乗じるとなった。

バーゼルⅡの主な特徴は以下の3点である。

① 銀行の健全性確保のための3本の柱という考え方が導入されたことである。すなわち、規制資本をクリアするという第1の柱だけでは不十分であり、2つの柱でこれを補完する必要があるとされている。第2の柱は、内部管理であり、銀行が内部的にリスク管理を行い、監督当局による検証を受けることが重要であるとしている。これによって、銀行自身が規制資本で求められるリスク以外のリスクも含めて統合的にリスク管理を自ら行うことが奨励されている。例えば、銀行勘定の金利リスク（資産と負債の償還期間が一致していないことにより、金利が変動したときに生じるリスク）についても自己資本の備えが必要とされたが、これに対しては、まだリスクを計測する技術が確立していないことから、第2の柱で対応することとし、各銀行がそれぞれリスク管理を行うことと整理された。第3の柱は、市場規律であり、リスク管理状況などを情報開示し、これに対して市場からも評価を受ける必要があるとしている。バーゼルⅡでは、こうした3つの柱によって健全性を維持することが重要であるという発想の転換が図られている。

② 信用リスクと市場リスク以外にオペレーショナル・リスクに対しても自己資本を保有することが義務付けられた点である。オペレーショナル・リスクとは、業務遂行上起こり得るリスクであり。例えばシステム・トラブルなどが典型的なものである。銀行が徐々に装置産業化していることに伴い、こうしたリスクが大きくなりつつある。そして、

③ 信用リスクの算定方法が化されたことである。金融資産ごとに格付け等に応じて精緻なリスクウェイトを乗じることにより個別金融資産の信用リスクを反映させたリスクアセットを算出することとした<sup>13</sup>。

バーゼルⅡは、平成19(2007)年1月<sup>14</sup>より国際的に順次導入される過程に入っていたが、同年8月、米国のサブプライム・ローン問題に端を発した金融危機の到来によって、大きな見直しを迫られることとなった。現在、次のような観点から検討がなされている。

①欧米の主要金融機関は自己資本比率をクリアしていたにもかかわらず、経営が大幅に悪化した。この背景には、これらの金融機関が負っていたリスクに対してTier I資本が十分ではなかったと指摘されている。

②自己資本比率規制は、個々の銀行の健全性確保には機能するが、個々の銀行が健全性を担保すれば、必ずしも金融システム全体の安定性が確保されるわけではないという点である。例えば、景気悪化に伴い、自己資本比率は低下するが、8%を維持するために銀行が貸出を抑制したり資産を売却したりすると、さらに景気の悪化を招くといった悪循環をもたらしかねない。こうした景気との同調性も考慮して、自己資本比率規制を再考する必要があるという合意が国際的に生まれつつある。

## 第6節 おわりに

本章では、2000年前後における銀行監督と規制の再編について、その変遷を辿り、現在までどのように変化してきたかを国際機関の規制とあわせて検証し、次のようなものをみてきた。まず、わが国の銀行監督行政の変遷をたどり、大蔵省のいわゆる護送船団方式によって銀行が保護されてきた結果として、わが国の銀行の体力、国際的競争力が弱められ、そのような中で大蔵省と銀行の行過ぎた関係は監督当局としての機能不全を顕在化した。金融の自由化、グローバル化、情報化が進展するなかで、経営革新に向けた活力を醸成するためには監督当局の裁量的な判断を排除し、予め定められたルールに基づく金融行政への転換が求められるようになった。そして、特に平成元年以降は金融市場の自由化、グローバル化、情報化によって、従来の監督当局の規制のみならず、市場での私的自治の機能を引き出せるような誘引両立的な規制が重要な役割を果たすようになってきた。

こうした状況から銀行検査・監査制度は、市場の透明性を確保するために、金融庁・日本銀行・預金保険機構・外部監査人(公認会計士)・内部監査人(自行検査部)の役割が重要視されてきた。本章でみてきたこれらのことを前提に、続く第3章では、本章でみてきた銀行監督行政と規制の再編を実効に移す、わが国の銀行検査・監査体制を、本論文の目



的である金融システムにおける銀行監督・会計監査の果たす役割を中心に考察する。

- 
- 1 「銀行」という名称は、国立銀行条例の模範である米国の国立銀行法（「National Bank Act」）の「Bank」を、「お金（金銀）を扱う店」との発想から、中国語で「店」を意味する「行」を用い、「銀行」と翻訳されたことに由来している。なお、米国のナショナル・バンク（National Bank）は、民間銀行であり、わが国の国立銀行も「国立」との名称が使用されていたものの、国営の銀行ではなかった。米国のこのナショナル・バンクについては、現在では、「国法銀行」と訳されている。川口（2012）p.1を参照。
  - 2 伊藤真利子（2012）p.50を参照。
  - 3 川口（2013）pp.119-120を参照。
  - 4 川北（2001）p.12を参照。ここでは、銀行（「民間」）が自己防衛的に大蔵官僚（「官僚」）の腐敗を誘発してきたこと、また、1990年代後半まで公然と行われてきた高級官僚の天下りについても述べられている。
  - 5 鹿野（2001）pp.55-56を参照。銀行業務に関連した通達・事務連絡は合計643本（通達400本、事務連絡243本）を全面見直しの後、616本（通達382本、事務連絡234本）が廃止された。行政上不可欠と判断された通達・事務連絡については、内容を基準として①省令・告示（71本）、②事務ガイド（6本）、③銀行法第24条に基づく報告依頼（財務関係書類の定期的な提示依頼、1本）および④連絡文書（27本）という4つの分類で再発出された。
  - 6 西村（2003）pp.393-394を参照。
  - 7 金融監督庁が総理府の外局として設置されることとなった理由は必ずしも明確ではない。大蔵省から検査・監督部門の分離を目的になされた改革であるため、大蔵省の外局として設置することには批判が強かった。一方、総理府は、その長が内閣総理大臣となるため、その権限は内閣総理大臣が長となるに相応しいものであるということが理論的に考えられる。
  - 8 鹿野（2006）100-112を参照。
  - 9 鹿野（2006）pp.135-136を参照。
  - 10 加藤・埴岡（2002）pp.13-15を参照。
  - 11 当初は、G10（昭和37（1962）年10月に、IMF（国際通貨基金）のGAB（一般借入取極）への参加に同意したベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、英国、米国の10カ国で構成され、昭和59（1984）年10月にGABに参加したスイスを含む）11ヶ国で構成されていたが、現在では、ルクセンブルグ、スペイン、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、香港特別行政区、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、トルコの27の国と地域で構成されている。BISの公表資料〔<http://www.bis.org/index.htm>〕（平成25（2013）年2月20日アクセス）を参照。
  - 12 BIS規制の算定方法等については、翁（2010）pp.263-266を参考にしている。
  - 13 佐藤（2007）pp.51-63を参照。
  - 14 わが国では、平成19（2007）年3月末より適用開始。

## 第3章 金融検査と外部監査の役割

### 第1節 はじめに

大蔵省は、平成7（1995）年に従来の裁量型行政から客観的ルールに基づく透明性の高い行政への転換を表明した。具体的には、平成10（1998）年に金融検査部により発出された通達「新しい金融検査に関する基本事項について<sup>1)</sup>」において、自己責任原則が明確に打ち出されたことにより転換期を迎えた。それは、金融機関の自己責任原則の徹底と市場規律を基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政の確立を目指したものであった。これ以降、平成11（1999）年7月に金融監督庁が適用を開始した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（以下、「金融検査マニュアル」という）」にもこの枠組みは受け継がれた。さらに、平成13（2001）年4月に改訂された金融検査マニュアルの主な目的は、内部監査・外部監査に関する記述を充実させることにより、金融機関等に対して自己責任に基づく実効性ある内部監査・外部監査体制の確立を促すことにあった。

このようにして、銀行検査・監査主体である金融庁・日本銀行・預金保険機構・外部監査人（公認会計士）・内部監査人（自行検査部）の役割が以前にも増して社会から注目されるものとなった。金融庁による検査と日本銀行による考査はもとより、とりわけ公認会計士による外部監査、自行検査部による内部監査の重要性が高まった。しかしながら、近時の相次ぐ銀行の破綻で露呈した金融検査と外部監査の乖離をめぐる問題では、不良債権等の会計処理については、「公認会計士監査は金融庁の検査結果を後追いしているのではないか<sup>2)</sup>」との論調もあった。こうした状況から、金融検査と外部監査の乖離に関する問題を考えるためにも、わが国の銀行規制の現状と問題点を明らかにする必要がある。

本稿では、金融庁による金融検査制度と外部監査人による銀行監査制度を中心に、第3章でみた銀行監督行政と規制の再編を前提に、わが国の銀行検査・監査制度が現在までどのように変化してきたのか、さらに、銀行監査に関する国際協調もあわせて検討し、本稿の目的である銀行監督（検査）と会計監査の果たす役割を考察していく。

## 第2節 銀行に対する公認会計士監査の導入

### 1. 公認会計士による銀行監査の導入

昭和 23 (1948) 年 4 月に、米国の証券 2 法 (1933 年証券法, 1934 年証券取引所法) をモデルに証券取引法が制定された。同年 7 月には、公認会計士法が制定され、同法にもとづき、翌年から公認会計士試験制度が開始されることとなった<sup>3</sup>。また、昭和 24 (1949) 年 7 月には、米国で公表された会計原則をモデルに「企業会計原則」が設定されている。これらの監査と会計に関する制度整備を踏まえて、昭和 25 (1950) 年 3 月には、証券取引法が改正され、上場企業の提出書類に公認会計士による監査が義務付けられることになり、今日に至るわが国の証券取引法監査制度が成立した<sup>4</sup>。

昭和 49 (1974) 年に商法が改正され、同時に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 (以下、「商法特例法」という)」が公布された。商法特例法においては、会社の規模別監査の導入が図られ、資本の額が 5 億円以上の株式会社に対しては公認会計士による会計監査人監査が要請された<sup>5</sup>。商法特例法附則 2 により資本の額が 10 億円以上の銀行は昭和 51 (1976) 年 9 月期より計算書類について会計監査人の監査を受けなければならなくなった。また、上述の証券取引法監査については、銀行は、証券取引法施行令附則 6 により、その対象から除外されていたが、昭和 50 (1975) 年 12 月 26 日付同施行令改正 (証券取引法施行令附則 2, 昭和 50 年政令第 377 号) によって、資本の額が 10 億円以上の銀行については、昭和 51 (1976) 年 9 月期より証券取引法監査も同様に導入されることになった。

### 2. 導入時における公認会計士協会の対応

日本公認会計士協会は、上述の銀行に対する公認会計士の導入に際して、昭和 49 (1974) 年 6 月に銀行監査特別委員会を設け銀行に対する監査基準等の検討を開始し、「銀行監査一般指針 (以下、「一般指針」という)」(昭和 50 (1975) 年 9 月 2 日) を公表した。また、日本公認会計士協会銀行監査特別委員会報告「銀行業監査手続一覧」(昭和 50 (1975) 年 10 月 6 日)、同委員会報告「銀行業内部統制質問書」(昭和 51 (1976) 年 2 月 9 日) を公表した。この一般指針の決定に際しては、これまで銀行監査は経験のない分野であることから、「銀行と会計士双方の立場の理解と意思の疎通を図る趣旨で全国銀行協会・相互銀行協会との話し合いや大蔵省当局からの意見聴取を行ったのち<sup>6</sup>」に決定されたものであった。

表 3-1 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会・業種別監査委員会報告等

銀行等監査特別委員会（銀行監査特別委員会も含む）	
昭和49（1974）年 6月	銀行監査特別委員会の設置【廃止】
昭和50（1975）年 9月	同委員会報告「銀行監査一般指針」【廃止】
同 年 10月	同委員会報告「銀行業監査手続一覧」【廃止】
平成 8（1996）年 3月	銀行等監査特別委員会の設置
同 年 7月	同委員会報告第1号「銀行の海外支店監査に関する実務指針」
平成 9（1997）年 1月	同委員会報告第2号「銀行等金融機関の内部統制の有効性の評価に関する実務指針」
同 年 1月	同委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」
同 年 4月	同委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」
同 年 7月	同委員会報告第5号「銀行等金融機関監査の品質管理に関する実務指針」【廃止】
平成11（1999）年 4月	銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の一部改正
平成19（2007）年 4月	銀行監査特別委員会報告「銀行業監査一般指針」（昭和50（1975）年公表）の廃止
	同委員会報告「銀行業監査手続一覧表」の廃止（昭和50（1975）年公表）
	銀行等監査特別委員会委員会報告第5号「銀行等金融機関監査の品質管理に関する実務指針」（平成 9（1997）年）の廃止
業種別監査委員会	
平成12（2000）年 2月	業種別監査委員会報告第 15 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」【廃止】
同 年 7月	同委員会報告第 18 号「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」
同 年 11月	同委員会報告第 20 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」【廃止】
平成14（2002）年 2月	同委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」
同 年 7月	同委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」
平成15（2003）年 4月	同委員会報告第 30 号「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」
平成19（2007）年 6月	同委員会報告第 30 号「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」の改正

出所：加藤（2001）p.20 を加筆修正。各報告書は、日本公認会計士協会のホームページ「日本公認会計士協会発行 答申等一覧（銀行等監査特別委員会）」[[http://db.jicpa.or.jp/visitor/search\\_list.php?committee=2001](http://db.jicpa.or.jp/visitor/search_list.php?committee=2001)]、「日本公認会計士協会発行 答申等一覧（業種別監査委員会）」[[http://db.jicpa.or.jp/visitor/search\\_list.php?pgid=1&rows=20&totl=85&committee=1109](http://db.jicpa.or.jp/visitor/search_list.php?pgid=1&rows=20&totl=85&committee=1109)]。

一般指針は、以下の7つの項目から構成されており、内容を概観すると以下の通りである。一般指針の中で特に注目すべき項目としては、「実査、立会、確認について」、「銀行の秘密遵守義務について」という点にあり、これは公認会計士協会、銀行業界と大蔵省当局との調整によるものと推察できる。

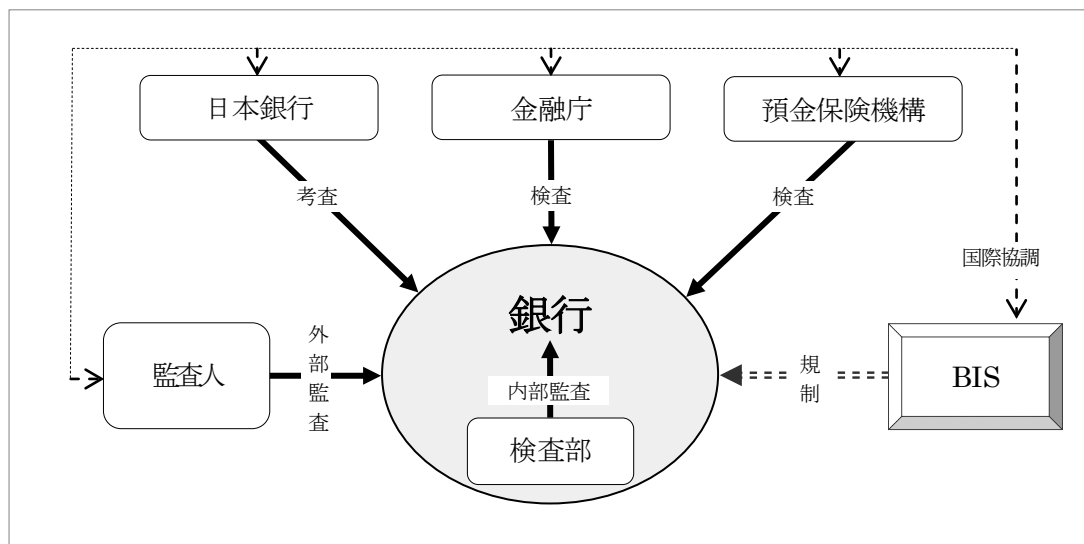
- ① 「趣旨」…… 銀行監査の目的と準拠すべき監査基準が述べられている。この監査基準については、「会計監査人が準拠すべき監査基準は、わが国において一般に認められた監査基準（大蔵省企業会計審議会報告）であり、基本的には他の監査の場合と異なることはない」とあり、さらに銀行の特殊性を十分に考慮して慎重にかつ効率的に監査を実施する必要があると述べられている。
- ② 「内部統制の重要性」…… 銀行の特殊性から、銀行監査における内部統制組織の重要性を取り上げている。
- ③ 「内部検査等の利用について」…… 内部検査部門と協力して監査を実施することを認めている。さらに、銀行は大蔵省検査、日本銀行考査に関連して多数の資料を作成しており、これらの作成資料のうち、債権の回収可能性の検討など監査を実施するうえで利用可能な資料については、その写を入手または閲覧し、これらの活用を考慮することが効率的であるとして、限定的にその利用を認めていた。
- ④ 「支店の監査について」…… 支店監査の重要性、往査すべき支店の選択および予告なし監査についてのべている。
- ⑤ 「実査・立会、確認について」…… 内部検査部門の協力を得ることが効率的であるとし、銀行と顧客との信義関係に対する配慮も必要とされるとある。
- ⑥ 「銀行の守秘義務について」…… 銀行業では、取引先の秘密保持の要請が多年の商習慣として確立しており、この秘密遵守義務は債権法上の信義則に基づく法的な義務であるため、会計監査人は、顧客に対する銀行の立場を十分に認識し、開示の方法、開示された情報（資料）の取扱等に関しては、特に慎重でなければならないとされている。
- ⑦ 「EDPS と銀行監査について」…… 銀行業は、EDPS が特に高度に利用されているため、会計監査人は、EDPS に関する十分な理解をもつことが必要とされている<sup>7</sup>。

この銀行監査一般指針はあくまでも銀行監査実施上の基本的事項について明らかにされたものであった。その後、昭和 56（1981）年に、この一般指針の見直しが検討されたが、旧指針は長年にわたる監査経験に基づくオーソドックスな考え方を基調としており基本的に改正する必要がないとしてそのまま修正されることはなかった<sup>8</sup>。

### 3. 銀行業界の反応

銀行監査一般指針に対する対応は、全国銀行協会から日本公認会計士協会への「①信用機関として内部統制管理機能の充実等、銀行業の特殊性を十分に踏まえ、実態に即した効率的な監査を実施する、②実査・立会のための往査については内部監査部門と調整をはかり、確認については原則として行わない、③秘密遵守義務を負う銀行の立場を侵害しないように留意する<sup>9</sup>」等の要望にもみられるように、この公認会計士監査導入の段階では、これに協力し、積極的にディスクロージャーに取り組んでいくという姿勢は見うけられなかった。

図 3-1 銀行規制における検査・監査体制



出所：筆者作成。

### 第3節 わが国の銀行に対する検査・監査体制

監督当局である金融庁の金融検査の歴史は長く、明治5年（1872）年の「国立銀行条例発布」にまで遡る。銀行に対する行政検査には、金融庁検査のほかに、財務省国際局の為替検査官等によって行われる外国為替検査（外国為替及び外国貿易法第68条）、預金保険機構検査（預金保険法第137条）、日本銀行の考査などがある。わが国の銀行検査・監査主体は、図4-1のように金融庁、日本銀行、預金保険機構、自行検査部、監査法人の5つに大別できる。また、わが国の検査・監査体制に大きな影響を与えているBIS等の国際機関による規制がある。ここでは、これらの検査・監査主体による銀行検査・監査を検証し、それぞれがどのような関係にあるかについて考察していく。あわせて銀行監査についての国際協調についても考察していく。

#### 1. 金融庁による「金融検査」

銀行は、預金者等の一般の利用者から預金を集めているため、その利益は適切に保護されなければならない。たとえ一銀行が破綻したとしても、その連鎖反応によって、金融システム全体に重大な影響を及ぼす可能性もある。このように、銀行を含めた金融機関は公共性の高い企業であることから、健全な経営をしているかについて監督当局による「金融検査」が行なわれている。この監督当局の銀行に対する検査は、銀行法等の各種法令に基づき、金融庁検査局により実施されている。これは、銀行の業務の健全性及び適切性の確保を目的とし（銀行法第24、25条）、立入検査（同法第25条等）の手法を中心に、銀行の法令等遵守体制、各種リスク管理体制等の検証、その問題点を指摘及びそれに対する認識を確認するものである。また、資料提出請求権（同法第24条）も付与され、銀行がこれを拒む等した場合には罰則が適用されることがある（同法第63条2号・3号等）。検査局におけるこうした事実関係の把握等を前提に、金融庁監督局において行政上の措置が行われることになる。

##### (1) 「金融検査マニュアル」の公表

大蔵省時代の金融検査については、具体的指針は存在せず、行政による裁量的な措置が中心で、それによって起きた不祥事などの反省から、手続きの明確化、透明化を図ることを目的に、平成10（1998）年に「金融検査に関する基本指針」が定められた。そして翌年には、具体的な着眼点等が整理された「金融検査マニュアル」が制定された。このマニ

アルは、本来、金融検査にあたる検査官のための手引書であるが、これが一般に公表されたことは、透明性が図られたといえる。

この検査にあたっては、金融検査マニュアルが整備され、これに基づき、銀行の法令遵守の体制、リスク管理の体制等について実態把握が行われている。この金融検査マニュアルは、平成 10（1998）年 9 月にバーゼル委員会が発表した「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク (Framework for Internal Control Systems in Banking Organizations)」をベースにしたもので、このフレームワークには、各国の銀行監督当局が銀行検査を行う際に、内部管理体制をどのような観点で点検し、評価するかという骨子がまとめられている。金融検査マニュアルの「基本的考え方」と「金融検査の基本原則」をまとめると、以下の通りである。

#### 金融検査マニュアルの基本的考え方

- ① 当局指導型から自己管理型へ
- ② 資産査定中心からリスク管理重視へ

#### 金融検査の基本原則

- ① 補強性の原則・・・金融検査は、自己責任に基づく金融機関の内部管理体制と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものである。
- ② 効率性の原則・・・当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、金融検査は、監査機能と十分な連携を保ちながら効率的・効果的に行われる必要がある。
- ③ 実効性の原則・・・金融検査は、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に向けて、機能を十分発揮するように実施される必要がある。

この金融マニュアルの考え方と基本原則から、金融機関は自己責任に基づく内部管理体制の充実、厳正な外部監査が求められていることがわかる。金融検査マニュアルは平成 13（2001）年 4 月に改訂されたが、改訂の主な目的は内部監査・外部監査に関する記述を充実させることにより、金融機関等に対して自己責任に基づく実効性ある内部監査・外部監査体制の確立を促すことにあった。また、平成 19（2007）年 4 月からは、検査結果について段階評価を示す「金融検査評定制度」を本格施行するなど、銀行の自主的・持続的な



経営改善に向けた動機付けの取り組みも行われている。

## (2) 金融検査の任意性

銀行監督当局による立入検査は、銀行法 25 条に規定された任意調査であるが、銀行側に受忍義務がある。すなわち、内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務もしくは財産の状況に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる（同法第 25 条 1 項）とされる。また、内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度で、当該職員に銀行の子会社の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問もしくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる（同条 2 項）としている。

一方で、上記の第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（同条 4 項）としている。立入検査は、令状捜査の場合と異なり身柄の拘束を伴う逮捕や書類及び所持品の押収などできない、検査にあたって必ず相手銀行の承諾を要する等の点で強制捜査等と相違する。反面、銀行法上の検査が純粹の任意調査とも明確に異なるのは、立入検査権が法の根拠に基づき、その目的の範囲内において正当に行使される限り、銀行はこれを受忍する義務がある点である。

検査は、銀行法等が求める金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、立入検査の手法を中心に活用しつつ、各金融機関の法令等遵守態勢、各種リスク管理態勢等を検証し、その問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認するために行われる。これを前提に、監督部局における行政上の措置が行われることになる。なお、金融検査マニュアルは検査官に対する内部通達であり、チェックリストに違反することが直ちに行政処分につながるわけではない。

銀行検査の正当化根拠は、先に述べた通り、金融機関の債権者である預金者の存在、システミック・リスクの予防、それが故に求められる銀行法に基づく許認可に求められる。監督当局は預金者の代弁者として機能する必要がある。「金融検査に関する基本方針」には、検査等の実施にあたっての基本的考え方及び検査の具体的な実施手続等が示されており、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため立入検査の手法を中心に活用しつつ、各金融機関の法令等遵守態勢、各種リスク管理態勢等を検証し、その問題点を指摘するとあ

る。リスク管理を中心にした一種の実態監査であるが、あくまで一般の利用者、国民経済のため行うもので、金融行政の一環でもある。同様に、金融検査マニュアルは「金融検査の基本的考え方」において、金融機関は私企業であり、自己責任原則に則った経営が原則であるとしたうえで、金融検査は、自己責任原則に基づく金融機関の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものであると位置付け、検査マニュアルが金融機関の自己責任に基づく経営を促す効果に期待を寄せている。

銀行法や金融検査マニュアルの各種規制・規定は、銀行監督の手法として、自主的な私企業である銀行のコーポレート・ガバナンスの中に、監督の目的を実現するような仕組み作りの意図もうかがえる。監督当局が金融機関の外部から行政罰や刑事罰等で強制するより、金融機関のガバナンスの中に、リスク管理や、その他の規制の目的を達成するための仕組みを形成することが、規制のコスト・パフォーマンスを上げるうえで極めて有効である。また、金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けとなるよう「金融検査評定制度」も導入されている。金融検査とは、「金融検査マニュアル」にも記されている通り、あくまで金融機関自身の内部管理と外部監査、市場規律による監視を前提に、それらを補完するものに止まらなければならない。

## 2. 日本銀行による「日銀考査」

日本銀行の考査は、大正 15 (1926) 年に金融制度調査会の発議により昭和 3 (1928) 年から始められ、平成 9 (1997) 年の日銀法改正にも法律上の文言にも盛り込まれた (日銀法第 44 条)。わが国の中央銀行である日本銀行は、物価の安定と並び金融システムの安定を図ることをその目的とする組織である。金融システムの安定化のためには、資金の受払や証券の受渡を行う仕組みである決済システムが安全かつ効率的に機能するよう整備・維持し、システムック・リスクの顕現化を防止することが必要である。同時に、さまざまな金融市場で活動する銀行が経営の健全性を維持することもきわめて重要である。銀行は、決済システムを担うことで、決済システムを支える役割を果たしているとともに、預金・貸出業務を通じて、個人や企業に対する金融仲介機能の重要な担い手となっている。このため、日本銀行は、日本銀行と当座預金取引を行う銀行に対して「考査」と「オフサイト・モニタリング」を行い、日常の業務運営や経営実態を把握し、金融システムの安定化の観点から、必要に応じて経営上の要請を行っている。そして、これらの対応にもかかわらず、システムック・リスクが顕現化する可能性が高まった場合には、中央銀行は、「最後の貸し

手」の機能を適切に発揮し、金融システムが資金やリスクの移転・配分を円滑なものとする役割を維持することが求められる。

金融市場のグローバル化が進むなか、決済システムの整備・維持や、システムック・リスクへの対応にも国際的な取組みが必要となっており、金融庁と同様に日本銀行においても、海外の中央銀行等や国際機関と協力し、国際金融危機の発生や拡大を防止するため、さまざまなリスクのモニタリングや国際的なルール作りに関与している。

考査は、ある程度の周期において日本銀行の職員が取引先に立ち入り、内部の経営資料を閲覧するなど、事務の現場を直接に実査することなどによって、その資産内容やリスク管理状況等を調べるものである。一方、オフサイト・モニタリングは、立入りの形態はとらず、取引先の役職員に対する面談や電話等を通じたヒアリング、提出を受けた各種資料を情報源として、継続的に取引先の業務運営や収益状況等の経営動向の把握に努めるものである。この考査とオフサイト・モニタリングは、その目的や調査内容の点で異なるものではない。また、この日本銀行による考査については、平成9年（1997）年に成立した新しい日本銀行法において、業務内容の明確化の観点から法律上の規定が設けられた。

先の金融庁による検査と日本銀行による考査の違いについては、考査は、行政権限の行使として行われるものではなく、その実施は日本銀行当座勘定取引先である銀行との契約に基づき日本銀行の目的達成のために行われる点で、監督当局である金融庁による銀行の監督とりわけ検査とは異なっている<sup>10</sup>。考査契約（日本銀行法第13条）には、考査先が正当な理由なく考査や情報提供を拒絶した場合には、日本銀行はその事実を公表することがあり、そのことは当座預金取引を解約することを妨げない旨の定めがあるが、これは、行政権限の行使ではないため、考査や情報提供に応じない場合にも法律上の罰則はない。

### 3. 預金保険機構による「立入検査」

預金保険機構は、昭和46（1971）年4月1日に制定された預金保険法に基づく認可法人として設立され、預金者等の保護と信用秩序の維持を目的に発足した機関である。その役割は、預金保険法の目的である預金者等の保護及び破たん金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破たんの処理に関し、破たん金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破たん金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、信用秩序の維持に資することを実現する

ことであり、このように業務内容は多岐にわたっている。

預金保険機構による立入検査は、預金保険法第137条第6項に基づいて実施されている。これは、①定められた保険料の納付が適正に行なわれていること、②名寄せのためのデータベース及び電子情報処理の整備その他の措置が講ぜられていること、③概算払率算定のために必要な預金等債権について弁済を受けることができるの見込まれる額について、内閣総理大臣が必要と認めたときは、機構職員が銀行の営業店その他の施設へ立ち入り、その業務や財産の状況に関し質問または帳簿書類等を検査することができる<sup>11</sup>。

#### 4. 銀行検査部による「内部監査」

銀行の「内部監査」の歴史は古く、明治6（1873）年の第一国立銀行の設立当初より取締役の中から選任されてその任に当たる検査掛を設けたところからはじまる。しかしながら、わが国の銀行では、内部監査機能を担うべき「検査部」が冷遇されてきた歴史があり、内部監査の重要性への認識、内部監査人の独立性の確保もこれまでは十分に行なわれていなかったといえる<sup>12</sup>。しかし、上述の平成10（1998）年の「新しい金融検査に関する基本事項について」によって、自己責任原則が明確に打ち出されてから以降は、金融検査マニュアルにも内部管理体制を充実させることが求められた。また、国際的な流れとしても、平成11（1999）年のBIS「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク（Framework for Internal Control Systems in Banking Organizations）」、平成12（2000）年のBIS市中協議「銀行組織の内部監査および監督当局と内部・外部監査人との関係（Internal audit in banking organizations and the relationship of supervisory authorities with internal and external auditors）」、平成13（2001）年のBIS「銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係（Internal audit in banks and the supervisor's relationship with auditors）」にも金融機関に対して、自己責任に基づく、内部監査・外部監査体制の確立を促すと明言されている。

これらを受け、銀行の検査部（監査部）においても、日常業務の細かなチェック等に終始する「内部検査」にとどまらず、本来あるべき「内部監査」の機能の充実が課題とされている。近年では、内部監査フレームワーク・内部監査の実施体制の構築あるいは改善などの取組みの有効性、実効性を確認することを目的に、銀行の内部管理の取組みに対して客観的に独立した第三者である外部監査人による外部評価を受けることなども積極的に行なわれている。

## 5. 監査法人による「外部監査」

銀行に対する公認会計士監査制度が定着して以降も、日本公認会計士協会は表 3-1 のように「銀行等監査特別委員会」を設置し実務指針を新たに制定し、さらに、「業種別監査委員会」により取扱い規定が公表された。このように金融システム改革以降、公認会計士は、銀行の外部監査についての社会からの期待に応えるべく、実務指針および取扱い規定の改正を順次実施していった。

昭和 51（1976）9 月期より、銀行に対する公認会計士による外部監査が導入されたが、現在のような形で外部監査が行なわれるようになったのは、平成 10（1998）年 3 月期から始まった。平成 10（1998）年 4 月から、早期是正措置制度が開始され、また金融再生委員会、金融監督庁（現、金融庁）の設置に伴い金融検査・監督のフレームワークも大きく変化した。

これにより、会計監査は適正な財務諸表とそれを基礎として算定される自己資本比率をサポートする重要な役割を担うものとなった。平成 10（1998）年 3 月期より、銀行の貸出金の回収可能性については、それまでの大蔵省銀行局検査部の査定ではなく、銀行が自己査定をし、公認会計士がその信頼性を確かめ、当局は後にその適正さ検査する制度に変わった。

1990 年代のバブル経済の破綻とともに、銀行の不良債権問題の拡大による業績の悪化、破綻の続出、銀行の海外拠点における不祥事への対応の不手際などを契機として、会計基準・監査基準や会計監査人への非難も増加した。そのような状況の下で、平成 8（1996）年「金融システム改革（日本版ビッグバン）」が実施された。その改革によって、会計制度および監査制度のグローバル化が図られた。わが国の金融・資本市場を国際的にも通用する市場とするための環境整備の一環として平成 8（1996）年 8 月に、政府により会計制度の国際標準への移行が表明された。これは、内外投資家にわが国資本市場への広範な参加を促すとともに、投資家が自己責任の原則に基づき、より適切な投資判断を行なえる環境を整備するためにも、当時すでに国際標準となっていた時価会計に基礎をおいた会計制度の構築に加え、連結財務諸表を中心とした国際的に通用するディスクロージャー制度の確立が強く求められるようになっていたことによる<sup>13</sup>。このような課題を解決するために、①連結財務諸表の強化（支配力や影響力を勘案した実質基準に基づく連結財務諸表の作成）、②税効果会計の強制適用、③キャッシュフロー計算書の作成が平成 11 年（1999）年決算（銀行は平成 10（1998）年度決算）より義務付けられた。そのほかにも、④金融商品にか

かる時価会計の導入（従来の取得原価での評価から、平成 12（2000）年度末からは期末時点での時価に基づく評価に変更）、⑤年金会計の導入（現在までに発生した退職給付債務総額の現在価値の算定、厚生年金基金など外部に拠出した年金資産については時価評価を行い、退職給付債務の総額との比較において発生する積み立て不足額については、貸借対照表の負債の部に退職給付金引当金として計上する）などの会計制度の見直し、いわゆる「会計ビッグバン」と改革が進められた。

#### 6. 金融検査及び日銀考査と外部監査の相違点

金融検査及び日本銀行考査と公認会計士監査の相違点は、先にもみてきたようにその目的が異なる点にある。行政目的で行われる銀行に対する金融検査は、預金者保護を主な目的とし、また日本銀行考査は、取引約定に基づく実地調査であり、両者ともその検査及び考査結果は財務諸表の適否について言及するものではない。一方、公認会計士監査の目的は、上述の一般指針の通り、株主・会社債権者及びその他の利害関係者の保護を目的としている

### 第 4 節 銀行監査に関する国際協調

表 3-2 は、平成元（1989）年以降、銀行監査に関する国際協調の過程を表したものである。このように、現在の銀行監査の規制は、BIS と国際証券監督者機構（International Organization of Securities Commission；以下、「IOSCO」という）と会計基準等に関わる国際団体である国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee；以下、「IASC」という）と国際会計士連盟（International Federation of Accounting；以下、「IFAC」という）が国際協調体制の枠組みの中で大きな役割を担うことになった。

平成 14（2002）年 1 月、バーゼル委員会と IFAC 国際監査実務委員会（International Auditing Practices Committee；以下、「IAPC」という）は、共同で『銀行監督当局と銀行の外部監査人との関係』を公表した。そこでは、「銀行の外部監査人の役割」と題して「外部監査人による銀行の財務諸表の監査の目的は、外部監査人財務諸表がすべての重要な点で、特定された財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうかについて意見を表明することを可能にすることである」と述べられている。また、「銀行監督当局の役割」と題して「慎重な監督の主要な目的は、金融制度の安定と信任を維持し、それによって預金者

及びその他の債権者にとっての損失のリスクを下げることである。さらに、監督はまた、しばしば、銀行とその活動に適用される法令の遵守を検証することにも向けられる。

表 3-2 銀行監査に関する国際協調

平成 元 (1989) 年	IFAC「銀行監督当局と外部監査人との関係(The Relationship between Bank Supervisors and External Auditors)」
平成 2 (1990) 年	IFAC「国際的な商業銀行の監査(The Audit of International Commercial Banks)」(平成 13 (2001) 年、「銀行の財務諸表監査(Audits of the Financial Statement of Banks)」に改定)
平成 8 (1996) 年	BIS「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化(Enhancing Corporate Governance in Banking Organizations)」
平成 9 (1997) 年	IAS No.30「銀行及び類似する金融機関の財務諸表における開示(Disclosures in the Financial Statement of Banks and Similar Financial Institutions)」
平成10 (1998) 年	BIS「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原理(Core Principles for Effective Banking Supervision)」
平成11 (1999) 年	BIS「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク(Framework for Internal Control Systems in Banking Organizations)」
平成12 (2000) 年	「バーゼル銀行監督委員会による国際会計基準のレビュー (Basel Committee review of international accounting standards)」
	BIS 市中協議案「銀行組織の内部監査および監督当局と内部・外部監査人との関係(Internal audit in banking organizations and the relationship of supervisory authorities with internal and external auditors)」
平成13 (2001) 年	BIS「銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係(Internal audit in banks and the supervisor's relationship with auditors)」
	IFAC「銀行の財務諸表監査(Audits of the Financial Statement of Banks)」
平成14 (2002) 年	IFAC・IAPC「銀行監督当局と銀行の外部監査人との関係 (The relationship between banking supervisors and banks' external auditors)」
平成18 (2006) 年	BIS「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化(Enhancing Corporate Governance in Banking Organizations)」

出所：加藤 (2001) p.23 を参考に、筆者、加筆修正。

しかし、本声明書は、銀行監督当局の役割のうち慎重性の側面に焦点を当てる」と述べられている。そして、「銀行監督当局と会計プロフェッションとの間の継続的な対話の必要性」について、「銀行当局は外部監査人の業務から継続的に利益を得ようとするならば、監督当局は会計プロフェッション全体と監督上の関心のある現在の領域について討議すべきである。これは、国のレベルでの監督当局と会計プロフェッション団体との間の定期的対話によって成し遂げられる。そのような対話は、お互いの関心の領域を対象とすることになろう。その対話が、そのような事項に関する監督当局の知識及び姿勢をできる限り明確に理解しようとするならば、懸命な判断をする上で、監査人にとって非常に役立つ。その

ような討議の過程で、監督当局もまた、全般的な会計方針及び監査基準並びに特に具体的な監査手続に関してその考え方を述べる機会を持つべきである。これは、銀行の財務諸表の監査の全般的な基準を向上させるのに役立つ。これらの主題の討議には、すべての当事者の見解が考慮されることを確実にするために、例えば、内部監査機能の長を通じて、銀行自身の業界団体が参画するのが望ましい」と述べられている。

## 第5節 金融検査と外部監査の関係

金融庁の金融検査マニュアルにおいては、会計監査人等の厳正な外部監査を前提としつつ、金融検査は、金融機関が自己責任原則に基づき行なう内部監査を補強するものであり（補強性の原則）、かつ効率的な金融検査の実施のために会計監査等の監査機能を強化すべき（効率性の原則）とされ、さらに金融検査の過程で発見した問題点や償却引当の水準等について会計監査人と意見交換を行なうとともに、両者の認識を一致させるものとされている。しかしながら、会計監査と金融検査が行なわれる時期や両者のアプローチに対する認識の相違、また、意見交換等が個々の判断に委ねられていたことなどにより、両者の連携は十分に機能していなかった。このような状況から、表 3-2 のように日本公認会計士協会は、業務別監査委員会報告第 18 号「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」を表明した。その中で「会計監査は、財務諸表全体の適正について監査意見を表明するものであるが、それは、有効な内部統制に依拠し、試査によって行なわれる。すなわち、リスク・アプローチに基づき、被監査会社に係る監査上のリスクおよび経営環境や内部統制の有効性を評価してうえで監査手続の種類、その実施時期および試査の範囲を決定することとされている。ここにおいて経営環境の中には、金融庁による金融検査および監督も含まれている。会計監査上、金融検査の結果にそのまま依拠することはできないが、常に注意を払う必要があり、必要に応じて検査官と直接情報交換を行なうことがリスク・アプローチおよび監査の効率化の観点から適切であると考えられる」と金融検査の利用を監査の効率化という観点からみとめている。

最近の報告としては、昭和 50（1975）年に公認会計士による銀行監査導入に際し、日本公認会計士協会監査特別委員会によって公表された銀行監査一般指針と銀行業監査手続一覧表は、ともに表 3-2 のように平成 19（2007）年 4 月に廃止された。それは、公表後相当年数経過し、現在の監査環境にそぐわないものとなっていることと、包括的な監査実務指針にも既に取り込まれているものが多く、現在、金融機関特有の指針として残す必要



性が認められないという理由からであった<sup>14</sup>。

## 第6節 おわりに

本稿では、金融検査と外部監査の乖離の問題を、金融庁による銀行検査制度と外部監査人による銀行監査制度を中心に、第3章の考察を前提に、その変遷から、現在までどのように銀行検査・監査制度が変化してきたかを国際機関の規制とあわせた検証から、次のようなものをみてきた。まず、わが国の銀行監督行政の変遷をたどり、大蔵省のいわゆる護送船団方式によって銀行が保護されてきた結果として、わが国の銀行の体力、国際的競争力が弱められ、そのような中での大蔵省と銀行の行過ぎた関係が監督当局としての機能不全を顕在化した。金融の自由化、グローバル化、情報化が進展するなかで、経営革新に向けた活力を醸成するためには監督当局の裁量的な判断を排除し、予め定められたルールに基づく金融行政への転換が求められるようになった。また、昭和51（1976）年に銀行監査制度が導入されから平成10（1998）年の自己査定制度導入までの長い期間、監督当局の強力な規制のもとで、銀行においては外部監査人による監査制度の役割は、重要視されてこなかった。そして、特に平成元年以降は金融市場の自由化、グローバル化、情報化によって、従来の監督当局の規制のみならず、市場での私的自治の機能を引き出せるような誘引両立的な規制が重要な役割を果たすようになってきた。こうした状況から銀行検査・監査制度は、市場の透明性を確保するために、金融庁・日本銀行・預金保険機構・外部監査人（公認会計士）・内部監査人（自行検査部）の役割が重要視されてきた。とりわけ公認会計士による外部監査、自行検査部による内部監査が注目された。また監督当局、外部監査、内部監査、BIS等の国際機関との連携をどのように確立していくのかが課題になっている。検査と監査の乖離の問題に関するポイントを突いた論評は、次のように述べている<sup>15</sup>。

「制度上、金融検査絶対優位の枠組みがある限り、投資家保護は二の次で、すべては金融庁のたなごごろのうえで決められている構図は変わりようがないのではないかと。銀行に公共性を認め、免許事業としている以上、どの国でも銀行法と商法・証取法、金融検査と会計監査のギャップと擦り合わせの問題は免れない。それを認めた上で、金融庁の傘下に、銀行監督行政と証券取引等監視委員会を含む証券市場行政が同居し、監査法人の公的監視機構である新設の『公認会計士監査・審査会』をも金融庁が取り込んでしまうのでは、健全な拮抗力が働いていく余地がない。制度、組織は絶対ではないが、せめて、公正取引委員会、本物の証券取引委員会（SEC）を守護神として金融当局と対置することで会計監査の独立

性の担保とし、投資家保護を精神論で終わらせない仕組みが必要ではないか。」

また、前述の「公認会計士監査は金融庁の検査結果を後追いしているのではないか」などの論調のように、裁量的で不透明な金融行政と決別し、ルールに基づく、事後的な監視体制と外部監査人監査の独立性の確保に移行するためであったはずの制度改革によって、行政（監督・検査）と外部監査人との連携が、外部監査人監査が金融検査の「下請け」に、なってはならない。平成 15（2003）年の公認会計士法改正に伴い、それまでの「公認会計士審査会」からその業務を拡大され新設された「公認会計士監査・審査会」は、その設置にあたり独立性は確保されたといわれているが、金融庁に属する審議会であることは事実であり、その意味では、監査人の独立性は確保されているとはいえない。

ここまでの考察から明らかになったことは、金融検査は、銀行法等が求める金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、ひいては預金者・金融システムのために、立入検査の手法を中心に活用しつつ、各金融機関の法令等遵守態勢、各種リスク管理態勢等を検証するものである。これに対して、外部監査は、金融商品取引法、会社法等を根拠に、株主・投資家のため財務諸表全体の適正性確保を目的に行う証明業務である。その方法としては、会計監査は、企業の開示内容の信頼性を担保するため、有効な内部統制に依拠しつつ試査をベースとした証拠収集、評価から成っている。金融検査は、営業所その他施設に立ち入り、業務・財産の状況に関して質問するほか、帳簿書類その他の物件を検査する。両者の制度、目的、実施時期等は異なっているものの、類似した機能、専門性を有することから、外部監査機能を監督メカニズムの一部に組み込むことにより監督行政の実効性を高める努力が、わが国でも近年積み重ねられてきた。金融検査と外部監査は、このような銀行の実態を検証する作業において相互補完的である。例えば、外部監査人が扱うゴーイングコンサーンや内部統制は、銀行監督当局が目指す銀行経営の安定性の概念と補完的である。

以上のことから、今後の金融検査と銀行監査の連携のあり方としては、相互補完関係の構築にあるといえる。金融監督当局と外部監査人の幅広い対話と協調関係の構築が求められる。

- 
- 1 「金融検査に関する基本指針」（平成 17（2005）年 7 月 1 日施行）に引き継がれ、この基本指針の施行日を以て廃止された。
  - 2 児嶋（2005） p.305 を参照。
  - 3 これ以前にも、昭和2（1927）年制定の「計理士法」による外部監査制度はあった。
  - 4 実際には、昭和32（1957）年1月1日以降に始まる事業年度から、正規の財務諸表監査が実施された。
  - 5 商法特例法を引き継いだ会社法第2条でいう大会社は、資本金5億円以上または負債の総額が200億円以上の株式会社であるが、この時点では、法文上に「大会社」の規定はなく、「資本の額が5億円以上の株式会社に関する特例」とされていた。
  - 6 杉本・鉛・宮田（1977） p.5を参照。
  - 7 EDPS（Electric Data Processing System）；電子計算機によるデータ処理システム。
  - 8 加藤（2002） p.20 を参照。
  - 9 全国銀行協会（1979） p.254を参照。
  - 10 日本銀行金融研究会（2004） pp.89-103, 伊藤（2001） pp.18-20 を参照。
  - 11 預金保険機構のホームページ [<http://www.dic.go.jp/gyomu/gyomu.html>] を参照。
  - 12 木村（2001） p.11 を参照。
  - 13 鹿野（2001） p.56-57 を参照。
  - 14 日本公認会計士協会のホームページ [[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/pdf/2-41-5-2-20070419.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/2-41-5-2-20070419.pdf)] を参照。
  - 15 末村篤「NET EYE プロの視点」 [[http://www.nikkei.co.jp/neteye5/suemura/20040330n673u000\\_30.html](http://www.nikkei.co.jp/neteye5/suemura/20040330n673u000_30.html)]（2004/3/31）を参照。

## 第4章 税効果会計と銀行行動

### 第1節 はじめに

わが国では、1990年代前半には、それまでのバブル経済が崩壊し、銀行の貸し倒れ損失も増加していった。1990年代後半には、貸し倒れ損失の累増により、多くの大手銀行が、自己資本比率不足に陥った。貸出先の経営環境も悪化しており、銀行は予想される貸し倒れ損失に見合った貸出金利を設定することも困難な状態であった。このような状況下の平成10（1998）年、平成11（1999）年には、政府による資本注入が行われたものの、銀行の活性化には繋がらなかった。

この間、銀行監督当局は、前章までみてきたように、大蔵省から、金融監督庁、金融庁へと権限と機能が移行し、まさに銀行監督体制の変革の時期と重なる。一時的には、金融再生委員会による監督当局の厳しい監視体制が敷かれた時期でもあったが、いずれの銀行監督当局も、概ね自己資本比率規制を緩やかに運用することで、自己資本不足に陥った多くの銀行に対して、営業を続けることを容認してきたといえる。

このような規制の弛緩の背景には、次のような要因を挙げることができる。まず、自己資本比率規制を厳格に適用すると、複数のメガバンクを含む大部分の銀行を実質的に国有化する必要が生ずるが、銀行監督当局には国有化した多数の銀行を効率的に経営する人材とノウハウがなかった。このため、わが国経済が回復するまで、自己資本不足の銀行の営業継続を容認せざるを得なかったと言える。次に、脆弱化した銀行との救済合併など当局の指導・要請に従ってきた銀行に対しては、たとえその経常が悪化しても、この時期には、破綻金融機関の烙印を押すことが銀行監督当局としても躊躇されたという側面もあったといえる<sup>1)</sup>。

こうした中、平成13（2001）年以降、わが国では製造業を中心として、円安と輸出の大幅な拡大により業績の急回復を果たした。わが国経済が長く深い不況から回復するに従って、銀行の収益も急回復した。この銀行の収益回復には、次の3つの要因が背景にあったと考えられる。第1に、景気の回復が貸出先企業の倒産を大幅に減少させたこと。第2に、長い不況を通じて企業部門ではコスト削減や投資の圧縮で借入金の返済を続け、銀行も債務の減免を行ってきた結果として、企業部門の過剰な債務が整理縮小されたこと。第

3に、景気回復により平成15(2003)年から平成18(2006)年にかけて株価が急回復し、大量の株式を保有する銀行が、保有株式の含み損の縮小と含み益の拡大を果たしたことがあげられる。金融庁は、この銀行の健全性回復に伴い、金融危機の間に弛緩した金融監督基準の厳格化を開始した<sup>2</sup>。

わが国では、平成11(1999)年4月1日以降に始まる事業年度より、税効果会計が強制適用されたが、平成11(1999)年4月1日以前に始める事業年度に対しても任意適用が可能となった。平成10(1998)年4月に早期是正措置が適用されて以降、銀行の自己資本は、有税による不良債権処理に追われていた実情もあり、特段の会計指針も示されていない状況下では、多額の繰延税金資産が銀行の「資産の部」に占めていた。このように、わが国における税効果会計の導入の時期は、折しも銀行が早期の不良債権処理に追われていた時期であり、有税償却が実施されるとともに、将来の業績回復を見込んで多額の繰延税金資産が計上された時期と重なる。

平成14(2002)年10月に、金融庁から公表された「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」による金融監督基準の厳格化の結果として、平成15(2003)年5月、りそな銀行は、政府に対して預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本注入の申請をした<sup>3</sup>。政府・日本銀行による金融危機対応会議において、同行の申請は承認され、1兆9,660億円の公的資金注入と同行に対する早期是正措置・業務改善命令の発動により「実質国有化」された<sup>4</sup>。これに続き、同年11月には、足利銀行が破綻し「一時国有化」された<sup>5</sup>。いずれも、金融監督基準の厳格化に伴い、監査人が監査を厳格化し、税効果会計における繰延税金資産の減額とそれに見合う税効果資本を減少させたこと、債権の査定厳格化による引当金積み増しで利益が減少したことなどにより自己資本比率が低下したことが大きな原因であり、株主や預金者などのステークホルダーを保護する外部監査人(監査法人)の重要性が再認識されたことによるものである。

本稿では、わが国における税効果会計の導入について、そして銀行に対する外部監査人による会計監査の厳格化も含めた金融監督体制の変革が、銀行行動にどのような影響を与えたかを考察する。

まず、第2節では、税効果会計の意義を概観し、続く第3節では、税効果会計導入時の銀行行動を検証し、第4節では銀行行動とりわけ銀行の会計政策について、りそな銀行の事例を検証していく。これらの検証から、この時期の税効果会計の導入の本来の目的を明らかにしていく。

## 第2節 税効果会計の意義

### 1. 税効果会計の概念

税効果会計とは、「税効果会計に係る会計基準」によれば、財務会計上の収益または費用と税務会計上（課税所得の計算上）の益金または損金の認識時点の相違により、財務会計上の資産または負債と税務会計上の資産または負債とに相違がある場合に、それらの相違に係る法人税等の額を適切に期間分配し、会計上の当期純利益と法人税等を合理的に対応させる手法である。言い換えれば、税効果会計とは、財務会計における収益または費用と税法における益金または損金の認識時期の差異によって生ずる法人税の実質的前払いあるいは課税の繰延べを財務報告に反映させる会計処理の手法であるといえる。

財務会計上の利益と法人税の課税所得は通常は一致しないため、税効果会計を適用しない場合には課税所得を基に算出された法人税等の額が当期の費用として計上され当期純利益と法人税等の額が期間的に対応しないことになり、このことにより、投資者を誤誘、ひいては適切な資源配分を歪める可能性が高まる<sup>6</sup>。税効果会計を適用する場合には、財務会計上、貸借対照表に税金の前払額に相当する繰延税金資産と未払額に相当する繰延税金負債が計上される。これらの繰延税金資産および繰延税金負債を計上する過程において、損益計算書に法人税等調整額が計上され、財務会計上の当期純利益と法人税等の額が期間的に対応することになる。このような考え方から、損益を認識する会計期間にその損益にかかる法人税を認識する会計期間を合致させること、すなわち財務会計の考え方に従って法人税を期間配分（tax allocation）する財務会計における会計処理方法は、一般に「税効果会計（tax effect accounting, または tax allocation accounting）」と呼ばれる。

財務会計と税務会計とは、それぞれの主たる目的が異なっている。財務会計の主たる目的は、企業の財政状態および経営成績を正確に認識し、株主、銀行、取引先、政府などのステークホルダーに有用な投資情報を報告することにある。これに対し、税務会計上の課税所得の計算は、課税の適正、公平な税負担の調整を主たる目的としている。財務会計では、財務諸表が作成され、納税を目的とする税務会計では、納税申告書が作成される。税務会計において、課税対象となる所得金額を算定する場合、法人税等は損金不算入とされる。所得金額は益金から損金を控除したものであり、この計算において法人税等は損金とはされない。これは、法人税等を納付するもとになる所得金額を算出する税務会計の目的から、法人税等が損金不算入とされている。これに対して、財務会計では、法人税等は費用として処理される。すなわち、税引前当期純利益から法人税等を控除して、税引後金額

を当期純利益として算定する。法人税等の会計処理を対象とする税効果会計は、税務会計上の問題ではなく、企業の財政状態と経営成績の表示に重要な影響をもたらす財務会計上の課題である。

## 2. 税効果会計の対象となる税金

前章まででみてきたように、銀行も株式会社であるため、法人税法上は、内国法人の普通法人として位置づけられ、一般の株式会社と同様に、さまざまな税金を支払う必要がある。すべての所得に対して普通税率（表面税率 30%、実効税率 35.64%）により課税されることになる<sup>7</sup>。その他にも取引に伴う消費税、印紙税等の税金の支払いを行っている。

税効果会計の対象となる、すなわち期間配分の対象となる税金は、企業の所得に対して課される税金で、代表的なものとして、国税である法人税、地方税である事業税<sup>8</sup>、都道府県民税、市町村税である。法人税に住民税および事業税を加えたものを、一般に「法人税等」と呼ばれる。また、法人税の前払いの性格を有する法人税より控除される公社債・預貯金の利子ならびに配当に対して徴収される源泉税や、法人税、住民税から控除される外国税額も企業の所得に対して課される税金であるため税効果会計の対象に含まれる<sup>9</sup>。

## 3. 永久差異と一時差異

わが国では、税法で別段の定めがある場合を除いて、益金と損金の額は、その事業年度の収益と費用・損失の額によって決定される。言い換えれば、別段の定めがあれば、財務会計上と税務上の処理が異なることを意味している。こうした処理の相違に伴い、税引前利益と課税所得の差異が生じる。この差異には次の 2 つがある。1 つは、会計上と税務上の差異が永久に解消されないような差異である。これには、受取配当金の益金不算入額、交際費の損金不算入額などが含まれる。これらは「永久差異」と呼ばれ、税効果会計の対象とならない。これに対して、財務会計上と税務上とで損益の期間帰属が違うことなどが原因で生じる差異を「一時差異」と呼ぶ。一時差異は、将来においてその差異が解消されるため、税効果会計の対象となる。なお、一時差異には次の 2 つがある。

### ① 将来減算一時差異

差異が解消する将来年度に税務上の控除対象となる金額（貸倒引当金や退職給付引当金などの損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、グループ内の未実現利益など）

## ② 将来加算一時差異

差異が解消する将来年度に課税対象とされる金額（連結子会社の未分配利益、有価証券の未実現利益など）

## 4. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 回収可能性

わが国の法人税制では、税効果会計を適用した場合は、将来加算一時差異（積立金方式による圧縮積立金など）よりも、将来減算一時差異（減価償却限度額超過など）が認識されるケースの方が多い。税効果会計では、将来減算一時差異が発生すると貸借対照表上に繰延税金資産を計上する。しかし、この繰延税金資産はすべて資産計上できるわけではなく、資産性のあるもののみが計上できる。通常、この資産性があるものとは、将来において回収可能なものを意味するものである。これを「回収可能性」と呼ぶ。例えば、売掛金は販売先から金銭等を回収できるから資産性があると判断される。繰延税金資産において「回収」とは、直接現金を回収することではなく、将来の税金費用を軽減することをいう。つまり、繰延税金資産に資産性があるということは、将来の「実際に納付すべき法人税等の額」が減るということの意味する。これは逆に、将来において減少すべき納税額があること、すなわち課税所得があることが前提となる。赤字であれば、そもそも納税は発生しないことになる。したがって繰延税金資産の計上の条件である「回収可能性」の判断は、翌期以降、将来減算一時差異を上回る十分な課税所得が発生するかどうかの検討が中心となる。

### (2) 回収可能性の判断基準

日本公認会計士協会の「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」によれば、繰延税金資産の回収可能性は、①収益力に基づく課税所得の十分性、②タックス・プランニングの存在、③将来加算一時差異の十分性の3点のいずれかを満たしているかどうかによって判断するとしている。

#### ① 「収益力に基づく課税所得の十分性」

前述のとおり、将来的に十分な課税所得が計上されるだけの収益力があるかどうかを判断することであり、回収可能性判断の中心となる。

#### ② 「タックス・プランニングの存在」



含み益のある不動産や有価証券の売却等により、将来的に課税所得を発生させる計画があるかどうかを判断するものである。

③「将来加算一時差異の十分性」

課税所得の発生ではなく、将来減算一時差異と相殺できる将来加算一時差異があるかどうかを判断する。ただし、将来加算一時差異が発生するケースは、将来減算一時差異の発生に比べ、稀なケースであると考えられる。

このように、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、多くの場合、将来の企業の収益力に基づく課税所得を中心に判断することになる。しかし、企業の将来の収益力を客観的に判断することは実務上困難であることが多いので、その企業の過去の業績などの状況を主たる判断基準として、日本公認会計士協会は、回収可能性を判断する際の指針を示している。

5. 税効果会計の処理

税効果会計の処理については、以下の設例を通じて、基本的な処理の方法を整理する<sup>10</sup>。

表 4-1 納税申告書

	(単位：万円)	
	20X1 年	20X2 年
貸倒償却調整前課税所得	3,000	3,000
貸倒償却損金不算入額	1,000	
貸倒償却損金算入額		1,000
課税所得	4,000	2,000
税額	1,600	800

A社の税引前当期純利益（不良債権償却後）と課税所得金額（貸倒償却調整前）は、20X1年度、20X2年度ともに3,000万円である。20X1年度に税法上の限度額を超えて1,000万円の貸倒引当損を計上する。この1,000万円は税務上で損金として認められていない。

20X2年度に前述の1,000万円の貸し倒れが実際に生じ、税務上で確定した。なお、税率は20X1年度、20X2年度とも40%とする。

まずは、A社が20X1年度、20X2年度に支払わなければならない法人税の金額を算出する。

20X1年度の課税所得金額は3,000万円に税法上で損金と認められていない貸倒引当損

1,000 万円を加えた 4,000 万円である。税率が 40%であることから、納税額は 1,600 万円 (=4,000 万円×40%) となる。

一方、20X2 年度の課税所得金額は 3,000 万円に当年度損金として認められた 1,000 万円を控除した 2,000 万円となる。その納税額は 800 万円 (=2,000 万円×40%) である (表 4-1)。税効果会計を採用していない場合には、この納税額がそのまま法人税として計上される。

具体的には以下のような仕訳が実施される。

#### 20X1 年度決算

(単位：万円)			
(借方) 法人税	1,600	(貸方) 未払法人税	1,600

#### 20X2 年度決算

(借方) 法人税	800	(貸方) 未払法人税	800
----------	-----	------------	-----

これに対して、税効果会計を適用した場合の仕訳をみると、税効果会計を適用してもしなくても、法人税の納税額に変わりはない。ただ当年度分として納付すべき税額が、当年度の税引前利益に対応した税金であるとは限らない。つまり、税務上の納税額をそのまま財務会計上の法人税として考えるのではなく、財務会計上の税引前利益に対する法人税額を算出し、それを上回る金額は次年度以降支払うべき法人税の前払いと考えるのである (下回る場合には法人税の繰り延べと考える)。

この設例に従えば、税引前利益 3,000 万円の 40%にあたる 1,200 万円を財務会計上で計上すべき法人税と考え、それを上回る 400 万円 (=1,600 万円-1,200 万円) を法人税の前払い分と考えることができる。法人税の前払いと想定した部分は、将来の法人税支払いを節約することから、繰延税金資産という勘定で資産計上する。

具体的には、以下のような仕訳が実施される。

#### 20X1 年度決算

(単位：万円)			
(借方) 法人税	1,600	(貸方) 未払法人税	1,600

繰延税金資産	400	法人税等調整額	400
--------	-----	---------	-----

#### 20X2 年度決算

(借方) 法人税	800	(貸方) 未払法人税	800
繰延税金資産	400	法人税等調整額	400

表 4-2 によれば、税効果会計を適用しない場合は、20X1 年度と 20X2 年度の利益前当期純利益が、3,000 万円と同額であるのに対して、その法人税は 20X1 年度 1,600 万円、20X2 年度 800 万円と税引前当期純利益に対応していない。一方で、税効果会計を適用した場合には、法人税等の金額が 1,200 万円で税引前当期純利益に対応している。

表 4-2 税効果会計適用による損益計算書への影響

(単位：万円)

	税効果適用なし		税効果適用	
	20X1 年	20X2 年	20X1 年	20X2 年
税引前・貸倒償却市駅	4,000	3,000	4,000	3,000
貸倒償却	1,000		1,000	
税引前当期純利益	3,000	3,000	3,000	3,000
法人税等				
当期納税額	1,600	800	1600	800
税効果会計			(-)400	(+)400
法人税等計上額				
当期純利益	1,400	2,200	1,800	1,800

### 第 3 節 税効果会計の導入

米国では、税効果会計が早い時期から適用されてもいる。法人税等の会計において、税効果会計は、米国の会計基準の設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board ; 以下、「FASB」という)、国際会計基準 (International Accounting Standards ; 以下、「IAS」という) にも採用されており、広く国際的に普及している。

米国における税効果会計の体系的基準は、既に 1967 年には、FASB 設立以前の米国の会計基準設定主体である会計原則審議会 (Accounting Principles Board ; 以下、「APB」という) が公表した意見書第 11 号「法人所得税の会計 ("Accounting for Income Taxes")」に始まる。この APB 意見書第 11 号は、繰延法 (deferred method) に基づいて、財務会計と税法との期間差異 (time differences) を対象に税効果会計の適用を必要とした<sup>11</sup>。そ

これは、期間差異発生年度における税引前利益に対する法人税等計上額の対応を重視し、その後の年度における税率改正等の影響額を反映することができなかった。そのため、課税繰延額を示す貸方繰延税金が過大になり、その負債性に対する概念的批判が強まっていった。

APB から代わった FASB は、1992 年に、FASB 基準書第 109 号「法人所得税の会計（*"Accounting for Income Taxes"*）」を公表し、資産負債法 (asset and liability approach) に基づく税効果会計基準をスタートさせた。そこでは、将来年度分の税効果は、財務会計と税法との間に生じる資産・負債価額の差異に基づく一時差異 (temporary differences) および欠損金繰越額等によってもたらされるとしている。将来年度の課税対象となる将来加算一時差異 (taxable temporary differences) に税率を適用して繰延税金負債 (deferred tax liabilities) を算定するとした。

他方、将来年度に税務控除額となる将来減算一時差異 (deductible temporary differences) と欠損金繰越額等に税率を適用して繰延税金資産 (deferred tax assets) を算定する。ただし、繰延税金資産の実現には慎重な配慮が必要であるため、その実現できない可能性が 50% を超えるときは、評価引当金 (valuation allowance) を設けて繰延税金資産を減額することになっている。

国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee ; IASC) は、1979 年に IAS 第 12 号「法人所得税の会計（*"Accounting for Taxes on Income"*）」を発表し、納税額方式 (tax payable method) を認めず、税効果会計 (tax effect accounting method) を導入した。しかし、その内容に幅広い選択肢があったため、それに対する批判も強かった。後に再検討がなされ、1996 年 10 月には、資産負債法 (liability method) に基づく新基準として IAS 改訂第 12 号「法人所得税（*"Income Taxes"*）」が公表された。その内容は、基本的には FASB 基準書第 109 号と一致している。そこでは、将来加算一時差異に対し繰延税金負債が認識され、他方、繰延税金資産については、将来減算一時差異・税務欠損金等繰越額の控除性税効果の実現する可能性の高い場合に限って認識されるという、慎重な立場を示している。

#### 1. わが国における税効果会計の変遷

わが国における税効果会計は、財務会計の国際的調和を図るため、連結財務諸表への選択的導入に始まり、連結財務諸表への全面適用、その後、個別財務諸表への適用がもたら

され、税効果会計基準策定が本格的に行われた。

連結財務諸表への全面適用、その後の個別財務諸表への適用がもたらされた税効果会計基準策定が本格的に行われた平成9（1997）年以降の動向を、詳しくみると以下の通りである。

表 4-3 わが国の税効果会計の変遷

年 月	公表主体	内 容
昭和 42（1967）年 5月	企業会計審議会	「連結財務諸表に関する意見書」
昭和 50（1975）年 6月	企業会計審議会	「連結財務諸表に関する意見書」、「連結財務諸表原則」
昭和 51（1976）年 3月	日本公認会計士協会	「連結財務諸表作成要領」
昭和 54（1979）年 6月	企業会計審議会	「外貨建取引等会計処理基準」
平成 9（1997）年 6月	企業会計審議会	「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」
平成 10（1998）年 5月	日本公認会計士協会	「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針中間報告」
平成 10（1998）年 7月	日本公認会計士協会	「持分法会計に関する実務指針」
平成 10（1998）年 6月	法務省・大蔵省	「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」
平成 10（1998）年 10月	企業会計審議会	「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」
平成 10（1998）年 12月	大蔵省	「財務諸表等規則」、「連結財務諸表規則」および「中間財務諸表等規則」の改正
平成 10（1998）年 12月	日本公認会計士協会	「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
平成 11（1999）年 1月	日本公認会計士協会	「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）」

出所：中田他（1999）pp.15-19 を基に筆者作成。

#### (1) 『連結財務諸表見直し意見書』における税効果会計の全面的導入

平成9（1997）年6月に、企業会計審議会が『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』を発表し、連結財務諸表に税効果会計を全面的に導入することを明らかにした。税効果会計によって連結財務諸表の比較可能性を高めることを強調し、そのアプローチとして国際的に主流となっている資産負債法を採用した。さらに、個別財務諸表への税効果会計の適用について検討の必要性を指摘した。その適用は平成10（1998）年4月1日以降に始まる年度より段階的に行うものとされ、税効果会計をめぐる状況は一変し、税効果会計の理論的、実践的研究が本格化することになった。

#### (2) 『連結財務諸表における税効果会計実務指針』

平成10（1998）年5月、日本公認会計士協会は会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針中間報告」を公表した。その内容は、詳細にし

て具体的かつ体系的で、FASB 基準書および会計基準の構成と共通点を持つ本格的なものである。さらには、同年 7 月に発表された会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」の中にも、税効果会計の処理が含まれている。これらの実務指針は、連結財務諸表における税効果会計の適用につき、最も重要な役割を果たすものと考えられる。

### (3) 『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』

平成 10 (1998) 年 6 月、法務省と大蔵省の共同研究会は、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を公表した。そこでは、税効果会計の必要性を認め、連結財務諸表のみならず個別財務諸表にも採用されることが求められ、税効果の調整は商法においても望ましいとされている。さらに、繰延税金資産と繰延税金負債の貸借対照能力については、企業会計上で税効果会計基準が設定されて、これらの資産性・負債性が明確になれば、公正な会計慣行を斟酌する立場から、繰延税金資産および繰延税金負債を貸借対照表に計上できるとした。そしてこれらが商法上の資産、負債と解釈されるため、特に配当規制を行う必要はないことを明記した。本報告書は、商法が税効果会計の必要性を認めることによって、個別財務諸表への税効果会計の導入を可能にしたといえる。

### (4) 『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』

企業会計審議会は、平成 10 (1998) 年 10 月に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」を発表した。本意見書では、個別財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表を含めて「財務諸表」と総称し、それらに対して税効果会計を適用するための財務会計基準を明らかにした。本意見書は、従来、連結財務諸表のみに限定して適用されてきた税効果会計を、財務諸表全体を対象にすることにより、財務会計基準として税効果会計を国際的レベルに体系づけたものといえる。この適用は平成 11 (1999) 年 4 月 1 日以後開始事業年度から実施するとされ、早期適用も認められたため、この時期が、わが国における税効果会計実践の幕開けといえる。

### (5) 税効果会計に係る財務諸表等規則、計算書類規則の改正

大蔵省は、平成 10 (1998) 年 12 月 21 日、税効果会計の適用について、財務諸表等規則、連結財務諸表規則および中間財務諸表等規則の改正を公布した。そこでは、税効果会計の適用を義務付けるとともに、税効果会計に関連する項目の貸借対照表および損益計算

書における記載方法を定めている。法務省も、同日に計算書類規則を改正し、税効果会計の適用に伴って生じる項目について、貸借対照表および損益計算書における記載方法を定めている。これらの規則の適用は、平成 11（1999）年 4 月 1 日から施行されたが、平成 11（1999）年 1 月決算の会社から早期適用が可能となった。

#### （6）「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」

日本公認会計士協会は、平成 10（1998）年 12 月 22 日に、会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を発表した。この実務指針は、同年 10 月に公表された『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』の適用にあたって生じる具体的問題についての取扱いを示したものである。特に、繰延税金資産の回収可能性の判断、利益処分方式による租税特別措置法上の準備金等、適用初年度の取扱いについて、設例を含めて詳細に検討されており、税効果会計の実践に大きな役割を果たしたものと見える。さらに、会計制度委員会では、『中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針』を 1999 年（平成 11 年）1 月 19 日に公表した。『連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）』についても、本実務指針との重複部分を見直すこととされた。いずれにしても、税効果会計に関連するいくつかの実務指針に依拠して、わが国における税効果会計の実践が行われることになった。

## 2. 税効果会計の銀行への適用

表 4-4 は、平成 11（1999）年 3 月期決算における、わが国の税効果会計早期適用実態を示したものである<sup>12</sup>。

個別財務諸表への税効果会計の適用は平成 11（1999）年 4 月 1 日以降に始まる事業年度より強制適用されることになっていたが、平成 11（1999）年 4 月 1 日以前に始まる事業年度に対しても、任意で適用可能となっていた。この結果、税効果会計を早期適用した企業は表 4-4 をみてわかるとおり、平成 11（1999）年 3 月期決算において東証一部上場会社 1,141 社のうち 249 社（21.82%）となっていた。前期までに連結財務諸表を SEC 基準で作成し、税効果会計を適用していた 24 社のうち個別財務諸表においても早期適用した会社は 5 社だけであることから、これが会計慣行として税効果会計が実務に取り入れられている会社が早期適用したのではないことがわかる。

この税効果会計早期適用会社を業種別にみると、特徴的なことは、早期適用会社 249

社のうち銀行が 91 社を占めていることである。比較的税効果会計の早期適用会社が多い鉄鋼や精密機器でもその業種のうちに税効果会計を適用した会社の占める割合は 30%台であるのに比べ、銀行は 96 社中 91 社、割合にして 94.79%が税効果会計を適用している。この時期に税効果会計を適用していない銀行は、広島銀行、青森銀行、肥後銀行、みちのく銀行、幸福銀行の 5 行だけであった。

表 4-4 税効果会計早期適用会社数 (平成 11 (1999) 年 3 月期)

業種	会社数	適用会社数	割合 (%)
水産	6	0	0.0
鉱業	4	1	25.0
建築	106	18	17.0
食料品	44	10	22.7
繊維	36	4	11.1
パルプ・紙	17	2	11.8
化学工業	113	16	14.2
石油・石炭製品	5	0	0.0
ゴム製品	9	0	0.0
ガラス・土石製品	24	2	8.3
鉄鋼	35	12	34.3
非鉄金属	25	5	20.0
金属製品	25	4	16.0
機械	88	11	12.5
電器機器	129	21	16.3
輸送用機器	58	6	10.3
精密機械	19	7	36.8
その他製造	38	4	10.5
商業	95	17	17.9
金融・保険 (銀行を除く)	46	3	6.5
不動産	17	3	17.6
陸運	32	6	18.8
海運	14	0	0.0
倉庫	10	1	10.0
通信	9	0	0.0
電気・ガス	14	0	0.0
サービス	27	5	18.5
		平均	13.2
小計	1,045	158	15.1
銀行	96	91	94.8
合計	1,141	249	21.8

出所：磯貝 (2004) p.6 を参照。

注) 引用データ中、業種別「空運」については不明 (原資料ママ)。

この銀行が税効果会計を早期適用した背景については、多額の不良債権を抱え、その不良債権を迅速に償却すべく有税償却を行わなければならない状況下においては、企業利益



と課税所得との差異が大きく乖離することになり、そのために税効果会計の早期適用が必要となったと考えることもできる。

### 3. 銀行における繰延税金資産の計上の意義

まず、平成 14（2002）年 3 月期決算における銀行の繰延税金資産計上額の繰延税金資産の計上額について考察していく。

平成 14（2002）年 3 月期決算では、銀行業 129 行の平成 13（2001）年度の繰延税金資産計上額は合計で 10 兆 6,602 億 8,300 万円であり、資本勘定合計額 29 兆 588 億 3,000 万円の 36.68%を占める結果となっている。これを、銀行業態別にみると、「大手 13 行」では繰延税金資産計上額は合計では 7 兆 9,688 億 9,300 万円となり、資本勘定合計額 16 兆 9,077 億 5,200 万円の 47.13%を占める。「地銀」では繰延税金資産計上額の合計では 2 兆 37 億 3,000 万円となり、資本勘定合計額 9 兆 7,542 億 5,200 万円の 20.54%を占める。また、「第 2 地銀」では繰延税金資産計上額は合計では 6,876 億 6,000 万円となり、資本勘定合計額 2 兆 3,967 億 9,900 万円の 28.69%を占めている。これらをみると、大手 13 行では資本勘定の 47.13%が繰延税金資産によって計上されており、大手 13 行の繰延税金資産計上額合計 7 兆 9,688 億 9,300 万円は、銀行業全体の繰延税金資産計上額合計 10 兆 6,602 億 8,300 万円の 74.75%を占める結果となっている。このように平成 13（2001）年度の銀行の決算では、特に大手 13 行において、税効果会計（繰延税金資産の計上）を用いて資本増強が図られていた実態をみることができる。

## 第 4 節 税効果会計と会計政策

### 1. 会計政策の意義

会計政策とは、経営者が一定の目的を達成するために、会計数値を戦略的・政策的に制御することと定義されている<sup>13</sup>。具体的には、「財務諸表を作成するための一般に認められた会計処理の原則・手続き及び表示方法のなかから、一定の目的を達成するために最適なものを選択し、もしくはそれを変更することによって、アウトプットたる会計数値を意図的にコントロールすることである」とされている<sup>14</sup>。会計政策には、少なくとも 2 つの種類がある。1 つは、表示の対象となる現実の事業活動を所与としたうえで、一般に公正妥当と認められた会計処理の原則・手続・表示方法（GAAP）のなかから 1 つの会計方法を選択すること、もしくは一度選択した会計方法を変更することである。これを「技術的

会計政策」と呼ぶ。有形固定資産をめぐる減価償却の費用配分を定額法から定率法に変更するなどといった場合がこれにあてはまる。いま1つは、アウトプットである会計数値の算出方法を直接操作するのではなく、その前提となる事業活動のベクトルを制御し、間接的に会計数値をコントロールするというものである。たとえば、自由裁量的なコストである広告宣伝費や研究開発費を増額もしくは圧縮するといったケースがこれにあてはまる。これを「実質的会計政策」と呼ぶ。経営者は、通常、どのような場面で、会計政策を行使しようとするかを考えると、①経営者報酬制度、②財務制限条項・配当規制、③政治コストがあげられる。

類似した概念として、「利益操作」という用語がある<sup>15</sup>。一ノ宮（2005）によれば、利益操作は、「一般的に違法ではないものの、不健全な会計処理を総称している」と定義される。

利益操作の概念は、米国の Earning Management、あるいは英国の Creative Accounting に相当するものである。財務報告に経営者の希望を反映させるマーケティング・ツールとみることができ、要件としては、①特定の動機・目的の存在、②形式的な基準への準拠性・適法性、③意図的・作為的な会計処理や実態変更・仮想行為の存在という3点に整理できると考えられる。

## 2. 事例研究 — りそな銀行の救済を例として

平成15（2003）年5月17日に、りそな銀行の救済があった。これは、前述の預金保険法第102条第1項第1号に基づく最初の適用事例であった<sup>16</sup>。りそな銀行は、りそなホールディングス傘下の最大の銀行であり総資産30兆円を超えていた。りそなグループは大和銀行とあさひ銀行の統合で生まれた金融グループであり、当時の4大メガバンクのすぐ下に位置していた。りそなグループの銀行は、巨額の繰延税金資産を計上することで、自己資本の不足を補っていた。銀行は、一般に次の2つの要因で繰延税金資産を計上すると考えられる。第1として、わが国の法人税では当期の損失を5年間繰り越し計上して将来の課税所得と相殺することで将来の税額を減少させることが出来るが<sup>17</sup>、過去の課税所得と相殺して過去に支払った税を取り戻すことは出来ない<sup>18</sup>。わが国の国と地方の法人税率の合計は約40%である。このため、銀行が繰越欠損金を保有している場合には、将来5年間に計上できると見込まれる課税所得の40%を上限として繰延税金資産として計上できる。この繰延税金資産は、将来銀行が課税所得を計上した時に、その金額に応じて償却さ

れる。第2としては、財務会計基準に比較して税務会計基準の方が不良債権償却を計上しにくかった点にある。

銀行は、税効果会計の概念でもみてきたように、開示のために財務会計上は不良債権処理損失を計上するべきだと判断しても、その時点において倒産の法的処理が行われていない等の認識時点の相違を理由として、税務当局は税務会計上、損失計上を容認しない場合がある。この会計基準の違いにより、税務会計上の利益の方が財務会計上の利益より大きくなる場合には、財務会計からみると過大な法人税を課されていることになり、その差額を繰延税金資産として計上することができる。この繰延税金資産は、将来、銀行が税務会計上でも不良債権処理損失計上が認められた時点において償却されることになる。

これらをまとめると、繰延税金資産は、不良債権処理損失が蓄積されていることにより、銀行が見込む将来の法人税負担の減少額の現在価値に相当するものである。繰延税金資産は、銀行が近い将来に課税所得を獲得できる見込みがある場合だけに実質的な価値があるといえる。この資産自体には精算価値はないといえる。それは、銀行が破綻した場合には、税務当局から繰延税金資産は返還されないことによる。このため、銀行が、近い将来に、応分の益金を出す見込みがなければ、その繰延税金資産の資産としての質は高くないといえる<sup>19)</sup>。

表 4-5 りそな銀行の連結貸借対照表

平成 15 (2003) 年 3 月期		(単位：億円)	
資産		負債	
預金預け入れ	17,030	預金	223,540
特定取引資産	4,140	譲渡性預金(譲渡性預金証書)	4,140
有価証券	51,140	金融市場債務	53,150
貸出金	214,440	その他の債務	20,410
動産不動産	6,460		
繰延税金資産	4,010	負債合計	301,240
貸倒引当金	▲ 6,600		
その他資産	13,370	株主資本	3,660
資産合計	340,900	負債・資本合計	340,900

出所：深尾(2007) p.30 を参照。

注) 支払い承諾、支払い承諾見返り 44,324 億円を除く。

表 4-5 のように、りそな銀行は、平成 15 (2003) 年 3 月期に 4,010 億円の繰延税金資産

産を計上していたが、これは同行の株主資本 3,660 億円を上回る金額であり、加えて、平成 15 (2003) 年 3 月期までの 3 期連続では損失計上していた状態にあり、財務状態は健全とは言えなかった。

$$\text{繰延税金資産 (4,000 億円) / 5 年間 / 税率 (40\%)} = \text{課税所得 (2,000 億円)}$$

---

$$\text{課税所得 (2,000 億円) - 課税所得 (2,000 億円) \times 税率 (40\%)} = \text{税引後所得 (1,200 億円)}$$

---

$$\text{税引後所得 (1,200 億円 / 株主資本 (3,660 億円)} = \text{ROE (32.78\%)}$$

りそな銀行が、4,000 億円の繰延税金資産を 5 年間で償却するには、仮に税率を 40%としても、毎年 2,000 億円の課税所得を計上する必要がある、このことは ROE でいうならば 32.78%という高水準の数値である。このことは、繰延税金資産の計上の条件である「回収可能性」の判断では、翌期以降に将来減算一時差異を上回る十分な課税所得が発生するかどうかの検討において、許容範囲を逸脱していることは明らかである。

## 第 5 節 おわりに

金融監督行政にとっては、国内での金融システム安定化は最重要課題である。あわせて、わが国銀行の国際競争力確保のためには、自己資本比率規制あるいは会計制度などの国際化の対応も図らなければならない。わが国の金融行政は長く護送船団方式をとってきた。しかしながら、バブル経済崩壊を機に、その限界が明らかになった。わが国の金融システムの安定化は、非効率な銀行の存続を意味するものではなくてはいたが、それをただ市場に任せ、市場からの退場を促すことによる影響の大きさは、事前には予想できず金融監督当局も躊躇した時期でもあった。

りそな銀行の事例研究から、株主や預金者などのステークホルダーを保護する外部監査人（監査法人）の重要性が再認識され、その後の足利銀行の破綻にもみられるように外部監査人制度の責任強化にもつながったことをみてきた。さらに米国のエンロン事件を以後重要視されるようになった、わが国の内部統制システムの充実にも大きく影響を与え、また平成 17 (2005) 年の会社法制定にも影響を与えたといえる。

本稿の検証から、バブル経済崩壊後の不良債権処理に迫られた厳しい経営環境下において、銀行が取らざるをえなかった行動すなわち会計政策は、利益操作と非難されても釈明

の余地もない不適切なものであったのは事実であるが、金融監督当局によって特段の会計指針もない状況下に、わが国に税効果会計導入が図られたこと自体は、銀行救済を意図したものであったと解することができる。言い換えれば、規制または会計指針のない状況下で、銀行が財務諸表や自己資本比率を操作した銀行行動と、さらに金融監督当局がそれを黙認していたことは、金融危機を避けるためであったことは明らかであるといえる。

---

<sup>1</sup> 深尾（2007）pp.15-16 を参照。

<sup>2</sup> 金融庁は、平成 14（2002）年 10 月に「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」を公表し、金融監督基準の厳格化を表明したが、繰延税金資産の処理等の具体的な会計指針については、平成 17（2005）年 9 月 22 日に公表した「自己資本比率規制の一部改正に関する告示案」において、銀行が自己資本比率の計算に算入可能な繰延税金資産の上限を設定し、その算入割合についても段階的に引き下げることを公表した。平成 18（2006）年 3 月には、銀行が計上する繰延税金資産の自己資本算入を、コア自己資本の 40%以下に制限し、さらに平成 20（2008）年 3 月には、この比率は 20%まで引き下げられた。

<sup>3</sup> りそな銀行からの公的資金注入は、本来、預金保険法は想定していない銀行側からの（過小資本に陥ることを回避するための）要請によるものであった。これは、「予防的公的資金注入」と呼ばれる。そのため、この申請に対して適用要件等に関する明確な審査基準は存在しなかった。適用時には、一部から違法性も指摘されたため、銀行が自主的に公的資金の注入を予防的かつ自主的に申請できることの必要性が認識され、後の預金保険法の改正の要因となった。

<sup>4</sup> 「公的資金注入」は、正確には、預金保険機構による株式取得によるものである。この「実質国有化」により、国による管理を受けるわが国初の「特別支援銀行」となった。

<sup>5</sup> この「実質国有化」と「一時国有化」の違いは大きく、前者は、いわゆる「ソフトランディング方式」が採られた場合で、銀行は国に管理されながらも、会社も存続し株主の責任は問われないのに対し、後者は、「ハードランディング方式」が採られた場合で、銀行は国有化されて営業は継続されるものの、会社は一旦破綻処理がなされ、その破綻時点で株式は無価値いわゆる「紙屑」となる。

<sup>6</sup> 弥永他（1997）p.5 を参照。

<sup>7</sup> 平成 23（2011）年度税制改正で、40.69%から引き下げられた。平成 24（2012）年 4 月 1 日以後開始する事業年度（平成 25（2013）年 3 月期）から適用される。実効税率 35.64%は、東京都の場合の外形課税適用法人の税率で、適用外の法人の場合の税率は 37.11%となる。なお、平成 24 年度以降の 3 年間は、法人税額の 10%の復興特別法人税が課され 38.01%となる。

<sup>8</sup> 事業税については、税引前利益と税引後利益との間に介在する「法人税等」には含めず税引前利益段階で経費の 1 項目として翌期に認識（損金にも算入）する扱いとなっていることから期間配分の対象としてなじまないとする見解もある。弥永他（1997）p11。

<sup>9</sup> 所得に対して課されるものではない事業所税、固定資産税、印紙税、関税、消費税などは、期間配分の対象となる税金に含まれないため税効果会計の対象とならない。

<sup>10</sup> この設例は、伊藤邦夫（2012）pp.198-201 を基に説明している。

- 
- 11 「期間差異」は、「期間帰属差異」とも呼ばれる。
- 12 この税効果会計の銀行への早期適用に関する分析は、磯貝(2004)に多くを負っている。
- 13 伊藤(2012) p.211 を参照。
- 14 伊藤(2012) pp.655-656 を参照。
- 15 一ノ宮(2005)「税効果会計と利益操作—倒産企業における実証研究—」では、「利益操作」という概念を用いて、一般事業会社に焦点をあてた税効果会計実務を巡る問題を明らかにしている。「利益操作を達成するための一つとして、会計政策を位置づけこととし、利益操作と会計政策は別個のものと考えられる」とされている。
- 16 この事例研究は、深尾(2007) pp.29-31 を参考にしている。
- 17 平成 16 (2004) 年の法人税改正により、この 5 年間の損失繰越期間は、7 年間に延長された。但し、このルールは平成 13 (2001) 年度以降に生じた損失についてのみ適用され、それ以前の損失には適用されなかった。
- 18 平成 16 (2004) 年の法人税改正により、この 5 年間の損失繰越期間は、7 年間に延長された。但し、このルールは平成 13 (2001) 年度以降に生じた損失についてのみ適用され、それ以前の損失には適用されなかった。
- 19 深尾(2007) p.30 を参照。

## 第5章 銀行に対する厳格監査の及ぼす影響

### 第1節 はじめに

わが国において、外部監査人による監査が銀行によって意識されるようになったのは、平成10（1998）年の早期是正措置の導入以降といえる。昭和25（1950）年3月には、証券取引法改正を受け、上場企業の提出書類には外部監査人による監査が義務付けられることになって以来、長い期間、銀行は特別な扱いを受けてきた。この早期是正措置に伴う自己査定制度の導入と平成12（2000）年のいわゆる会計ビッグバンによって、銀行と外部監査人を取り巻く環境あるいは銀行と外部監査人との関係も大きく変化した。銀行に対する監査が本格的に開始されて10余年が経過した現在までの間にも、長引く不良債権処理問題、国内景気の長期低迷、証券市況の下落、サブプライム・ローン問題に端を発した金融危機など国内外でさまざまなことが起きている。不良債権処理問題、自己資本比率の低下を契機に、平成14（2002）年10月には、監督当局から、銀行に対して厳格監査が求められた。金融規制・監督の国際協調からも、銀行監督当局の監督から市場原理の基づいた監督体制に移行した。本稿では、銀行のガバナンス構造の特殊性、不良債権処理問題、銀行規制・監督の変遷、自己資本比率規制の意義について考察し、最後に、銀行に対する厳格監査の有効性についての実証分析を行う。

### 第2節 銀行の特殊性

銀行に対する預金者の信認は、銀行の情報収集・分析能力の圧倒的なまでの優越性・非対称性に基づいている。銀行のサービスの特殊性は、必ずしも専門知識を有しない一般消費者にとって外部から銀行の経営状態を判断したり、監視したりすることは困難であることから、銀行が、信用という無形の財を商品にしていることである。ここでは、一株式会社である銀行が、これまで他の産業とは違う扱いを受けていたかという点を検証する。

#### 1. 株式会社としての銀行

銀行法によれば、銀行は、以下のようなことから、株式会社組織形態によって営むことが要求されている（銀行法4条の2）。株式会社は、①株式発行による資金調達が可能であ

り、大規模な事業を行うために適していること、②株主総会、取締役会、監査役制度など会社の内部機関が充実していること、③情報開示の制度が充実していることなどの観点から、公共性の高い業務を、安定的かつ継続的に行うためには最も的確な事業形態であると考えられている<sup>1</sup>。

銀行の特殊性については、銀行の金融仲介機能と資金決済機能の2つの機能から捉えることができる。まず、金融仲介機能の側面からみると、資金の貸し手と借り手が相手を見出して取引を行うためにはコストがかかるため、銀行がそうした金融取引をスムーズに行う役割を果たしている。具体的には、銀行は、その信用によって成り立っている産業であり、資金を運用して収益を上げたい預金者（貸し手）と、資金を必要としている貸付先（借り手）との間で、銀行は信用に足る仲介者として、その仲介をする機能を果たしている。銀行の中心的な業務である金融仲介業務では、預金を原資として、融資に転換する資産変換を行うことにより、預金者に支払う預金金利と貸付先に課す貸出金利から生じる利鞘が、銀行の収入となる。このような間接金融においては、信用のある相手に資金を貸したいにもかかわらず、情報が得られない預金者は、より情報をもった機関である銀行に資金の運用を委託しているという事実が存在しており、預金契約と融資契約とのそれぞれに情報の非対称性が存在しているという事実がある<sup>2</sup>。

2つ目の側面としては、銀行の貸借対照表の負債に入る預金が決済手段として使われていることにある。その預金は要求払の義務があるため、預金者が、仮に通常想定される額以上の要求払預金の引出しを求めた場合、銀行がそれを払い戻すための流動性を持ち合わせていないということになる。そこで、銀行が預金の払戻しができないという事態また風評が起これば、他の預金者も銀行に殺到する可能性は高く、この連鎖が信用不安を引き起こすことになる。このように一銀行の倒産はそれにとどまらず、他の銀行への波及、もしくは他産業の一般事業会社の倒産にも拡大する可能性がある。

## 2. 銀行のコーポレート・ガバナンス

銀行も一株式会社で、かつ多くの場合は上場企業であるにもかかわらず、銀行のガバナンス構造は、一般事業会社とは異なる面がある。近年では、IR活動の強化などにより、コーポレート・ガバナンスにおいても株主価値の向上に力を注ぐ銀行も多くみられ、これまでの規制業種特有の閉鎖的なガバナンス構造からは脱してきているが、預金者とならび株主というステークホルダーの利害関係を重視しなければならない。一般事業会社の場合と



異なるステークホルダー構造の特殊性に起因する点は、以下の通りである。

- ① 一般事業会社の債権者としては、メインバンクが容易に思い浮かぶが、銀行に対する債権者として大多数を占めるのは預金者である。一般事業会社では預金は貸借対照表上の資産となるが、銀行の場合には、資金調達手段として払い込まれた預金は負債に計上される。これを預金者からみると、預金は、銀行に対する無担保債権ということになる。
- ② 預金者にとって、預金が無担保という無防備な債権であることは、従来からの銀行の信用力に対する絶対的な信頼が前提にあり、これまであまり意識されることがなかった。しかし、近年ではこの「銀行不倒神話」<sup>3)</sup>は崩れ、銀行を含むその他金融機関の経営破綻という事実もあり、加えて、平成 17 (2005) 年 4 月には、預金保険も定額保護に移行した<sup>4)</sup>。
- ③ 預金者は、預金者全体として圧倒的多数を占めるステークホルダーでありながら、比較的少額かつ不特定多数であるため、一般事業会社でみられるような大口債権者としてのメインバンクによるガバナンス面での影響力を直接的に行使し得えず、預金保険制度による事後的な救済措置を受けるのみである。

これらのことから、預金者の代弁者として、監督当局が事前的に関与する意義が認められる。監督当局の関与が正当化されるのは、こうした預金者保護の要請に加え、銀行業務の公益性・公共性にも由来しているが、本質的には後者にあるといえる。すなわち、銀行の決済業務は経済活動の公共インフラを構成しており、個々の銀行のトラブルに伴い決済網を通じてシステムック・リスクが伝播し、決済システムや金融システムの動揺を招く場合には、社会全体としての機能をそぐことにつながる可能性がある。個々の銀行の健全性は、全体システム維持のための重要な構成要素となっている。銀行業は、明治 23 (1890) 年の銀行条例以来、免許制が採用されている由縁でもある。銀行の資本が預金者にとっての最終的な担保を果たすため、預金者保護という観点から、現在に至るまで内閣総理大臣の許可を必要としている。

コーポレート・ガバナンスについては、本来、会社法の領域であるが、銀行の場合には、その信用により預金通貨を生み出すという他産業にはない大きな特徴を有しているため、会社法規制の枠組みを超え、特別に金融監督法規制の対象となる。金融監督法の代表としての銀行法をみると、銀行業の公共性・信用秩序の維持・預金者保護といった目的規定（銀行法 1 条）のほか、報告・資料提出・立入検査・業務停止・免許停止等の規制（同法 24

条以下、52条の11以下、52条の31以下)が設けられている。また、立入検査(同法25条、52条の12、52条の32)における金融検査マニュアルなどの規定も、直接的、間接的に銀行のコーポレート・ガバナンスに影響を与えている<sup>5</sup>。銀行は、一般事業会社と異なり、システミック・リスクを回避するため、各種の行政上の救済策等が採られ、アカウントビリティを尽くすことが重要となる。そのアカウントビリティには、経営内容の開示に止まらず、預金者の代弁者としての監督当局による監督・検査等のみならず、公認会計士による監査も甘受する責務があるといえる。

### 3. 銀行の近年の動向

平成10(1998)年に「金融持株会社法」が施行され、銀行、証券会社や保険会社などの金融機関を傘下に持つ「金融持株会社」が解禁された。平成12(2000)年に、第一勧業銀行、富士銀行および日本興業銀行の3行により、わが国初の銀行持株会社として「みずほホールディングス」が設立されて以降、都市銀行を中心に銀行持株会社を利用したメガ金融グループの再編が急速に進んだ。その後、東京三菱銀行、三菱信託銀行、日本信託銀行による「三菱東京フィナンシャルグループ」など大型再編が相次ぎ、平成25(2013)年現時点では4つの主要な金融グループに再編されている。

平成12(2000)～18(2006)年にかけて米国で、長期間にわたる金融緩和と「サブプライム・ローン」と呼ばれる低所得者向けの住宅ローンにより、住宅バブルが発生した。平成19(2007)年夏以降に、サブプライム・ローンの延滞・担保物件の差押えの急増など返済問題が顕在化すると、サブプライム・ローンが証券化という手法を通じて、それまでに世界中の多様な投資者に販売されファイナンスされていたことから、瞬く間に関連市場において市況の急落が起こった。平成20(2008)年9月には、米国投資銀行の1つであったリーマン・ブラザーズの経営破綻を契機として、金融市場の混乱が一層深刻化し、世界的な金融危機となった。こうした中、比較的その影響が軽微であったわが国のメガバンクは、海外事業の強化の好機ととらえ積極的に海外進出に乗り出し、米国投資銀行や米国証券会社への出資により、海外事業や投資銀行業務の強化を図っている。

サブプライム問題による世界的な金融危機の再発防止に向けた規制・監督の観点から、国際金融規制体制の強化の一環として「自己資本比率規制(バーゼルⅡ)」の包括的な見直しなどが進められている。過去の不良債権の処理で毀損した自己資本の多くを優先株式で調達していたメガバンクは、自己資本の質についての新たな規制(バーゼルⅢや国際財務

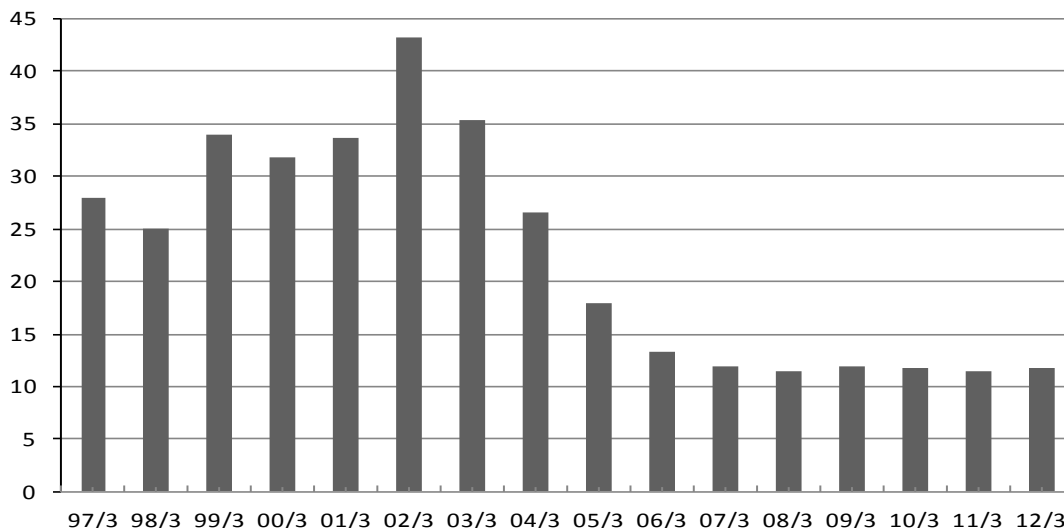


報告基準 (IFRS) など) への対応を見据えて、大規模な普通株式の公募増資による資金調達を実施している。

最近の報道から、進まぬ不良債権処理と自己資本比率の低下により、平成 15 (2003) 年に公的資金が注入されたりそなホールディングの動向を例にみると、注入された公的資金を原資に不良債権を処理し、平成 14 (2004) 年度以降から 9 年間で 2 兆 6,000 億円の純利益を積み上げ、注入時には 11%を超えていた不良債権も現在は 2%まで低下し、持ち合い株式も 1 兆円削減し、公的資金の注入額総額 3 兆 1,280 億円のうち 2 兆 2563 億円を既に返済しており、注入された優先株 3,000 億円と普通株 1,000 億円を年度内に買い入れ消却し、残る 1,600 億円を今後 5 年間で完済する計画を発表した。りそなホールディングは、実質国有化から、まさにこの 10 年で自立経営への道筋をつけたということである。補足ながら、未だに返済の道筋がついていないのは、普通株 2,169 億円が残る新生銀行のみとなった<sup>6</sup>。

(兆円)

図 5-2 不良債権の推移



出所：平成 11 (1999) 3 月期以降のデータは、金融庁の公表資料「金融再生法開示債権等の推移」を基に「金融再生法開示債権」の額で、平成 10 (1998) 年 3 月期までは金融再生法施行前であるため、この 2 期末のデータについては、金融監督庁の公表資料「全国銀行のリスク管理債権の状況」から「リスク管理債権」の額で、筆者作成。

### 第3節 銀行の不良債権問題

わが国においては、平成7(1985)年10月に始まった金利規制の自由化や業務範囲の規制緩和などが段階的に実施された。この時期がプラザ合意以降に重なったことから、預金金利の自由化が、銀行収益には懸念されたほどの悪影響を及ぼさなかった。これは金融緩和の実施とともに金利水準がほぼ1980年代後半まで傾向的に低下した結果、資金調達利率の低下が自由化に伴う調整利息の上昇を相殺する方向で作用したことによる<sup>7</sup>。さらに、この時期は、これまでの主な借り手であった製造業を中心とする大手優良企業が株高の局面で、資金調達を間接金融から直接金融にシフトする「銀行離れ」が進行する中で、都市銀行等の大手銀行も、高金利を見込めることから、これまであまり手掛けてこなかった中小企業への貸出や、当時のいわゆる「土地神話」を背景に、土地を担保とした貸出に傾向していった。1990年代半ばには、銀行の貸出残高は、わが国の名目GDPを上回る規模の500兆円を超えるまでに膨らんだ。しかしながら、1980年代後半には株価はピークをむかえ、1990年代初頭から株価だけでなく、地価も下落し不動産バブルも崩壊し始めた。このような「土地神話」は、わが国ではバブル期以前にも存在しており、この土地神話を背景としたビジネスモデルは、バブル崩壊とともに、図5-2でみるように多額の不良債権を残し崩壊した<sup>8</sup>。その後も地価は低下し続け、平成9(1997)年には、大手都市銀行の北海道拓殖銀行や大手証券会社の山一証券などの破綻が続き、不良債権問題と金融危機が深刻化していった。

#### 1. 不良債権の開示

1990年代の金融危機を契機として、銀行に対する検査の強化や公的資金の注入を含めた監督の強化、また、銀行の健全性の確保を目的とした監督制度の見直しも図られた。この銀行の情報開示が拡充されたことにより、従来は銀行の不良債権額などの詳細な情報は開示されていなかったが、平成10(1998)年6月に改正された銀行法および同年10月に成立・施行された「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下、「金融再生法」という)の2つの法律によって、その銀行の保有する不良債権等の状況を開示することが義務付けられた。各行には、ディスクロージャー誌に、以下の「金融再生法開示債権」と「リスク管理債権」の両方の掲載が義務付けられている。

(1) 「金融再生法開示債権」(金融再生法に基づく開示)

金融再生法に基づく開示債権は、一般に「金融再生法開示債権」と呼ばれ、貸出金のほかに支払承諾見返<sup>9</sup>なども含む銀行の保有する債権を債務者の状況などに応じ、表 5-1 のように、①「破産等更生債権およびこれらに準ずる債権」、②「危険債権」、③「要管理債権」および④「正常債権」の4つに分類し、それぞれの金額を開示することとされている(金融再生法7条、同施行規則4条～6条)。この①～③の小計が金融再生法上の不良債権とされる。

表 5-1 金融再生法開示債権

区分	内容
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、再生手続きなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
② 危険債権	債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債券
③ 要管理債権	3ヵ月延滞債権(元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出債権) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権)
④ 正常債権	上記①～③以外に区分される、債務者の財政状態および経営成績に特に問題のない債権

出所：金融庁の公表資料から筆者作成。

金融再生法に依る不良債権比率の算出方法は以下の通りである。

不良債権比率

$$= \frac{\text{① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権} + \text{② 危険債権} + \text{③ 要管理債権}}{\text{債権額合計 (①破産更生債権及びこれらに準ずる債権} + \text{②危険債権} + \text{③要管理債権} + \text{④正常債権)}}$$

(2) 「リスク管理債権」(銀行法に基づく開示)

銀行法に基づく開示債権は、一般に「リスク管理債権」と呼ばれ、金融再生法開示債権は支払承諾見返などの貸出金以外の債権も対象にしているのに対して、貸出金のみが開示の対象とされている。個々の貸出金ごとに表 5-2 のように、① 破産先債権、② 延滞債権、③ 3ヵ月延滞債権、④ 貸出条件緩和債権の4つに区分し、それぞれの金額を開示することとされている(銀行法21条、同施行規則19条の2～19条の4)。

表 5-2 リスク管理債権

区分	内容
① 破産先債権	会社更生法・民事再生法による更生・再生手続開始の申立て、破産の申立てまたは整理開始・特別清算開始の申立てなどの事由が生じている貸出金
② 延滞債権	債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債券
③ 3ヵ月延滞債権	元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している、破産先債権、延滞債権に該当しない貸出金
④ 貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金

出所：金融庁の公表資料から筆者作成。

銀行法に依拠した不良債権比率の算出方法は以下の通りである。

$$\text{不良債権比率} = \frac{\text{① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権} + \text{② 危険債権} + \text{③ 要管理債権} + \text{④ 正常債権}}{\text{貸出額合計}}$$

## 2. 「金融検査マニュアル」の公表

前述のように大蔵省時代の金融検査については、具体的指針は存在せず、行政による裁量的な措置が中心で、それによって起きた不祥事などの反省から、手続きの明確化、透明化を図ることを目的に、平成 10（1998）年に「金融検査に関する基本指針」が定められた。そして翌年には、具体的な着眼点等が整理された「金融検査マニュアル」が制定された。このマニュアルは、本来、金融検査にあたる検査官のための手引書であるが、これが一般に公表されたことは、透明性が図られたといえる。

この検査にあたっては、金融検査マニュアルが整備され、これに基づき、銀行の法令遵守の体制、リスク管理の体制等について実態把握が行われている。この金融検査マニュアルは、平成 10（1998）年 9 月にバーゼル委員会が発表した「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」<sup>10</sup>をベースにしたもので、このフレームワークには、各国の銀行監督当局が銀行検査を行う際に、内部管理体制をどのような観点で点検し、評価するかという骨子がまとめられている。金融検査マニュアルの「基本的考え方」と「金融検査の基本原則」は、以下の通りである。金融検査マニュアルの基本的考え方として、①当局指導型から自己管理型へ、②資産査定中心からリスク管理重視へ移行された。また、金融検査の基本原則も、①「補強性の原則」として、金融検査は、自己責任に基づく金融機関の内

部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものであることが確認された。②効率性の原則として、当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、金融検査は、監査機能と十分な連携を保ちながら効率的・効果的に行われる必要があることも確認された。最後に、③実効性の原則として、金融検査は、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に向けて、機能を十分発揮するように実施される必要があることがここでまた強調された。

この金融マニュアルの考え方と基本原則から、金融機関は自己責任に基づく内部管理体制の充実、厳正な外部監査が求められていることがわかる。金融検査マニュアルは平成 13 (2001) 年 4 月に改訂されたが、改訂の主な目的は内部監査・外部監査に関する記述を充実させることにより、金融機関等に対して自己責任に基づく実効性ある内部監査・外部監査体制の確立を促すことにあった。また、平成 19 (2007) 年 4 月からは、検査結果について段階評価を示す「金融検査評定制度」を本格施行するなど、銀行の自主的・持続的な経営改善に向けた動機付けの取り組みも行われている。

### 3. 「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」の公表

平成 14 (2002 年) 3 月期における主要銀行の決算状況は、進展しない不良債権処理の状況を示した。政府は、主要銀行に対し、それまでの指示を 1 年間繰り延べる形で、平成 16 (2004) 年 3 月までに不良債権比率を現状の半分程度までに低下させ、不良債権処理問題の正常化を図ることを求めた。

その一方で、不良債権処理の終結時期の繰り延べに伴う先送り懸念を払拭するとともに、わが国の金融システムと金融行政に対する内外投資者の信頼を回復するためにも、新たな施策の実施が強く求められた。そこで、政府は、平成 14 (2002) 年 10 月に「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」を公表した。その内容は、①主要行の資産査定を厳格化、②自己資本の充実、③ガバナンスの強化、④企業再生を目的とした RCC の一層の活用、⑤企業再生のための環境整備などから構成された。ここでは、本稿の目的から、①主要行の資産査定を厳格化、②自己資本の充実について詳しく検証する。

### 4. 主要行の資産査定を厳格化

銀行による資産査定をより一層厳格なものとするべく、主要行に対しては、要管理先の



大口債務者を対象として DCF (Discount Cash Flow) 方式を基礎とした個別引き当てを原則として実施することが求められた。DCF 方式とは、米国等において広く普及している資産査定方法のひとつで、将来得られると予想される元利金収入の割引現在価値と元本との差額を価値毀損額とみなして当該金額だけ貸倒引当金に繰り入れ、資産の健全性を維持する手法のことをいう。この DCF 方式の導入に際しては、日本公認会計士協会が策定した会計実務指針のガイドラインに基づき金融検査マニュアルが改訂されるというかたちで制度的な枠組みが整備され、主要行においては平成 15 (2003) 年 3 月期から大口要管理先等に適用している。そして、この査定方式を定着させるため、金融庁による特別検査が引き続き実施された。

## 5. 自己資本の充実

主要行の自己資本の場合、有税による不良債権処理が多額にのぼっているという事情もあり、不良債権の処理進捗状況とあわせて、当時、問題となったものとして、平成 11 (1999) 年 3 月期から適用が可能となり、特段の会計指針もない状態の繰延税金資産が、銀行の資産の部のかなりの部分を占めるに至ったことである。しかし、翌年度以降の課税所得金額を見積もるには困難をことから、そうした事態は、必ずしも健全な姿であるとはいえないという批判が寄せられた。そこで、会計プロフェッションたる外部監査人に繰延税金資産の合理性について厳正な監査を求めるとともに、金融庁も主要行に対する検査において、繰延税金資産の合理性、妥当性についても厳しく査定することになった。

## 6. 日本公認会計士協会の対応

平成 14 (2002) 年 10 月 30 日発表の金融庁「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」を受けて、平成 15 (2003) 年 2 月 24 日に、日本公認会計士協会は会長通牒として「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表した。これは、繰延税金資産の合理性の確認のため、また資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業の前提に関する評価について、外部監査人が重大な責任をもって厳正に監査を行うことが求められているという内容であった。そして、銀行監査に対する詳細な対応がなされている。そして、この会長通牒で厳格監査の方向に向かった矢先に、前述の、りそなホールディングの監査を巡って、平成 15 (2003) 年 4 月 22 日、同行の監査を担当する監査法人のうち、合併前の決算を審査するため、新日本監査法人と共同監査を行って

いた朝日監査法人（現在の有限責任あずさ監査法人）が、繰延税金資産の取扱をめぐる同行の共同監査を辞退し<sup>11</sup>、決算監査が大幅に遅延する異常事態となった。残った新日本監査法人は、5月に入り繰延税金資産組み入れの前提となる将来の収益性を疑問視し、りそな銀行の主張する繰延税金資産5年分を否定して、3年分の組み入れしか認めない方針を明らかにした。これにより、りそなホールディングは実質国営化されるに至った。

#### 第4節 銀行に対する厳格監査の有効性の検証

##### 1. 実証研究の方法論

###### (1) イベント・スタディ

企業が何らかの情報を公表し、株価に動きがみられた場合、その情報が投資者の株式売買意思決定に何らかの影響を与えた可能性がある。このように、公表された情報が投資者の意思決定に影響を与える場合、その情報には「情報内容がある」と考えることができる。一方で、情報を発表しても株価に変化が生じない場合、その情報には「情報内容がない」と位置づけることができる。発表された情報に有意な内容があるかどうかを検証する際に、しばしば活用される方法が、イベント・スタディである。例えば、企業の決算やM&Aの発表、自社株買いの発表、業績予想の修正リスク事象の発生などといった、その企業の株価に対して何らかの影響を与えると思われる“イベント (event)”が生じたときに、株価の推移を検証する方法である。例えば、アナリストによる業績予想に比べて、発表された決算数値が改善していたとする。仮に株式市場が、アナリストによる業績予想数値をベースに株式評価をしていた場合、この情報は“グッド・ニュース (good news)”と認識され、株価は上昇すると考えられる。その上昇が統計的に有意な水準でみられた場合、このイベントで公表された情報には「情報内容」があると解釈できる<sup>12</sup>。

###### (2) 実証的アプローチ

その方法としては、通常は、個別企業の株価リターンから、市場全体の株価変動や産業の株価変動の影響を取り除いたうえで、イベント情報発生直後にリターンが生じているかどうかを検証する。このアプローチは、意思決定者が会計情報の発表に反応して、何らかの行動を引き起こしたか否かを調査することによって、会計情報の有用性を判定することに主眼をおいている。ただし、その場合、企業を取り巻くすべての利害関係者の行動を全般的に観察し分析する研究モデルを作成することは不可能なので、観察対象とする利害関

係者集団を特定せざるをえない。これについては、これまでの研究の多くは、投資者の行動を観察の対象としてきた。その理由は、投資者の行動態様一般は、株式市場における証券価格の形成という具体的な事実を通じて、客観的に掌握することができるからである。すなわち、会計情報の公表が株価の変動と相関をもっているかどうかを確かめることで、投資者が会計情報を利用して投資意思決定を行ったか否か、つまり会計情報は有用であるかどうかを実証しようとするのである。これらの実証研究のほとんどは、財務論の分野で発展した効率的市場仮説（efficient market hypothesis）を前提とするとともに、均衡証券価格理論として資本資産価格形成モデル（capital asset pricing model ; CAPM）<sup>13</sup>、または、それを展開した市場モデル（market model）を基礎としている。言い換えれば、このような財務論の展開が、会計情報の有用性を検証するための理論的な基礎を提供することになったといえることができる<sup>14</sup>。情報内容を検証するイベント・スタディは、これまで世界で数多くの研究が発表されており、リターンの算出やイベントの期間の設定などでさまざまな方法が用いられている。この方法は、わが国の会計学研究領域では、1970代後半にわが国に紹介されて以来現在に至るまで、盛んに行われるようになってきている<sup>15</sup>。

## 2. 実証モデル

本稿では、市場モデルを用いた残差分析により検証を行う。市場モデルは、以下の関係式で表現される。

(1) このモデルでは、各証券の収益率に共通に作用するであろうなんらかの因子  $I$  が存在するものと仮定したうえで、証券  $i$  の収益率を次の関係式で表現する。

$$R_{it} = a_i + b_i I_t + u_{it}$$

ここで、

$R_{it}$  :  $t$  期における証券  $i$  の収益率

$I_t$  :  $t$  期における共通因子の値

$a_i, b_i$  : 切片と傾き

$u_{it}$  : 誤差項、共通因子  $I_t$  で説明されない要因による変動部分

である。本稿では、共通因子  $I$  として、日経平均を用いた。

### 3. データの説明

#### (1) 市場モデルの推定期間と検定期間

まず、検定期間については、2つの event day, event day ①金融庁「金融再生プログラム」の公表日が平成 14 (2002) 年 10 月 30 日 (以下、「event day ①」という), event day ②日本公認会計士協会会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」の公表日が平成 15 (2003) 年 2 月 24 日 (以下、「event day ②」という) であるため、最初の event day の 6 ヶ月前の平成 14 (2002) 年 4 月からの 15 ヶ月間とした。また、推定期間は、平成 11 (1999) 年 4 月から平成 14 (2002) 年 3 月までの 36 ヶ月間とした。

#### (2) サンプルの抽出

〔自己資本比率順位による検証〕

銀行再編等で大手都市銀行の過去の株価データは入手困難なため、検証の対象を地方銀行とした。地方銀行計 64 行から、event day からの推定期間・検定期間を考慮し、平成 14 (2002) 年・平成 15 (2003) 年 3 月期の自己資本比率の平均値の上・下位四分位行計 30 行 (上位 15 行, 下位 15 行) をサンプルとして抽出した。その過程で、破綻、統合・合併等の理由により過去の株価データが入手できない銀行については、サンプルから除外し、次順位行を繰上げ・繰下げしサンプル数計 30 行を確保した。自己資本比率順位は、全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』より入手したデータを基に算出した。

〔不良債権比率順位による検証〕

自己資本比率順位による検証と同様に、地方銀行全 64 行より、推定期間・検定期間を考慮し、平成 14 (2002) 年・平成 15 (2003) 年 3 月期の不良債権比率の平均値の上・下位四分位行計 30 行 (上位 15 行, 下位 15 行) をサンプルとして抽出した。不良債権比率順位は、金融庁「金融再生法開示債権等」より入手したデータを基に算出した。

〔日経平均株価、各行の株価データ〕

推定期間 (36 ヶ月), 検定期間 (15 ヶ月) の日経平均株価と各行の株価の月次データを収集した。データの出所は、「日経 NEEDS-FinancialQUEST (ファイナンシャルクエスト)」及び「Yahoo!ファイナンス」である。

#### 4. 実証分析の推定結果とその解釈

市場モデルの **Ball=Brown** モデルにより、自己資本比率順位による検証と不良債権比率順位による検証を行った。推定結果は、自己資本比率順位による検証の結果は表5-3、それをグラフ化したものは図5-3に、不良債権比率順位による検証の結果は表5-4、そのグラフは図5-4に、さらに、自己資本比率順位による推定結果と不良債権比率順位による推定結果を、残差の絶対値の総和により、市場に与えたインパクトを検証する **Beaver** モデルの推定結果は、表5-5、そのグラフは図5-5に示している。

まず、サンプルの抽出段階において、自己資本比率順位、不良債権比率順位の両方で、特に下位行に属する銀行の中には、合併、統合等の理由で、単独行として継続していない銀行が目立った<sup>16</sup>。

**Ball=Brown** モデルの推定結果では、図5-3、図5-4でみるように、その値は違うものの、類似した波形が見られ、ほぼ同様の推移を辿ったことがみてとれる。平成14（2002）年4月から平成15（2003）年6月までの検定期間の推定結果の値をみると、この時期も、銀行は非常に厳しい経営環境下にあったにも関わらず、上位行は理論値を大きく上回る値でほぼ+に推移し、下位行においても+の局面が多かったことは予想外であった。このことは、平成11（1999）年4月から平成14（2002）3月までの36ヵ月間の推定期間が銀行にとっては、より厳しい経営環境下にあったと解することができ、検定期間には、株価の自律反発があったとも解することができる。さて、**event day** ①をみると、自己資本比率順位、不良債権比率順位どちらの検証においても、発表日の1ヵ月前の同年9月以降4ヵ月連続での下落がみられた。この下落は、それ以前同年7月から上昇傾向にあったものからの急落であり、**event day** ①の市場への影響は大であったと解することができる。**event day** ②をみると、自己資本比率順位、不良債権比率順位どちらの検証においても、下位に属する銀行も含め、この時期からむしろ上昇局面に入っている。この結果からみれば、**event day** ②の市場への影響は小であったと解することもできるが、既に**event day** ①で、外部監査人による厳格監査化への方向転換は十分に周知されており、**event day** ①から既に4ヵ月が経過した時点では、市場はこの情報を吸収したとも解釈できる<sup>17</sup>。

また、市場に与えたインパクトの度合いを測定する **Beaver** モデルの推定結果においても、**event day** ①の発表日の1ヵ月前には市場は大きく反応しており、**event day** ①のインパクトは大であったと解することができる。この検証においても自己資本比率順位、不良債権比率順位の両方の推定結果では、図5-5のように類似した波形で推移し、さらにイン

パクトの度数も近似であることは、自己資本比率と不良債権の関係には強い相関があると解釈できる。

図 5-3 モデルの推定結果 (Ball=Brown モデル ; 自己資本比率順位)

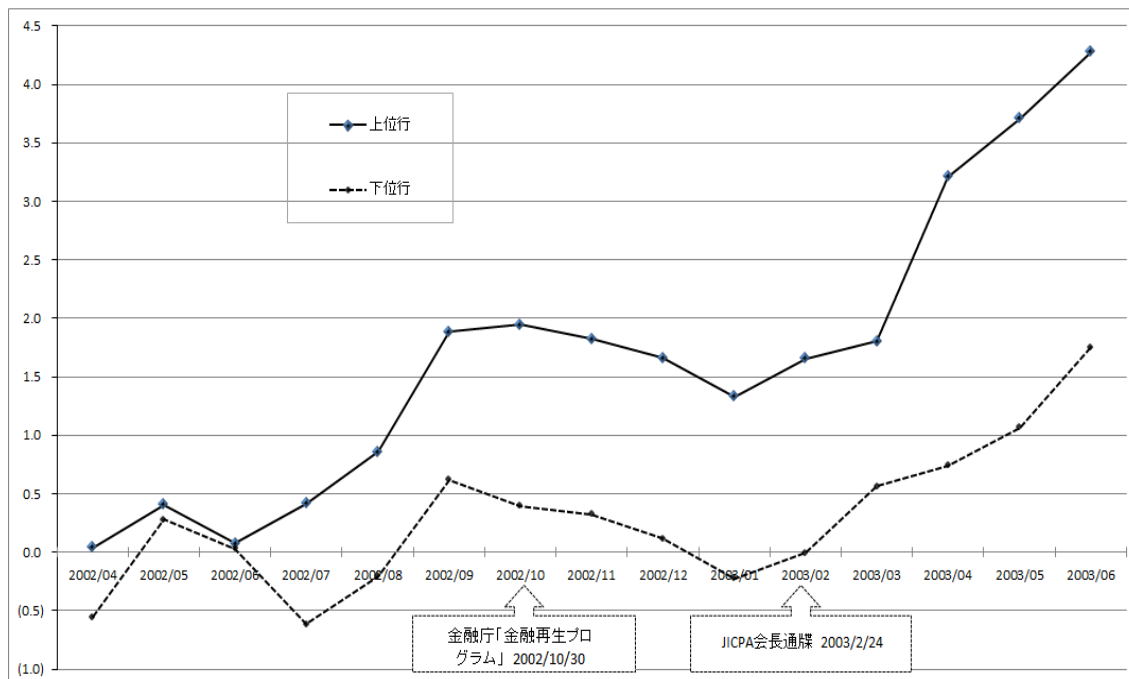


図 5-4 モデルの推定結果 (Ball=Brown モデル ; 不良債権比率順位)

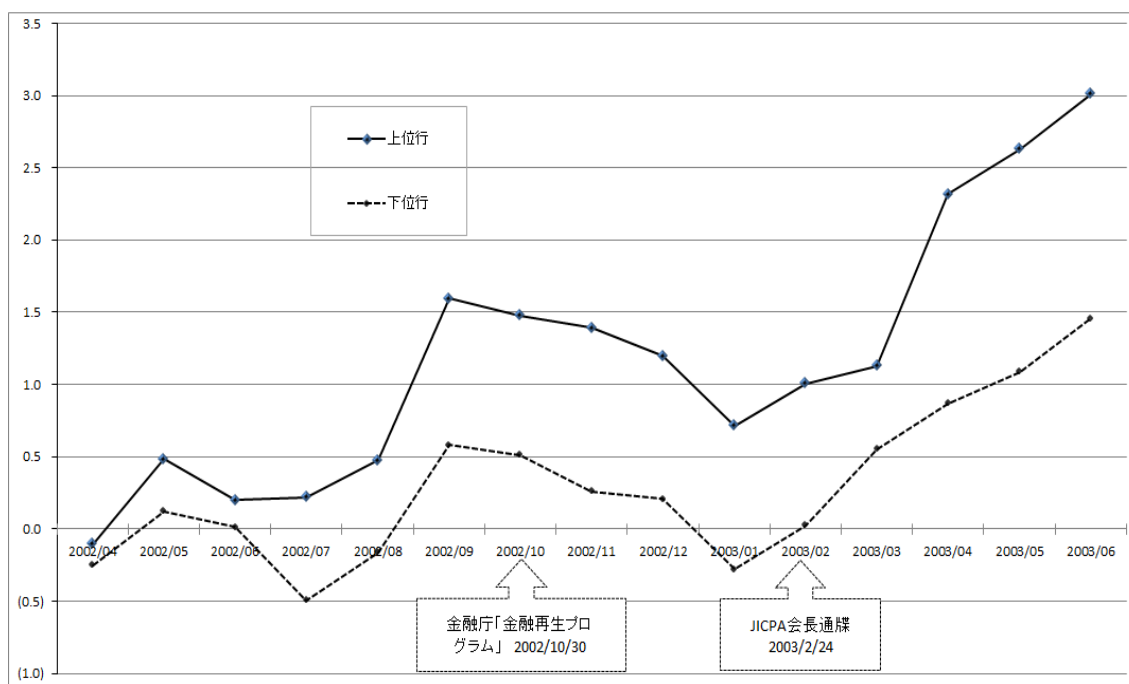


表 5-3 モデルの推定結果 (Ball=Brown モデル ; 自己資本比率順位)

上位四分位行(自己資本比率順:平成14・15年度決算期平均)

検定期間	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
鹿児島	-0.016613	0.019617	-0.016459	0.024740	-0.021155	0.131596	0.001656	0.001690	-0.007159	0.021995	-0.028537	-0.041198	0.234391	0.083652	0.044390
静岡	-0.062103	0.026497	-0.076362	0.049862	0.023318	0.080449	-0.069008	0.023087	0.004694	-0.054055	0.045091	0.043355	0.041046	-0.005336	0.068459
みちのく	-0.040857	0.036372	-0.052759	-0.026230	0.029991	0.060131	-0.010740	0.008340	-0.005458	-0.047818	0.025255	0.025993	-0.008632	-0.021815	0.029940
北国	0.031660	-0.012765	-0.030670	-0.024251	0.035974	0.064587	0.010786	0.017280	-0.007524	-0.060690	0.068130	0.116571	0.016337	0.018922	0.011703
山陰合同	0.095445	0.165560	0.034893	0.167018	0.089051	0.076593	0.017842	-0.030515	-0.006743	-0.007126	0.082782	0.030995	0.167500	0.031464	0.137690
肥後	-0.036658	0.033507	-0.023979	0.154280	0.015262	0.111783	-0.031244	-0.023195	0.040285	-0.040935	0.055813	0.011461	0.128868	0.029422	-0.023657
常陽	0.054495	0.001507	-0.016327	-0.013232	0.050361	0.051812	0.011076	-0.020464	-0.003582	-0.024020	0.031941	-0.037118	0.118865	-0.069534	0.068462
岩手	-0.044580	0.036795	-0.002627	0.129816	0.014968	0.098306	0.014103	-0.000177	-0.007885	-0.032575	0.038790	0.012216	0.105387	0.072493	0.007450
中国	-0.003786	0.033906	0.000677	0.027602	-0.025536	0.064044	0.031337	-0.025310	0.014769	0.022981	0.021746	-0.030232	0.085034	0.079277	0.111273
群馬	0.002411	0.015402	0.027573	-0.059121	0.024829	0.032418	0.040557	-0.019023	-0.022330	-0.017919	-0.032227	-0.063625	0.276097	0.076852	-0.057791
秋田	-0.055674	0.002744	-0.059248	-0.049484	0.077703	0.091113	0.044885	-0.030300	0.014694	-0.000720	0.016628	0.024556	0.101030	-0.038969	-0.035513
山梨中央	0.030511	-0.021172	0.009268	0.069840	0.035041	-0.000007	-0.047294	0.009289	-0.025176	0.007424	-0.023690	0.065402	0.051229	0.063886	0.028968
八十二	0.032543	0.004367	-0.031945	-0.020369	-0.036656	0.071646	0.039129	-0.023202	-0.078599	-0.081953	-0.005632	-0.082601	0.004117	0.032159	0.141376
伊予	-0.028345	0.030004	-0.055772	-0.059196	0.119619	0.073259	0.009431	-0.001868	-0.021751	-0.037969	0.015343	0.059731	0.049924	0.028813	0.048027
阿波	0.083113	-0.008429	-0.037033	-0.028975	0.009401	0.018546	-0.001620	-0.008725	-0.050023	0.021492	0.018105	0.010195	0.033350	0.119428	-0.014720
残差計	0.041561	0.363910	-0.330771	0.342302	0.441169	1.026277	0.060896	-0.123092	-0.161790	-0.331888	0.329538	0.145698	1.404543	0.500714	0.566057
累積残差	0.041561	0.405472	0.074701	0.417003	0.858172	1.884449	1.945345	1.822253	1.660463	1.328575	1.658113	1.803811	3.208353	3.709068	4.275125

下位四分位行(自己資本比率順:平成14・15年度決算期平均)

検定期間	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
百十四	-0.007665	-0.012339	-0.052513	-0.063254	0.016864	0.146203	0.013903	-0.027473	-0.039039	-0.045345	0.048151	0.045917	0.044080	0.083245	0.044928
スルガ	-0.162660	0.121828	-0.019063	0.008756	0.004001	-0.101865	-0.109572	0.094906	-0.156183	0.067968	0.004123	-0.142114	0.115983	0.033465	0.340115
大東	-0.045219	0.030580	-0.006673	-0.073632	-0.049805	0.160730	0.042400	0.002983	-0.021074	-0.064836	-0.025893	0.066458	0.055964	0.065355	0.098786
東京都	0.008501	0.072556	-0.032060	-0.009736	0.002564	-0.014546	-0.025954	0.019290	0.099150	-0.002578	0.173552	-0.021925	-0.040713	0.028116	0.099854
三重	-0.034327	0.004777	0.024526	-0.036316	0.059740	0.040573	-0.011673	0.021288	0.002201	-0.026021	0.002021	0.078137	-0.037739	0.028970	-0.016112
筑邦	-0.007878	0.000684	0.008694	-0.000189	0.002338	0.002283	0.004099	-0.006744	0.005776	0.006410	0.001376	0.003019	-0.001943	-0.009081	0.000894
四国	-0.002391	-0.030581	-0.052185	-0.087380	0.019989	0.049369	-0.020281	-0.008416	-0.028048	-0.002220	-0.050602	0.036111	0.076363	0.123374	0.123302
広島	-0.000785	-0.000740	-0.017558	-0.018161	-0.016272	0.070130	-0.010272	0.009016	0.009493	-0.030386	0.040229	0.009386	0.016661	-0.017982	-0.040928
東	-0.051700	0.049187	-0.017867	-0.031733	0.027851	0.024645	-0.024230	0.005487	-0.040936	-0.014169	0.016500	0.036983	0.081191	0.057728	0.019621
大垣共立	-0.051083	0.006685	-0.026632	-0.104610	0.004784	0.114106	0.010189	0.003920	-0.024296	-0.049373	0.053193	0.052436	0.026737	0.091726	0.044886
西日本	-0.111222	0.029093	-0.066357	-0.074231	0.103471	0.076031	-0.003712	-0.026596	0.119611	0.000999	-0.084546	-0.012380	0.006816	-0.012506	0.022216
北越	0.029939	0.085148	-0.032336	-0.054286	0.112839	0.081198	-0.029632	-0.029930	-0.020296	-0.069433	0.021069	0.116863	-0.057520	-0.096118	0.027183
北陸	0.029939	0.085148	-0.032336	-0.054286	0.112839	0.081198	-0.029632	-0.029930	-0.020296	-0.069433	0.021069	0.116863	-0.057520	-0.096118	0.027183
東北	-0.053628	0.001288	0.053003	-0.009517	-0.003877	0.015139	-0.003563	-0.021445	0.018728	-0.008725	0.000313	0.059579	-0.019657	-0.008483	-0.008965
関東くば	-0.095632	0.114303	0.022815	-0.034605	0.013945	0.074212	-0.024066	-0.074997	-0.113513	-0.035573	0.000281	0.120453	-0.027106	0.049376	-0.093492
残差計	-0.555810	0.832845	-0.246541	-0.643181	0.411271	0.819408	-0.221995	-0.068643	-0.208722	-0.342716	0.220835	0.565785	0.181598	0.321068	0.689470
累積残差	-0.555810	0.277035	0.030494	-0.612687	-0.201416	0.617992	0.395997	0.327354	0.118631	-0.224085	-0.003250	0.562536	0.744133	1.065201	1.754671

自己資本比率(平成14・15年度決算期平均)を基準とした上・下位四分位行の累積残差

検定期間	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
上位行	0.041561	0.405472	0.074701	0.417003	0.858172	1.884449	1.945345	1.822253	1.660463	1.328575	1.658113	1.803811	3.208353	3.709068	4.275125
下位行	-0.555810	0.277035	0.030494	-0.612687	-0.201416	0.617992	0.395997	0.327354	0.118631	-0.224085	-0.003250	0.562536	0.744133	1.065201	1.754671

表 5-4 モデルの推定結果 (Ball=Brown モデル ; 不良債権比率順位)

上位四分位行 (不良債権比率順:平成14・15年度決算期平均)

検定期間	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
肥後	-0.036658	0.033507	-0.023979	0.154280	0.015262	0.111783	-0.031244	-0.023195	0.040285	-0.040935	0.055813	0.011461	0.128868	0.029422	-0.023657
鹿児島	-0.016613	0.019617	-0.016459	0.024740	-0.021155	0.131596	0.001656	0.001690	-0.007159	0.021995	-0.028537	-0.041198	0.234391	0.083652	0.044390
山形	-0.001005	0.012573	-0.026264	-0.027394	-0.005883	0.079799	-0.011339	0.006962	-0.032525	-0.026938	-0.006873	0.010926	0.032458	-0.004369	-0.020696
三重	-0.034327	0.004777	0.024526	-0.036316	0.059740	0.040573	-0.011673	0.021288	0.002201	-0.026021	0.002201	0.078137	-0.037739	0.028970	-0.016112
阿波	0.083113	-0.008429	-0.037033	-0.028975	0.009401	0.018546	-0.001620	-0.008725	-0.050023	0.021492	0.018105	0.010195	0.033350	0.119428	-0.014720
横浜	-0.037357	0.082092	0.020684	-0.029381	-0.060747	0.082956	-0.041431	-0.062736	-0.062446	-0.123409	0.016746	-0.162880	0.120292	-0.055304	-0.063821
伊予	-0.028345	0.030004	-0.055772	-0.059196	0.119619	0.073259	0.009431	-0.001868	-0.021751	-0.037969	0.015343	0.059731	0.049924	0.028813	0.048027
滋賀	-0.011946	0.012894	0.011241	-0.057380	0.123060	-0.007816	0.004627	0.031256	-0.006158	-0.019109	0.026237	-0.033055	0.052087	0.006722	0.004508
百五	0.024123	0.018388	-0.018607	0.005430	0.018742	0.030905	-0.017214	-0.031952	-0.013180	-0.037755	0.057832	0.076457	0.052835	0.031372	0.172280
広島	-0.000785	-0.000740	-0.017558	-0.018161	-0.016272	0.070130	-0.010272	0.009016	0.009493	-0.030386	0.040229	0.009386	0.016661	-0.017982	-0.040928
常陽	0.054495	0.001507	-0.016327	-0.013232	0.050361	0.051812	0.011076	-0.020464	-0.003582	-0.024020	0.031941	-0.037118	0.118865	-0.069534	0.068462
京都	0.050103	0.015417	-0.041636	-0.001701	-0.023193	0.088207	-0.009672	-0.032830	-0.022153	-0.009959	0.003905	0.019852	0.182132	0.000223	0.047620
静岡	-0.062103	0.026497	-0.076362	0.049862	0.023318	0.080449	-0.069008	0.023087	0.004694	-0.054055	0.045091	0.043355	0.041046	-0.005336	0.068459
大分	-0.045219	0.030807	-0.006673	-0.073632	-0.049805	0.160730	0.042400	0.002983	-0.021074	-0.064836	-0.025893	0.066458	0.055964	0.065355	0.098786
岩手	-0.044580	0.036795	-0.002627	0.129816	0.014968	0.098306	0.014103	-0.000177	-0.007885	-0.032575	0.038790	0.012216	0.105387	0.072493	0.007450
残計	-0.107054	0.590705	-0.282845	0.018761	0.257414	1.119427	-0.120179	-0.085666	-0.191264	-0.484479	0.290749	0.123921	1.186522	0.313924	0.380047
累積残差	-0.107054	0.483651	0.200806	0.219567	0.476981	1.596407	1.476228	1.390563	1.199298	0.714819	1.005568	1.129489	2.316011	2.629936	3.009983

下位四分位行 (不良債権比率順:平成14・15年度決算期平均)

検定期間	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
東京都民	0.008501	0.072556	-0.032060	-0.009736	0.002564	-0.014546	-0.025954	0.019290	0.099150	-0.002578	0.173552	-0.021925	-0.040713	0.028116	0.099854
東北	-0.053628	0.001288	0.053003	-0.009517	-0.003877	0.015139	-0.003563	-0.021445	0.018728	-0.008725	0.000313	0.059579	-0.019657	-0.008483	-0.008965
十	0.020600	0.004241	-0.063927	-0.039420	-0.016882	0.090145	-0.024989	-0.028717	-0.043569	-0.055266	0.038387	0.030348	0.001197	0.064072	0.074183
千葉興業	-0.052383	0.039776	0.027215	-0.034426	0.072810	0.062812	-0.024587	-0.036893	0.056902	-0.101868	0.028369	0.101939	0.007996	-0.021034	-0.015385
八十	0.032543	0.004367	-0.031945	-0.020369	-0.036656	0.071646	0.039129	-0.023202	-0.078599	-0.081953	-0.005632	-0.082601	0.004117	0.032159	0.141376
北越	0.029939	0.085148	-0.032336	-0.054286	0.112839	0.081198	-0.029632	-0.029930	-0.020296	-0.069433	0.021069	0.116863	-0.057520	-0.096118	0.027183
沖縄	-0.015252	-0.008025	0.008856	-0.011112	0.002527	0.039616	-0.017861	0.008032	0.010737	-0.021669	-0.008056	0.015004	-0.013183	0.026888	-0.017005
秋田	-0.055674	0.002744	-0.059248	-0.049484	0.077703	0.091113	0.044885	-0.030300	0.014694	-0.000720	0.016628	0.024556	0.101030	-0.038969	-0.035513
佐賀	-0.032909	-0.002734	0.017482	-0.027860	0.003904	0.067318	-0.035981	0.014475	-0.015580	-0.019934	0.009043	0.008264	0.001484	0.012120	-0.001879
群馬	0.002411	0.015402	0.027573	-0.059121	0.024829	0.032418	0.040557	-0.019023	-0.022330	-0.017919	-0.032227	-0.063625	0.276097	0.076852	-0.057791
四国	-0.002391	-0.030581	-0.052185	-0.087380	0.019989	0.049369	-0.020281	-0.008416	-0.028048	-0.002220	-0.050602	0.036111	0.076363	0.123374	0.123302
北国	0.031660	-0.012765	-0.030670	-0.024251	0.035974	0.064587	0.010786	0.017280	-0.007524	-0.060690	0.068130	0.116571	0.016337	0.018922	0.011703
琉球	-0.047092	0.052366	0.041655	-0.009830	0.012502	0.027219	0.000831	-0.001188	0.069250	-0.011557	0.068117	0.034923	-0.055269	-0.020318	0.018283
福井	-0.020273	0.035670	-0.006636	-0.035762	0.009731	-0.010478	0.001966	-0.034517	0.005084	0.002458	-0.020356	0.030505	0.045489	-0.028624	0.102145
関東つくば	-0.095632	0.114303	0.022815	-0.034605	0.013945	0.074212	-0.024066	-0.074997	-0.113513	-0.035573	0.000281	-0.120453	-0.027106	0.049376	-0.093492
残計	-0.249579	0.373756	-0.110409	-0.507159	0.331901	0.741769	-0.068762	-0.249551	-0.054912	-0.487648	0.307014	0.526964	0.316662	0.218423	0.367998
累積残差	-0.249579	0.124177	0.013768	-0.493390	-0.161489	0.580281	0.511519	0.261968	0.207055	-0.280593	0.026421	0.553385	0.870047	1.088470	1.456469

不良債権比率 (平成14・15年度決算期平均) を基準とした上下位四分位行の累積残差

検定期間	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
上位行	-0.107054	0.483651	0.200806	0.219567	0.476981	1.596407	1.476228	1.390563	1.199298	0.714819	1.005568	1.129489	2.316011	2.629936	3.009983
下位行	-0.249579	0.124177	0.013768	-0.493390	-0.161489	0.580281	0.511519	0.261968	0.207055	-0.280593	0.026421	0.553385	0.870047	1.088470	1.456469



図 5-5 モデルの推定結果 (Beaver モデル)

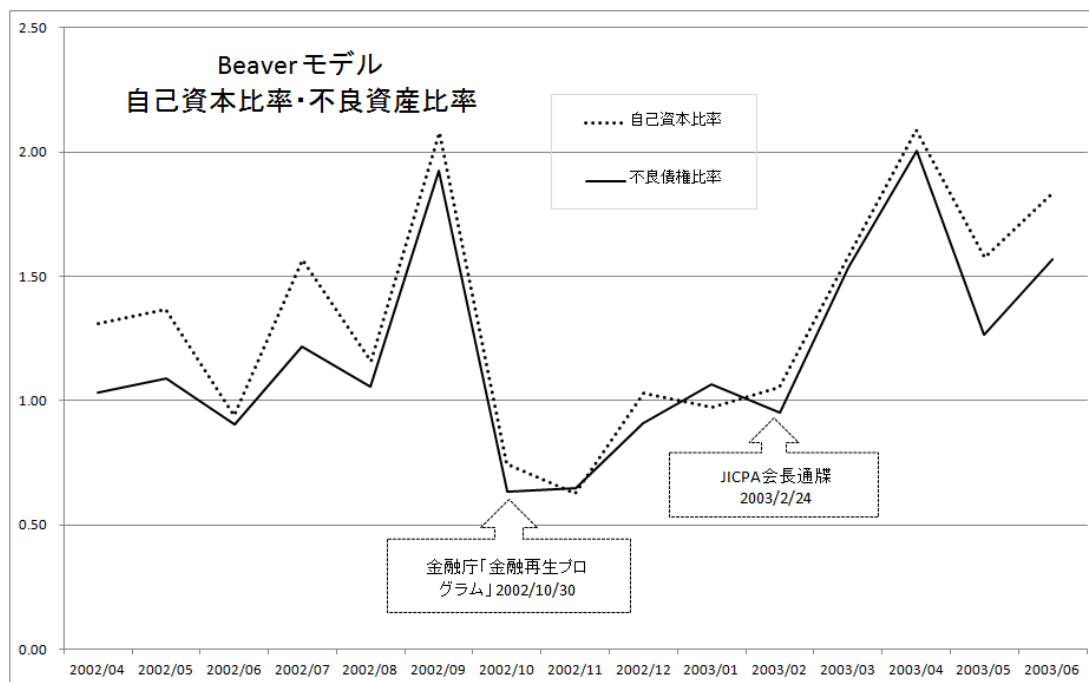


表 5-5 モデルの推定結果 (Beaver モデル)

Beaver モデル 自己資本比率及び不良資産比率(平成14・15年度決算期平均)上・下四分位行 計30行のデータにより

検定期間	2002/04	2002/05	2002/06	2002/07	2002/08	2002/09	2002/10	2002/11	2002/12	2003/01	2003/02	2003/03	2003/04	2003/05	2003/06
自己資本比率	1.311363	1.368806	0.940209	1.564708	1.159042	2.078520	0.743886	0.624883	1.029314	0.973144	1.052627	1.573872	2.087800	1.573668	1.837884
不良債権比率	1.031712	1.091007	0.903353	1.216655	1.058255	1.928674	0.631835	0.645931	0.908615	1.064018	0.954114	1.535693	2.006559	1.264492	1.567975

## 第5節 おわりに

本稿では、わが国の銀行監督行政が裁量行政からルール型行政への転換する際、その重要性が確認された市場規律と、この転換が形として明確に示された、すなわち銀行に対する外部監査人による監査の厳格化とその有効性について、第4節の実証分析により市場の評価と反応を明らかにした。

バブル経済が崩壊し、金融機関の破綻も相次ぐなか、銀行は、自己資本比率の嵩上げを図り、折しも税効果会計がわが国に導入され、繰延税金資産の会計指針がまだ明確に示されていなかった段階では、繰延税金資産による自己資本比率の嵩上げが各行で行われていた。不良債権処理問題の早期解決を目指し平成14(2002)年10月30日に金融庁「金融再生プログラム」が公表され、銀行に対し、資産査定を厳格化、自己資本の充実が求められた。経済成長期までのわが国経済の特徴であった銀行や企業による株式の相互持ち合い、

旧大蔵省による「護送船団方式」では、特に銀行に対しての外部監査は形式上の意味しかなく、この時期になって初めて外部監査人による監査が厳格に行われるようになったということである。それまでは、銀行に対する大蔵省の金融検査が厳正に行われていたということで、外部監査人による厳格監査は、屋上屋を架すものとされてきた。そもそも、行政目的で行われる銀行に対する金融検査は、預金者保護を主な目的としているもので、その検査結果は、財務諸表の適否について言及するものではない。外部監査の目的は、株主・会社債権者及びその他のステークホルダーの保護を目的としていることにある。また、わが国の外部監査人が企業との関係を長く良好に維持し、被監査主体の組織や業務を深く理解することは優れた特徴と評価できるが、そこには「馴れ合い」が付きもので、数々の粉飾決算に外部監査人が加担した事実もある。銀行のガバナンス構造の特殊性でもみたが、銀行不倒神話も崩れ、実際に、銀行の破綻により、その一般株主に大きな損害も与えた事実もある。この監査の厳格化以降も、監査法人による不祥事が起こってもいる。銀行は、バーゼルⅢや IFRS などの自己資本の質についての新たな規制への対応を見据え、普通株式の公募増資による資金調達に急がれている。公認会計士には、ステークホルダーの保護のために、公正中立な独立的立場にある第三者としての外部監査人という原点に立ちかえり、今後もより一層、厳格な監査を通じて財務諸表の適否を判断することが求められる。

---

<sup>1</sup> 川口（2012）p.153 を参照。

<sup>2</sup> 酒井・前多（2004）pp.9-10 を参照。なお、ここでいう「情報の非対称性」は、経済取引の当事者間で保有する情報の質や量が異なることを指す。

<sup>3</sup> 川口（2012）p.128 を参照。

<sup>4</sup> 平成 17（2005）年 4 月の預金保険制度の改正により、金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等の額は、決済用預金（無利息、要求払い等）に該当するものは全額、それ以外の預金については 1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本 1,000 万円までと利息となった。預金保険の対象となる預金のうち決済用預金以外の預金で元本 1,000 万円を超える部分及び保険対象外の預金並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがある。なお、1 つの金融機関に同じ預金者が複数の定期預金等を持っている場合は、それらの残高を合計（「名寄せ」）して、元本 1,000 万円までとその利息等が保護対象となる。法人の場合、本社・支店・営業所等がまとめて 1 預金者として名寄せされる。

<sup>5</sup> 川口（2004）p.40 を参照。

<sup>6</sup> 日本経済新聞 電子版（2013/5/10）。

<sup>7</sup> 鹿野（2006）pp.135-136 を参照。

- 
- 8 酒井・前多 (2010) pp.154-155 を参照。
- 9 銀行業に特有な勘定科目で、取引先の債務を保証し、保証料を徴収する取引を行った場合、取引先に対する求償権等を処理する勘定である。一般事業会社では貸借対照表に計上されないが、金融機関においては、保証料を徴収して保証を行う与信行為の一形態であり、また金額を大きいため、第三者に対する保証債務を「支払承諾」として負債に、取引先に対する求償権を「支払承諾見返」として資産に計上する対照勘定法が採用されている。
- 10 “*A Framework for Internal Control Systems in Banking Organisations*”, Basel Committee, September, 1998.
- 11 監査意見の表明は、4種類の監査報告書が作成される。財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示している時には「無限定適正意見報告書」、適正に表示していない時には「不適正意見報告書」、意見の表明ができない時には意見を表明しない「意見差控の報告書」が作成される。また、範囲区分あるいは意見区分のどちらかに、または両方に除外事項が存在するものの、その除外事項に当該財務諸表を不適正あるいは意見の表明をしないほどの重要性がない場合には「除外事項を付した限定付適正意見報告書」が作成される。このような契約期間の満了以外の事由による監査人の辞退は、「不適正意見」が付されたと同等の意味と解されるのが妥当である。監査人の辞退は、会計監査の厳格化に伴う大手監査法人のリスク回避行動と思量される。詳しくは、加藤 (2010)、木村 (2010) を参照されたい。
- 12 伊藤 (2012) p.160 を参照。
- 13 CAPM についてファイナンス理論の側面からは、内田・西脇 (2002) pp.77-79 に詳しい。
- 14 石塚 (1987) pp.2-3 を参照。
- 15 石塚 (1987)、香村 (1987)、石塚編 (2006) に詳しい。
- 16 上位に属する銀行 4 行 (但馬、鳥取、荘内、福岡) は、未上場や上場時期が推定・検定期間以後であった、あるいは FG 化したことによる。これに対して、下位に属する銀行 7 行 (紀陽、泉州、親和、近畿大阪、北海道、北都、足利) は、破綻後に再建または経営統合されている。
- 17 図 5-3、図 5-4 でみられる平成 15 (2003) 5 月からの東京市場における大幅な株価の上昇については、「りそな銀行の救済策をみた投資者が、政府は銀行株主にもセーフティネットを広げたと判断したことが背景である」とのエコノミストの指摘も多く、この時期の株価反発は「モラルハザード相場 (moral-hazard rally)」と呼ばれた。

## 結びに

わが国の銀行において、外部監査人による会計監査が意識されるようになったのは、平成 10（1998）年の早期是正措置の導入以降といえる。昭和 25（1950）年 3 月には、証券取引法改正を受け、上場企業の提出書類には外部監査人による監査が義務付けられることとなって以来、銀行は大蔵省の監督のもとで、長い間特別な扱いを受けてきた。早期是正措置に伴う自己査定制度の導入と平成 12（2000）年のいわゆる会計ビッグバンによって、銀行と外部監査人を取り巻く環境あるいは銀行と外部監査人との関係も大きく変化した。バブル経済の崩壊を機に、「護送船団方式」の限界が明らかになり、その間には金融監督当局の再編もあり、金融監督の国際的協調からも市場規律の重要性が認識されるに至った。金融システムの安定化維持を目的に、銀行に対する監査が本格的に開始されて 10 余年が経過した現在までの間にも、長引く不良債権処理問題、国内景気の長期低迷、証券市況の下落、サブプライム・ローン問題に端を発した金融危機など国内外でさまざまなことが起きている。不良債権処理問題、自己資本比率の低下を契機に、平成 14（2002）年 10 月には、金融監督当局から、銀行に対して厳格監査が求められた。金融規制・監督の国際協調からも、銀行監督当局の監督から市場原理の基づいた監督体制に移行した経緯がある。

本論文は、新しい時代の金融システムの安定化を維持するために大きく変革していった銀行監督・会計監査の役割について、銀行監督行政、金融規制、会計監査、あわせて金融規制ならびに会計監査の国際協調、そして市場規律をそれぞれの側面から分析を試みた。

各章の検証、議論および分析でみてきた内容は、以下の通りである。

第 1 章「監査人の独立性強化」では、本論文の目的である新しい時代の金融システムの安定化維持のために重要な役割を果たす会計監査、その監査主体である監査人について、近年の米国及びわが国における会計監査制度改革の動向を監査人の独立性の観点を主眼におき検討した。近年、監査人の不祥事などにより「会計不信」というかたちで、資本市場のみならず広く社会に影響を及ぼした。そこで、まず第 2 節において、監査の意義、監査人の独立性の基礎的概念について考察した。そこでは、公認会計士監査の礎は、まさに監査人の独立性にあり、被監査主体の圧力に屈せず、常に独立不羈な姿勢で監査判断を行使

することがすべてであることを再確認した。第3節では、わが国の会計監査制度改革に大きく影響を与えた米国のSOX法成立によって強化された監査人の独立性について検証した後に、第4節では平成15年改正法における監査人の独立性強化を検証した。わが国に公認会計士による財務諸表監査が導入されてから、既に半世紀以上が経過したが、その間、公認会計士監査制度を支えるインフラが必ずしも整備されてこなかった。経営者による不正、粉飾決算も絶えず、これらの不祥事が発覚する度に、公認会計士監査は社会の批判に晒されてきた。バブル経済の崩壊後には、わが国におけるコーポレート・ガバナンスの有効性と公認会計士監査の独立性に対する海外からの疑念も起きていた。平成15年改正法の目的の一つは、まずその疑念の払拭にあったといえる。続く第5節では平成19年改正法における監査人の独立性強化についての検証を行った。前節でみてきた平成15年改正法はわが国の公認会計士法創設以来の大改正であったが、それ以降にも、公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が多々生じたこと、あわせて企業活動の多様化・複雑化・国際化が進展する中、監査業務も複雑化・高度化を遂げてきていることなどを踏まえ、組織的監査のあり方についての根本からの議論・検討が必要であるとの問題意識に基づき、平成18(2006)年4月26日から11回にわたり、金融審議会公認会計士制度部会の会合が開催され、その後に法案化された経緯がある。この問題意識の背景には、EU第8次指令がEU閣僚理事会において採択されたことがあった。監査人の独立性について、日米両国において業界団体による自主規制の限界が認識され、それらを補完するための具体的な強化策が法律として示されたことは評価でき、それに期待されるころは大きかった。米国においては、SOX法制定後、早い時期にその効果は現れ、会計に対する証券市場の信頼は取り戻されたといえる。一方、わが国においては、平成15年改正法後にも、企業の会計報告における不祥事が多々生じており、「会計不信」は完全には払拭されなかった。公正で透明な市場を形成するためには、財務諸表監査の更なる質的向上が求められるのは当然のことながら、会計プロフェッションとしての職業上の根幹をなす職業倫理の厳格な遵守の問題が問われることになる。会計専門職の資格に関する議論にも、資格取得のための教育の段階で、そして資格取得後も定期的、継続的な職業倫理教育の必要性が明らかにされている。

第2章「銀行監督と規制の再編」では、次章以降の議論を導くために、わが国の金融監督・規制の再編について、その変遷を辿ることにより、その背景にあるものと、現在まで

どのように変化してきたかを、あわせて金融監督・規制の国際協調とプルーデンス政策の理論についての検証を行った。その中で、金融システム安定化の最重要課題となった銀行の自己資本比率規制について概観した。自己資本比率規制の考察の前提として、株式会社としての銀行、また株式会社における資本の意義についても確認した。

わが国の銀行監督行政の変遷から、大蔵省のいわゆる護送船団方式によって銀行が保護されてきた結果として、わが国の銀行の体力、国際的競争力が弱められていった。金融の自由化、グローバル化、情報化が進展するなかで、それまでの監督当局の裁量的な判断を排除し、予め定められたルールに基づく金融行政への転換が求められるようになった。特に平成元年以降は金融市場の自由化、グローバル化、情報化によって、従来の監督当局の規制のみならず、市場での私的自治の機能を引き出せる規制が重要な役割を果たすようになってきたことをみてきた。

第3章「金融検査と外部監査の役割」では、前章の銀行監督・規制を実効するインフラである金融検査、日銀考査等、また銀行に対する公認会計士監査について考察し、また、金融検査と会計監査の機能の違いについて議論した。金融検査と外部監査の乖離の問題を、金融庁による金融検査制度と外部監査人による銀行監査制度を中心に、その変遷から、現在までどのように銀行検査・監査制度が変化してきたかを国際機関による規制の動向もあわせて検証した。その検証から次のものをみてきた。昭和51(1976)年に銀行監査制度が導入されてから平成10(1998)年の自己査定制度導入までの長い期間、監督当局の強力な規制のもとで、銀行においては外部監査人による監査制度の役割は重要視されてこなかったことは、わが国の銀行検査・監査制度の特徴としてあげられる。そして、平成元年(1989)以降は金融市場の自由化、グローバル化、情報化によって、従来の監督当局の規制のみならず、市場での私的自治の機能を引き出せるような誘引両立的な規制が重要な役割を果たすようになってきた。こうした状況から銀行検査・監査制度は、市場の透明性を確保するために、金融庁・日本銀行・預金保険機構・外部監査人(公認会計士)・内部監査人(自行検査部)の役割が一層重要視されるようになってきた。この時期以降、とりわけ公認会計士による外部監査、自行検査部による内部監査が注目された。このような現状で、監督当局、外部監査、内部監査、BIS等の国際機関との連携をどのように確立していくかが課題となった。

わが国の銀行監督行政は、裁量的で不透明な金融行政から決別し、ルールに基づく事後

的な監視体制と外部監査人の独立性の確保に移行するための制度改革が行われたはずであるが、その後も外観的独立性は十分に確保されているとはえない。本章では、それらの現状を示し、今後も引き続き外部監査人の外観的独立性を確保した上で、銀行検査と外部監査の連携の必要性を論じた。

第4章「税効果会計と銀行行動」では、わが国の税効果会計の導入は、その本来の目的が、銀行救済にあったことを明らかにした。

金融監督行政にとっては、国内での金融システム安定化は最重要課題である。あわせて、わが国の国際競争力確保のためには、自己資本比率規制あるいは会計制度などの国際化の対応も図らなければならない。わが国の金融行政は長く護送船団方式をとってきた。しかしながら、バブル経済崩壊を機にその限界が明らかになった。わが国の金融システムの安定化は、非効率な銀行の存続を意味するものではなくてはいたが、それをただ市場に任せ、市場からの退場を促すことによる影響の大きさは、事前には予想できず、金融監督当局も躊躇した時期でもあったといえる。

平成15(2003)年には、それまでの深く長かった景気低迷から回復し始めていった。この景気回復と銀行のコスト削減の自助努力により不良債権問題も改善していった。平成18(2006)年3月には、銀行が計上する繰延税金資産の自己資本算入を、コア自己資本の40%以下に制限し、さらに平成20(2008)年3月には、この比率は20%まで引き下げられた。それまでバブル経済崩壊後の不良債権処理に追われ厳しい経営環境下において、銀行が取らざるをえなかった行動すなわち会計政策は、利益操作とともれる不適切なものであったが、金融監督当局によって、特段の会計指針もない状況下で、銀行が財務諸表や自己資本比率を操作した銀行行動を金融監督当局が黙認していたことは、金融危機を避けるためであったといえる。

そして第5章「銀行に対する会計監査厳格化の影響」において、わが国の銀行監督行政が裁量行政からルール型行政への転換する際、その重要性が確認された市場規律と、この転換が形として明確に示された、金融安定化維持のために金融庁が公表した「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」により、銀行によって初めて意識されたと言ってよい監査人による会計監査の厳格化について、市場への影響をイベント・スタディにより実証分析を行った。それは、銀行に対する外部監査人による監査の厳

格化とその有効性についての実証分析である。

その推定結果と解釈では、銀行に対する会計監査厳格化の市場の評価と反応を明らかにした。それは予想を大きく上回っていた。

バブル経済が崩壊し、金融機関の破綻も相次ぐなかで、銀行は、自己資本比率の嵩上げを図り、前章でみてきたように折しも税効果会計がわが国に導入され、繰延税金資産の会計指針がまだ明確に示されていなかった段階で、繰延税金資産による自己資本比率の嵩上げが各行で行われていた。不良債権処理問題の早期解決を目指し平成 14 (2002) 年 10 月 30 日に金融庁「金融再生プログラム」が公表され、銀行に対し、資産査定厳格化、自己資本の充実が求められた。経済成長期までのわが国経済の特徴であった銀行や企業による株式の相互持ち合い、旧大蔵省による「護送船団方式」では、特に銀行に対しての外部監査は形式上の意味しか持たず、この時期になって初めて外部監査人による監査が厳格に行われるようになったということである。それまでは、銀行に対する大蔵省の金融検査が厳正に行われていたということで、外部監査人による厳格監査は、屋上屋を架すものとされてきた。そもそも、行政目的で行われる銀行に対する金融検査は、預金者保護を主な目的としているもので、その検査結果は、財務諸表の適否について言及するものではない。外部監査の目的は、株主・会社債権者及びその他のステークホルダーの保護を目的としていることにある。また、わが国の外部監査人が企業との関係を長く良好に維持し、被監査主体の組織や業務を深く理解することは優れた特徴としては評価できるが、そこには「馴れ合い」が付きものであり、これまで数々の粉飾決算に外部監査人が加担した事実もある。銀行のガバナンス構造の特殊性でもみたが、銀行不倒神話も崩れ、実際に、銀行の破綻により、その一般株主に大きな損害も与えた事実もある。この監査の厳格化以降も、監査法人による不祥事が起こってもいる。銀行は、バーゼルⅢや IFRS などの自己資本の質についての新たな規制への対応を見据え、普通株式の公募増資による資金調達之急がられている。公認会計士には、ステークホルダーの保護のために、公正中立な独立的立場にある第三者としての外部監査人という原点に立ちかえり、今後もより一層、厳格な監査を通じて財務諸表の適否を判断することが求められる。

本章では、実証分析の前に、銀行のガバナンス構造の特殊性、不良債権処理問題、銀行規制・監督の変遷、自己資本比率規制の意義について考察した。

銀行に対する預金者の信認は、銀行の情報収集・分析能力の圧倒的なまでの優越性・非対称性に基づいている。銀行のサービスの特殊性は、必ずしも専門知識を有しない一般消



費者にとって外部から銀行の経営状態を判断したり、監視したりすることは困難であることから、銀行が、信用という無形の財を商品にしていることである。ここでは、一株式会社である銀行が、これまで他の産業とは違う扱いを受けていたかという点を検証した。

前章まででみたように銀行も一株式会社である。銀行は、株式会社組織形態によって営むことが銀行法によって要求されている。株式会社は、株式発行による資金調達が容易であり、大規模な事業を行うために適していること、株主総会、取締役会、監査役制度など会社の内部機関が充実していること、情報開示の制度が充実していることなどの観点から、公共性の高い業務を、安定的かつ継続的に行うためには最も的確な事業形態であると考えられていることによる。銀行の特殊性については、銀行の金融仲介機能と資金決済機能の2つの機能から捉えることができる。

銀行のコーポレート・ガバナンスについては、銀行も一株式会社で、かつ多くの場合は上場企業であるにもかかわらず、銀行のガバナンス構造は、一般事業会社とは異なる面がある。近年では、IR活動の強化などにより、コーポレート・ガバナンスにおいても株主価値の向上に力を注ぐ銀行も多くみられ、これまでの規制業種特有の閉鎖的なガバナンス構造からは脱してきているが、預金者とならび株主というステークホルダーの利害関係を重視しなければならないことはいうまでもない。一般事業会社の場合と異なるステークホルダー構造の特殊性に起因する点は、以下の通りである。

① 一般事業会社の債権者としては、メインバンクが容易に思い浮かぶが、銀行に対する債権者として大多数を占めるのは預金者である。一般事業会社では預金は貸借対照表上の資産となるが、銀行の場合には、資金調達手段として払い込まれた預金は負債に計上される。これを預金者からみると、預金は、銀行に対する無担保債権ということになる。

② 預金者にとって、預金が無担保という無防備な債権であることは、従来からの銀行の信用力に対する絶対的な信頼が前提にあり、これまであまり意識されることがなかった。しかし、近年ではこの「銀行不倒神話」は崩れ、銀行を含むその他金融機関の経営破綻という事実もあり、加えて、平成17(2005)年4月には、預金保険も定額保護に移行した。

③ 預金者は、預金者全体として圧倒的多数を占めるステークホルダーでありながら、比較的少額かつ不特定多数であるため、一般事業会社でみられるような大口債権者としてのメインバンクによるガバナンス面での影響力を直接的に行使し得えず、預金保険制度による事後的な救済措置を受けるのみである。

これらのことから、預金者の代弁者として、監督当局が事前的に関与する意義が認めら

れる。監督当局の関与が正当化されるのは、こうした預金者保護の要請に加え、銀行業務の公益性・公共性にも由来しているが、本質的には後者にあるといえる。すなわち、銀行の決済業務は経済活動の公共インフラを構成しており、個々の銀行のトラブルに伴い決済網を通じてシステム・リスクが伝播し、決済システムや金融システムの動揺を招く場合には、社会全体としての機能をそぐことにつながる可能性がある。個々の銀行の健全性は、全体のシステム維持のための重要な構成要素となっている。銀行業は、明治 23 (1890) 年の銀行条例以来、免許制が採用されている由縁でもある。銀行の資本が預金者にとっての最終的な担保を果たすため、預金者保護という観点から、現在に至るまで内閣総理大臣の許可を必要としている。

コーポレート・ガバナンスについては、本来、会社法の領域であるが、銀行の場合には、その信用により預金通貨を生み出すという他産業にはない大きな特徴を有しているため、会社法規制の枠組みを超え、特別に金融監督法規制の対象となる。金融監督法の代表としての銀行法をみると、銀行業の公共性・信用秩序の維持・預金者保護といった目的規定（銀行法 1 条）のほか、報告・資料提出・立入検査・業務停止・免許停止等の規制が設けられている。また、立入検査における金融検査マニュアルなどの規定も、直接的、間接的に銀行のコーポレート・ガバナンスに影響を与えている。銀行は、一般事業会社と異なり、システム・リスクを回避するため、各種の行政上の救済策等が採られ、アカウントビリティを尽くすことが重要となる。そのアカウントビリティには、経営内容の開示に止まらず、預金者の代弁者としての監督当局による監督・検査等のみならず、公認会計士による監査も甘受する責務があるといえる。

実証研究には、イベント・スタディを用いた。この方法は、わが国の会計学研究領域では、1970 代後半から盛んに行われるようになってきている。企業が何らかの情報を公表し、株価に動きがみられた場合、その情報が投資者の株式売買意思決定に何らかの影響を与えた可能性がある。このように、公表された情報が投資者の意思決定に影響を与える場合、その情報には「情報内容がある」と考えることができる。一方で、情報を発表しても株価に変化が生じない場合、その情報には「情報内容がない」と位置づけることができるというものである。発表された情報に有意な内容があるかどうかを検証する際に、しばしば活用される方法が、イベント・スタディである。例えば、企業の決算や M&A の発表、自社株買いの発表、業績予想の修正リスク事象の発生などといった、その企業の株価に対して何らかの影響を与えると思われる“イベント (event)”が生じたときに、株価の推移を検証

する方法である。例えば、アナリストによる業績予想に比べて、発表された決算数値が改善していたとする。仮に株式市場が、アナリストによる業績予想数値をベースに株式評価をしていた場合、この情報は“グッド・ニュース (good news)”と認識され、株価は上昇すると考えられる。その上昇が統計的に有意な水準でみられた場合、このイベントで公表された情報には「情報内容」があると解釈できる。

実証的アプローチの方法としては、通常は、個別企業の株価リターンから、市場全体の株価変動や産業の株価変動の影響を取り除いたうえで、イベント情報発生直後にリターンが生じているかどうかを検証する。このアプローチは、意思決定者が会計情報の発表に反応して、何らかの行動を引き起こしたか否かを調査することによって、会計情報の有用性を判定することに主眼をおいている。ただし、その場合、企業を取り巻くすべての利害関係者の行動を全般的に観察し分析する研究モデルを作成することは不可能なので、観察対象とする利害関係者集団を特定せざるをえない。これについては、これまでの研究の多くは、投資者の行動を観察の対象としてきた。その理由は、投資者の行動態様一般は、株式市場における証券価格の形成という具体的な事実を通じて、客観的に掌握することができるからである。すなわち、会計情報の公表が株価の変動と相関をもっているかどうかを確かめることで、投資者が会計情報を利用して投資意思決定を行ったか否か、つまり会計情報は有用であるかどうかを実証しようとするのである。これらの実証研究のほとんどは、財務論の分野で発展した効率的市場仮説を前提とするとともに、均衡証券価格理論として資本資産価格形成モデル、または、それを展開した市場モデルを基礎としている。言い換えれば、このような財務論の展開が、会計情報の有用性を検証するための理論的な基礎を提供することになったといえる。情報内容を検証するイベント・スタディは、これまで世界で数多くの研究が発表されており、リターンの算出やイベントの期間の設定などでさまざまな方法が用いられている。この方法は、わが国の会計学研究領域では、1970年代後半にわが国に紹介されて以来現在に至るまで、盛んに行われるようになっている。

本論文「新時代の金融システムにおける銀行監督・会計監査の果たす役割についての研究」のまとめとして、新しい時代の金融システム安定化・維持のための銀行監督と会計監査の果たすべき役割は、それぞれの異なる立場、目的を十分に理解しなければならず、安易な連携によって会計監査が金融検査の「下請け」となってはならない。両者の関係は、相互補完の関係でなければならず、金融システム安定化維持のためには、銀行監督・会計

監査の有機的連携の方策が期待される。

本論文で扱えなかった論点も多い。例えば、近年、注目されてきた内部統制システム、また外部通報制度の導入により議論となる監査人の守秘義務などがある。

補論「会計専門職に関する考察 ― 会計参与制度を中心として ―」では、会社法のもとでの会計参与制度により確認された、もう1つの会計専門職、会計専門職としての税理士の役割について考察した。しかし、監査業務は、公認会計士に独占的に認められたであることにはかわりない。また、会計参与制度について、中小会社の会計基準と会計専門職の役割に主眼をおいて考察した。

平成 17 (2005) 年に会社法が成立した。わが国では、これまでも企業の不祥事などを契機に、商法の改正が繰り返し行われ、会社に関する規定は、商法、有限会社法、株式会社の監査に関する商法の特例に関する法律などに分散されていた。この改正により、資本市場のボーダレス化に適合するために国際財務報告基準（いわゆる国際会計基準）を国内化する必要性などを背景に、さまざまな経済的喫緊の課題を解決するための大幅な改正が行われた。補論では、まず、会社法の中から機関設計の柔軟化、会計参与制度の導入に着目して考察した。会社法に呼応する形で、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体は共同して、平成 17 (2005) 年 8 月に「中小企業の会計に関する指針」を策定し公表した。平成 18 (2005) 年 4 月に、会計参与の有資格者が所属する日本税理士会連合会と日本公認会計士協会が共同して、会社法により導入された会計参与制度の実務の参考に資するための「会計参与の行動指針」を取りまとめた。さらに、同年同月には、同年 5 月の会社法施行に対応して「中小企業の会計に関する指針」の改正も行われた。これまで、中小会社の決算書は、一般的に信頼性が低いものといわれ続けてきた。従来、金融機関が、中小会社に融資するにあたっては、不動産等の物的担保、経営者の個人保証に加えて第三者保証人を条件とすることも、ごく通常のこととして行われてきた。また、金融機関では、融資先から提出された法人税法の基準（取得原価主義）に則って作成された決算書を、時価評価して信用調査にあたっているという現実もある。大会社のように決算書を担保として融資しようにも、一般的に中小会社の場合は、内部統制機能が不十分なため、正確性、信頼性に欠いていたと考えられていたからで

ある。このような中小会社におかれた状況を解決する手段として、会社法に会計参与制度が創設された。

諸外国においては、公認会計士、税理士の業務の区分も明確でない場合も多い。また、公認会計士も登録の後には、税理士業務に携わることも可能であり、隣接職業といえる。わが国の法人数からすれば、中小企業の健全性維持・発展も重要な課題であり、今後の動向にも注視していきたい。

## 補論 会計専門職資格に関する考察 — 会計参与制度を中心として —

### 第1節 はじめに

平成17（2005）年6月に成立し、平成18（2006）年5月より施行された会社法によって、会計参与制度が導入された。会計参与は、取締役（委員会設置会社にあつては執行役）と共同して計算関係書類を作成し（会社法374条1項）、当該計算関係書類を会社とは別に備置き・開示する職務等（会社法378条1項）を担うものである。主として中小会社の各事業年度に係る計算書類及びその付属明細書、連結計算書類、臨時計算書類といった計算関係書類（会社法施行規則2条3項11号）の内容の正確さに対する信頼を高めるため導入された制度である。一般的に中小会社の場合は、内部統制機能が不十分なため、それら計算書類に正確性、信頼性に欠いていたと考えられていた。

このような役割を果たすため、会計に関する専門的識見を有する者として、公認会計士（監査法人を含む）または税理士（税理士法人を含む）のみが会計参与となることができるものとされた（会社法 333 条）。このことにより、税理士が、「会計に関する専門職」であることが会社法上で認知されたことになった。

本稿では、会計専門職資格について、税理士に着目して、そのあり方を考察する。まず次節では、会計参与制度に至るまでの変遷を検証し、続いて、会計プロフェッションにおける税理士の位置づけを検討していく。そして、会計専門職資格、特に税理士資格のあり方について、筆者の私見を交えて検討し、本稿のむすびとする。

### 第2節 会計参与制度導入の背景

平成 16（2004）年 6 月 2 日、法制審議会会社法（現代化関係）部会において、株式会社の機関設計等についての検討が行われ、株式会社の計算書類のしんは信頼を高める機能を持つ制度として、会計参与制度の導入が提案された。内容は次の通りである。会計参与の意義については、「株主総会により選任された会計に関する専門的識見を有する者として、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、当該計算書類を取締役・執行役とは別に保存し、株主・会社債権者に対して開示すること等をその職務とする株式会社の

機関というものとする」。また、会計参与の機能として、①「特に、会計監査人の設置されていない中小企業において、計算書類の調整・作成等の業務を行う有資格者である税理士・公認会計士等が、取締役・執行役と共同して計算書類を作成し、取締役・執行役とは別に計算書類を保存・開示する職務を担うことにより、取締役・執行役による計算書類の虚偽記載や改ざんを抑制し、計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めることができる」、②「専門家が計算書類の作成に関与することにより、取締役・執行役の計算書類の作成や株主に対する説明の労力が軽減され、取締役・執行役が経営に専念することができる」の 2 点を挙げている。

また、中小企業の会計処理の適正化を図るものについては、かねてより提案がされてきた。その変遷は、以下のようなものであった。

#### 1. 会計監査人監査制度の導入

昭和 49（1974）年の商法改正は、わが国の株式会社制度における大変革であったといえる。株式会社の監査制度の強化が中心とされ、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（以下、「商法特例法」という）が制定された。この法律の目的は、資本金 5 億円以上の株式会社に対し、大会社の特例として、商法上、外部監査人（公認会計士および監査法人）による「会計監査人監査」を強制するというものであった。この改正は、昭和 39（1964）年 12 月のサンウェーブ工業、昭和 40（1965）年 3 月の山陽特殊製鋼の倒産に端を発した大会社の倒産や経理不祥事件の多発を機に、株式会社の監査制度の強化の必要性から進められたものである。

当初の法案では、資本金 1 億円以上の株式会社を対象に会計監査人監査を強制するという内容であった<sup>1</sup>。しかし、この基準をめぐって税理士会や民主商工会と公認会計士協会との間で激しい論争が展開されることになった<sup>2</sup>。そのため、昭和 49（1974）年の改正法が成立するまでに 7 年余の時間を要したという特殊な経緯もある。また、この改正段階では、資本金 5 億円以上の会社に大会社の特例を適用するとしながら、附則において、当分の間、証券取引法適用会社を除く資本金 10 億円以上の会社のみ適用するものとされていた。

しかしながら、企業の不祥事例の続発を背景に、取締役会の業務監督権の強化（商法 260 条 1 項後段、2 項以下の規定）とともに、会計監査の一層の強化の要請を受けて、昭和 56（1981）年の商法等の改正で、上記附則の規定が削除され、資本金 5 億円以上の株式会社

または負債総額 200 億円以上の株式会社、大会社の特例として、会計人監査が強制されることになり、現在に至っている。

## 2. 中小会社の外部監査制度

### (1) 「大小会社区分立法」

株式会社といっても、株式を公開している大会社と閉鎖的な中小会社とでは企業実体等が異なる。そこで、株式会社法の規制を区分し、それぞれに相応しい法規制を用意することが必要であるとの認識のもと、その基本的構想として、法務省民事局参事官室『大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点』（昭和 59（1984）年 5 月 9 日）が公表された。そのなかに株主有限責任の基礎的条件として 3 つの制度を予定していた。

- ① 最低資本金制度を法定することである。有限責任とは、社員は出資額以上に責任を負うことはないという制度であるから、会社財産の確保が十分でなければ、不測の事態に債権者が多大な損害を被る可能性が高くなる。したがって、特に、中小企業は、会社設立の当初から、ある程度の責任財産を形成しておく必要があるとしたものである。
- ② 計算書類等の公開である。すなわち、会社設立後の企業取引において、会社と取引をする相手方が安心して当該取引をなすためには、当該会社の財務状況が公表されている必要がある。そのため、商業登記所を設けて、株式会社はすべて計算書類等を届け出て、何人でもそれを閲覧できる制度を新設する必要があるというものである。
- ③ 「限定監査」の実施である。これは、公開された計算書類等の適正性を担保するため、会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものについて、会計専門家（公認会計士・監査法人・会計士補または税理士）による、会計帳簿の記載漏れまたは不実記載ならびに貸借対照表、損益計算書および附属明細書の記載と会計帳簿の記載との合致の有無（商法 281 条ノ 3 第 2 項 2 号、9 号に該当）等に限定した「監査」を強制するというものである。

本来、これらの 3 つの要件は、一定規模以上の限定された会社を対象とするものではなく、すべての会社に強制されるべきものである。しかし、財務体質の脆弱な企業は、このような規定を直ちに導入することは困難である。したがって、当該規定は、上記のような「一定規模以上の会社」から導入しようと考えられたものであった。

ただし、これらの提案は、中小企業団体からの反対が強く、公開される計算書類を対象



とした「限定監査」の構想には、公認会計士協会の猛反対があった。その結果、上記 3 要件のうち、「限定監査」案を一部受け継ぐ形で、法務省民事局参事官室『商法・有限会社法改正試案』（昭和 61（1986）年 5 月 15 日）が公表されることになった。その中で、「限定監査」は、「会計調査」および「会計専門家による指導」案という形で取り入れられた<sup>3</sup>。

## （2）「商法・有限会社法改正試案」

『商法・有限会社法改正試案』（以下、「試案」という）において、「会計調査」とは、「株式会社で会計監査人の調査を受けないものは、その計算に関し会計調査人による調査を受けなければならない。ただし、資本金 3,000 万円未満かつ負債総額 3 億円未満のものは、調査を省略することができる。」（「試案」四 4a）とするもので、その内容は、「会計調査人による調査は、『会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか』（改正前商法 32 条 2 項参照）を報告することを目的とする」とされている（「試案」四 4c）。

この「調査」においては、「相当の会計組織が備わっていることを確認し、会計帳簿の記載について期末における財産（資産と債務）の実存在と網羅性（貸借対照表項目並びに期中における取引事実等との対応（損益計算書）が一応認められるかどうか（帳簿における資産・債務・取引事実等に関する記録としての相当性）を吟味し（改正前商法 32 条 1 項参照）、会計帳簿と貸借対照表及び損益計算書の記載との間に重要な不一致がないことを確認する」（「試案」四 4c）とし、「調査に当たっては、突合（照合）、説明の聴取（質問）のほか、陳述書の徴収、実査、立会、確認その他適宜の方法を用いることができる」（「試案」四 4c）とされている。

ここで注目されるのは、この「調査」が、従来の監査と比べて「一応の確からしさ」を要求されている点である。会計調査人は、「正規の監査」より低く、「一応の確からしさ」について心証を得れば良いこととされ（「試案」四 4c）、その基本的資格は、公認会計士以外に税理士にも資格を付与されることになっていた（「試案」四 4d）。なお、会計帳簿および貸借対照表・損益計算書の作成責任は、あくまでも取締役であり、ただし、調査人が貸借対照表等の作成等に当たる場合の責任についてはなお検討するが、この場合においても、調査人は、少なくとも記帳の基礎となる原始記録の作成に関与することはできないとされていた（「試案」四 4c）。

この調査報告書は、「調査の方法の概要、調査人の資格（会社の他の会計事務、例えば税

務、財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行等をしたときはその旨も)を記載し、その開示は、監査報告書と同様に扱う」(「試案」四 4c)ものとされた。また、株式会社は、定時総会終了後、貸借対照表および損益計算書を商業登記所に提出して、登記所においてこれらの書類を公開し、貸借対照表等を登記所に提出するときには、これらに関する監査報告書または調査報告書をも提出し、登記所で公開(「試案」四 2a)するとされていた。

さらにもう一点注目すべきことは、「会計専門家による指導」の提案である。この案は、会計調査が「限定監査」の延長線上にあるとして反対する立場から、公認会計士協会等から提案されたものである<sup>4</sup>。「試案」では、「会計専門家が会社の計算に関する指導をして、その指導の内容、指導の結果等を報告する制度をもって四の会計調査人の調査に代えることの可否については、商法上の制度として公正することが可能かどうかを含めて、なお検討する」(「試案」四 5)とされていた。この「指導」の提案については、「税理士とか会計の専門家と自負する人々が、商法改正を支持し改正の原動力となるようであれば、法案の国会通過も容易になる、という政治的な側面を考慮すると捨て難い案と考えられており、中小企業の反対が強くなれば「調査」か「指導」かいずれか一つが採用されるものとみられる」との思惑があった。今回の「会計参与制度」誕生の原点は、このあたりに存在しているのではなかろうかと推察する。

このように上記、株主有限責任の基礎的条件として3つの制度(最低資本金、計算書類の公開等、「限定監査」等)の導入が検討されたが、平成2年の商法改正では、これらを一括して改正するのは困難であるため、段階的に改正を行うという政治的判断により、「最低資本金制度」のみが導入された<sup>5</sup>。

### 第3節 会計参与制度の概要

#### 1. 会計参与の意義

会計参与は、取締役(委員会設置会社では執行役)と共同して、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類、連結計算書類(会計監査人設置会社の場合)を作成し、会計参与報告を作成することを職務とする(会社法374条1項)。会計参与を置く株式会社を会計参与設置会社といい(会社法2条8号)、会計参与設置会社になったときには、その旨並びに会計参与の氏名または名称および会計参与が定めた計算書類を備置する場所について登記しなければならない(会社法911条3項16号、同法別5条1項)。株式会社は、定款の定めによって、会計参与を置くことができ(会社法326条2項)、会社の規模にかかわ

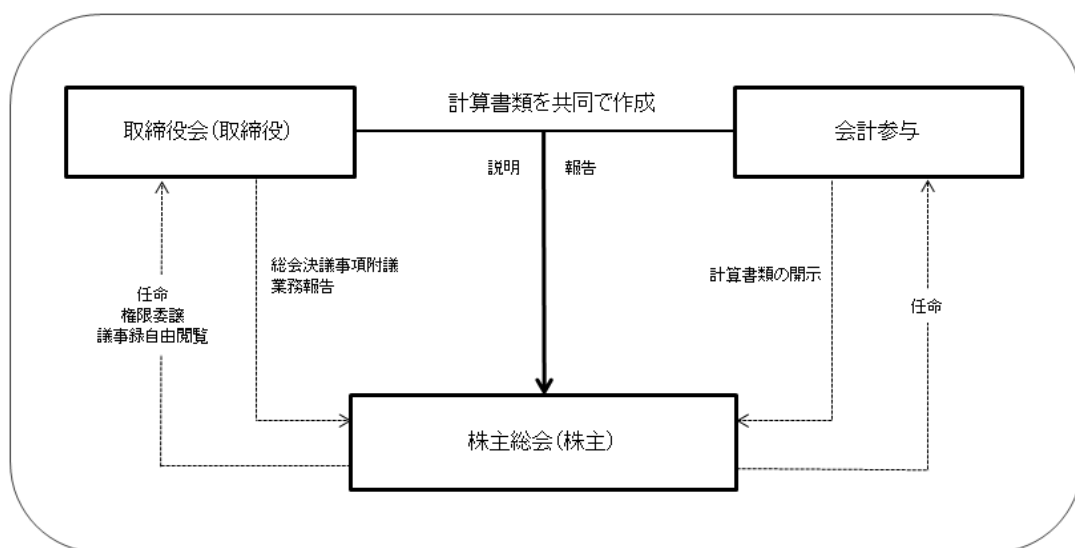
らず、すべての会社で任意に設置できるものであり、株主総会の決議によって選任され、役員として、株式会社との関係では委任に関する規定に従う（会社法 330 条）。会計参与は、会社とは別に、計算書類を会計参与が定めた場所に、S 年間備置保存し（会社法 378 条 1 項）、株主および債権者に対し、会計参与設置会社の営業時間内であれば、開示することをその職務とする（同条 2 項）。

中小企業庁の説明によると、新設される会計参与制度導入のねらいは、中小企業において計算書類の透明性と信頼性を向上させる役割が期待されている。これまで中小企業における会計監査は、主に監査役が担当していたが、会計知識のない名目的な監査役が設置されるなど計算書類の信頼性の確保が課題とされてきた。公認会計士（もしくは監査法人）からなる会計監査人監査は、外部監査の担い手として信頼性を付与するものであるが、一方、会計参与制度は、会社の内部機関として作成に参加することにより、計算書類の信頼性を高めようとする制度である。特に会計監査人が設置されていない中小会社において、計算書類の信頼性を向上させることが期待される。

また、中小企業が決算書の信頼性を高めることで、次のようなメリットを挙げている<sup>6</sup>。

- ① 自社の経営状態を見極められるので、適切な経営判断が可能となる。
- ② 金融機関の信頼を得られるので、円滑な資金調達が可能となる。
- ③ 取引先の信頼を得られるので、新たな取引先の開拓が可能となる。

図 補-1 会計参与制度



出所：中小企業庁財務課「中小企業の会計 31 問 31 答」より筆者作成。

## 2. 会計参与の資格

会計参与は、公認会計士（もしくは監査法人）又は税理士（もしくは税理士法人）の会計の専門家に限られ（会社法 333 条 1 項）、会計参与に選任された監査法人又は税理士法人は、社員の中から会計参与を選定し、株式会社に通知しなければならない（同条 2 項）。

会計参与は、株式会社（又はその子会社）の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人又は会計監査人を兼ねることはできない（会社法 333 条 3 項 1 号、同法 337 条 3 項 2 号）。業務の停止の処分を受けその停止の期間を経過しない者（会社法 333 条 3 項 2 号）、および、税理士法 43 条（業務の停止）の規定により同法 2 条 2 項（税理士の業務）を行うことができない者（会社法 333 条 3 項 3 号）も兼ねることはできないが、顧問税理士が会計参与に就任することは可能である。

## 第4節 プロフェッションの意義

### 1. プロフェッションの意義

プロフェッション（profession）とは、そもそも「西欧社会においては、医、法、そして僧職（僧侶）は特別扱いされた職業であり、profession と呼ばれた。これらの職業は、神の呼びかけ（vocation；神からの使命）に対する人間の側の応答・約束（profession；宣言・信仰告白・知的な職業）によってはじめて成立するものと考えられていた<sup>7)</sup>」とされる。

職業的専門家である者は、それぞれの分野におけるプロフェッショナルとして社会的に資格認定されており、高度な専門的知識と高潔な人格を有し、社会の付託に応える責務を負っている。すなわち、高い専門知識を有していなければならないのは当然のことながら、それだけではなく社会をリードしていく存在として高潔な人格が要求されるのであり、そのためには個々の職業専門家は常に高い職業倫理を備えていなければならない。このことは、例えばそれらの職業を目指す者がいたならば、単に職業的専門家としての専門知識を身に付けるだけではなく、同時に高い職業倫理も備えていなければならないことを忘れてはならない。高度な専門知識をもっているだけで、それを悪用して不当な利益を得たり、反社会的な業務や自分の能力を超えた業務を引き受けたりすることは職業倫理に反することであり、社会からの付託に応える職業専門家として許されないことを認識しなければならない。

## 2. プロフェッションの使命

専門的職業とされるものには、それぞれを規制する法律があり、それらの法律の冒頭には、次のようにそれぞれの職業の社会的存在の意義を明らかにしている。

① 使命 (Role, Mission) を明らかにしているもの 弁護士法, 公認会計士法, 税理士法など。

② 任務 (Duty, Obligation) を明らかにしているもの 医師法など。

③ その職業法の目的により, 使命や責務を明らかにしているもの 司法書士法など。

それらの法律は, それぞれの職業 (Profession) に携わる個々の職業人 (Professional) が, 職業意識 (Professionalism) を堅持し, 第一次的に, 公益のために機能すべきことを, それぞれの冒頭に掲げている。各職業法の使命のうち本稿の対象である公認会計士法と税理士法の表現は, ①に属し, 次の通りである。

### [公認会計士法]

第 1 条 (公認会計士の使命) : 公認会計士は, 監査及び会計の専門家として, 独立した立場において, 財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより, 会社等の公正な事業活動, 投資者及び債権者の保護等を図り, もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

第 1 条の 2 (公認会計士の職責) : 公認会計士は, 常に品位を保持し, その知識及び技能の修得に努め, 公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

### [税理士法]

第 1 条 (税理士の使命) : 税理士は, 税務に関する専門家として, 独立した公正な立場において, 申告納税制度の理念にそつて, 納税義務者の信頼にこたえ, 租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

## 3. 会計プロフェッションの定義

会計プロフェッション (accounting profession) とは, 狭義には, 独立した外部の会計に関する職業専門家たる個人, それらの人々からなる職業団体, またはその職業自体を指す用語である。このような会計専門家個人を, 会計プロフェッショナル (accounting professional) と呼ぶ<sup>8</sup>。わが国においては, 公認会計士法に基づく公認会計士という職業及びその資格を有している者が会計プロフェッションに相当し, 職業専門団体として日本

公認会計士協会が組織されている。会計プロフェッションは、公認会計士法により、財務諸表監査業務について、排他的かつ独占的にその業務を担うことができることが、以下のように認められている。

第 2 条第 1 項 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務諸表の監査または証明することを業とする。

第 34 条の 2 公認会計士（中略）監査法人を設立することができる。

第 34 条の 5 監査法人は、第 2 条第 1 項の業務を行う（後略）。

第 47 条の 2 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定める場合を除く外、他の求めに応じ報酬を得て第 2 条第 1 項に規定する業務を営んではならない。

このように、会計プロフェッションが、財務諸表監査について排他的かつ独占的にその業務を担うことを認められていることは、わが国では当然のこととしてとらえられているが、財務諸表監査制度に長い歴史をもつ欧米諸国では、他の隣接職業との競争や、同じ会計業界内での職業団体間の競争などを経て、社会的に認知され信用を獲得した職業団体及びその団体が認める職業資格を有する者が、財務諸表監査業務を排他的・独占的に担うことが認められるようになったという経緯がある。

会計プロフェッションは、次のような属性をもつとされる。

- ① 職業専門家としての能力を有すること。
- ② 経営者をはじめ、いかなる者にも従属せず、外部の第三者としての外見的独立性を有すること。
- ③ 職業行為につき廉潔（誠実）性や客観性を保持すること。
- ④ 専門能力を発揮すべき基盤を有すること。
- ⑤ その職業の存在につき社会的認知があること。

このように会計プロフェッションは、外部の独立した、高度な専門的知識と経験を有する、会計を職業とする専門家でなければならない。「財務諸表監査は、企業資本を受託した経営者が、投資家・債権者などの委託者に開示する会計情報を、独立した外部の会計プロフェッションに検証させ、会計情報の信頼性を保証することを目的としておりその対象となる会計情報が複雑なため高度な専門的知識と経験を有する者でなければ監査人となることができない<sup>9)</sup>」。

#### 4. 諸外国の会計プロフェッション

会計プロフェッションは、医師や法曹など他のプロフェッションに比して比較的歴史が浅いとはいえ、産業革命以後には存在しており、それぞれの国で制度化されてきた。それらは、次の点で共通項をもっている。

- ① 高い教育レベルの上で資格試験制度をもっていること。
- ② 資格試験合格後の教育研修システムをもっていること。
- ③ 職業資格を証する免許状を得てその称号を使用すること。
- ④ プロフェッションの団体があり入会が可能か、または強制されること。
- ⑤ 団体の職業倫理規定をはじめとする規律が明示されていること。
- ⑥ プロフェッションが、その業務を通じて公共の利益と社会の進歩に貢献することを目的としていること。

さらに、AICPA のいわゆるアンダーソン委員会報告では、会計プロフェッションは、以下の7つの属性のすべてを満たすものである、と宣言している<sup>10</sup>。

- ① 専門的知識があること。
- ② 正式な教育課程を備えていること。
- ③ プロフェッションの団体への入会に関する基準があること。
- ④ 職業倫理規程があること。
- ⑤ 免許状もしくは特別の称号によってその地位が認められていること。
- ⑥ 所属する人々が実施する業務に対して公共の利益が存すること。
- ⑦ 所属する人々がその社会的責任を自覚していること。

以上が、一般的に職業といわれるものの属性、職業の中で専門的に持化した会計職業が業とする監査業務の特質、会計職業そのものの属性の各々の要件である。

このような共通の要件を備えている各国の会計プロフェッションではあるが、それぞれ固有の歴史的背景による称号を有している。

主要な国々の会計プロフェッションの称号は、次の通りである<sup>11</sup>。

米国	公認会計士 (Certified Public Accountant)
英国	勅許会計士 (Chartered Accountant)
カナダ	勅許会計士 (Chartered Accountant)
ドイツ	経済監査士 (Wirtschaftsprüfer : WP), 宣誓帳簿監査士 (Vereidigter Buchprüfer ; VBP)
フランス	専門会計士 (Expert Comptable : EC), 会計監査人 (Commissaire aux Comptes ; CC)
中国	注冊会計師

## 5. 税理士の専門性

会社法の制定により、会計参与という新しい会社の機関が創設された。その会計参与に選任できる有資格者は、公認会計士（監査法人を含む）または税理士（税理士法人を含む）出なければならないと同法により規定された。会社法では、外部の第三者が取締役・執行役の作成した計算書類を検証するのではなく、適法に計算書類が作成されるように、その作成の段階から「会計専門家」が関与する仕組みとして、会計参与制度を定めたのである<sup>12</sup>。これによって、税理士が、「会計に関する専門職」であることが会社法上で認知されたことになる。そもそも、税理士にとっては、会計業務は、基本的に重要な業務であることが理解され、それを業務の中心としていた者も少なくないが、税理士法上には、「税理士業務」に対する「付随業務」としての位置づけでしかなかった。今回、会計業務が付随業務ではなく、本来業務の一つとして、商事に関する基本法である会社法において認知されたことは、税理士制度の歴史の中で画期的な出来事であったといえる。税理士制度は制定されて五十余年、従来、「税理士」という文言は、税理士法にしか現れなかった。しかし、ここ数年間で、他の法律上にも税理士の文言が表記され、ある意味では、税理士の社会的地位が向上したともいえる<sup>13</sup>。

税理士は、いわゆる法律家なのか会計専門職なのかという議論はこれまでも繰り返されてきた<sup>14</sup>。

### (1) 法律家としての側面

上述のように税理士の使命として、税理士法第1条で「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定されている。税理士の使命の冒頭に、「税務に関する専門家」という文言があるということは、税理士は、税理士法において、税務の基盤となる税法に精通していることが要求されており、税法という法律分野における専門家＝法律家であると解される。この法律家という点については、平成13(2001)年の改正税理士法第2条において「補佐人制度」が新設され、「税理士は、租税に関する事項について、裁判所の許可を要することなく、弁護士である訴訟代理人とともに補佐人として裁判所に出頭し、陳述をすることができる」こととなったことから明確である。税理士が、納税者の代理人として、納税者の権利を



擁護する立場にたつて業務を遂行していくときに、「独立した公正な立場」をどう考えるかであるが、「税理士は公的な職業専門家として『独立した公正な立場』にあるべきこと自明のことがらである。また、この文言によって、納税者の代理人という立場が弱まるということではない。税理士の使命は、「申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ」ということを強調した上で、納税者の代理人として、「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」ことである。その「納税義務の適正な実現を図る」とは、課税当局の事実認定や法解釈を、納税者が、そのまま受け入れることを想定しているのではなく、むしろ税法の専門家である税理士が、納税者の立場にたつて主張し陳述することによって、最終的には司法の場で決着することも想定しているものと解される。そのような役割を担った税理士は、税法に関する法律家であり、租税の分野における弁護士ということができる<sup>15</sup>。

## (2) 会計専門職としての側面

税理士は、4節でみた狭義の会計プロフェッションには該当しないといえる。それは、わが国においては、財務諸表監査業務は、公認会計士法に基づいて、排他的かつ独占的にその業務を担うことができるものは公認会計士に限られているからである。

しかしながら、税理士資格試験においては、会社計算規則（従来は商法施行規則）も出題されており、それに一定以上の得点をあげて合格してきた税理士は、法人税法会計は当然のことながら、会社法（商法）会計の専門家ということができる。また、これに関しては、「公認会計士試験において会社計算規則がほとんど出題されてないことや補習所のカリキュラムに会社計算規則に関する講義が含まれることがまれであることの方が、むしろ問題かもしれない<sup>16</sup>。」との指摘もある。

会計参与制度によって法的に会計専門職として認知された税理士であるが、その会計専門職として会計参与に就任するには、会計参与と会計監査人の職務の違いを明確にして臨まなければならない。会計監査人による監査は、当該会社の決算終了後に計算書類の適正性を試査し、ある会計事象の局面を抜き取つて監査するのに対し、会計参与の職務は、計算書類作成に至る過程に参加し、計算関係の法令遵守を第一とし、記録の正確さや会計処理の妥当性を追求することにより、計算書類の信頼性を確保するための役割を担うことである。換言すれば、この会計参与制度によって、会計参与と会計監査人の役割が明確にされたことになり、この「税理士は監査をしない」ことによって、税理士が会計専門職であ

ることが、法律で確認されたという事実を、十分に理解する必要があるのではなからうか。プロフェッションとしての社会的地位が向上するということは、その業務に係る責任が重くなるのは当然のことである。そこで重要なことは、税理士が当該業務を行う場合に、会計専門職たるプロフェッションとしての責任の重要性を認識していくことである。

平成 10 (1998) 年 10 月 1 日から施行され「地方自治法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に外部監査人による監査制度が新設され、税理士も外部監査人の有資格者となった。地方公共団体の行財政をチェックし、住民の地方公共団体の運営に対する信頼性を高めるため、外部の専門家による新たな監査制度が定められたものである。この制度では、地方公共団体と契約した外部の専門家が、特定のテーマについて深度のある監査を実施し、監査報告書で具体的事項を指摘することによって、地方行財政改革に寄与することが期待されるものであり、この外部の専門家とは、①弁護士（有資格者を含む）②公認会計士（有資格者を含む）③公務精通者（会計検査院に 10 年以上勤務した者など）④税理士（有資格者を含む）とされた。ここでも、税理士の参加に期待されたことは、地域に密着した会計専門職ということであって、決して会計監査人たる会計プロフェッションとしてではないことを十分に理解する必要がある。

## 第 5 節 おわりに

会計専門職としての税理士と公認会計士について、それぞれ固有の使命と役割をみてきた。しかし、税理士と公認会計士が現実の業務、実際に果たしている社会的役割にも注目した。両者の役割には違いはあるが、それ以上に共通性・共通の基盤は、税理士、公認会計士が会計専門職であるということである。会計という専門知識・専門技能を基に職業として社会に貢献しており、それを期待されている専門家集団であるということである。税理士は主として中小企業を顧問先として、税務、会計、経営についてのサービスを提供している。公認会計士は、上場企業・大会社の財務諸表監査を固有業務としつつ、会計、経営、税務サービスを提供している。それぞれが税務と監査で固有の業務範囲を持ちながら、会計業務、経営相談・指導などの分野ではむしろ共通の業務を行っている。税理士と公認会計士は会計専門職として共通の基盤を持っていることをお互いに確認・自覚し、それぞれの分野と持ち場でその社会的使命を果たしていかなければならないと考える。

税理士は、まず税務の専門家であり、同時に会計専門職であることを確認したい。税務顧問との兼任が想定される会計参与に就任した税理士は、これまでの適正申告を実現する

ための税務申告書の作成業務だけでなく、「中小企業の会計に関する指針」及び「会計参与の行動指針」に則って、確定決算に至るまでの計算にも深く関与しなければならない。今後は、高度専門職としての職業倫理がこれまで以上に求められることになる。

- 
- 1 酒巻（2005） p.84 を参照。
  - 2 戦前・戦後の監査制度については、原（1989）、西野（1985）に詳しい。
  - 3 ドイツの宣誓帳簿監査士には、経過的な位置づけながら、中小規模の有限会社のみを監査することができる専門家が存在する。弥永（2003） pp.45-50 を参照。
  - 4 酒巻（2004） p.86 を参照。
  - 5 酒巻（2004） p.86 を参照。
  - 6 中小企業庁編（2005） p.25 を参照。
  - 7 村上（1997） p.14 を参照。
  - 8 広義には、会計に関する高度な知識や経験をもとに専門家として一定の社会的役割を担っている者（会計の研究者・会計教育に携わる者）、もしくは、会計に関する特定の技術をもって企業等の会計業務に貢献する専門家（アナリストなど）も会計プロフェッションであるといえる。八田（2006） p.8 を参照。
  - 9 川北（2001） p.250 を参照。
  - 10 八田邦訳（1991） pp.19-20 を参照。
  - 11 川北（2001） p.251 を参照。本稿でいう「経済監査士」（Wirtschaftsprüfer ; WP）は、加藤（1993）では、一貫して「経営監査士」と邦訳されている。
  - 12 弥永（2007） p.98 を参照。
  - 13 浪花（2006） p.2 を参照。
  - 14 ここでいう法律家は、広義のものをさす。
  - 15 益子（2001） pp.35-36 を参照。
  - 16 弥永（2007） p.101 を参照。

## 初出論文一覧

- [1] 永井 康・五百竹宏明 (2005) 「米国の企業改革法とわが国の改正公認会計士法における監査人の独立性強化に関する一考察」『広島県立大学論集』第9巻第1号, pp. 43-54.
- [2] 永井 康・五百竹宏明 (2006) 「公認会計士試験制度に関する日米の比較考察」『広島県立大学論集』第9巻第2号, pp.43-54。
- [3] 永井 康 (2007) 「中小企業の会計基準と会計参与制度に関する一考察」『広島県立大学紀要』第19巻第1号, pp. 47-59。
- [4] 永井 康 (2007) 「わが国の会計専門職資格に関する一考察」『広島県立大学論集』第11巻第1号, pp. 29-40。
- [5] 永井 康 (2008) 「銀行検査制度と外部監査制度に関する一考察」『広島県立大学論集』第11巻第2号, pp. 75-92。
- [6] 永井 康 (2009) 「国際財務報告基準収斂の影響—わが国の Frequent Flyer Programs の現状と課題—」『日本国際観光学会論文集』第16号, pp. 37-42。【査読付論文】
- [7] 永井 康 (2013) 「銀行に対する厳格監査の及ぼす影響」『総合政策論叢』第26号, pp. 45-72。【査読付論文】

## 参考文献

### 【外国語文献】

- [1] American Accounting Association (AAA) [1973], Committee on Basic Auditing Concepts, *A Statement of Basic Accounting Concepts*, AAA. ; 青木茂男 (監訳), 鳥羽至英 (訳) (1983) 『基礎的監査概念 第3版』国元書房。
- [2] American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1986], *Report of the Special Committee on Standards of Professional Conduct for Certified Public Accountants (Anderson Committee)*, Restructuring Professional Standards to Achieve Professional Excellence in a Changing Environment, AICPA. ; 八田進二 (訳) (1991) 『会計プロフェッションの職業基準 見直しと勧告』白桃書房。
- [3] Ceffers M. & Pakaluk M. [2007], *Understanding Accounting Ethics*, Revised 2/E ; 藤沼亜起 (監訳) (2011) 『会計倫理の基礎と実践—公認会計士の職業倫理—』同文館。
- [4] Cole, R. A., et al. [1995], “FIMS: A New Monitoring System for Banking Institutions,” *Federal Reserve Bulletin*, [January], pp.1-15.
- [5] Dewatripont, M. and Jean Tirole [1994], *The Prudential Regulation of Banks*, (The Walras-Pareto lectures, 1) MIT Press ; 北村行伸 (訳) (1996) 『銀行規制の新潮流』東洋経済新報社。
- [6] Dezalay, Y. [1997] “Accountants as “new guard dogs” of capitalism: Stereotype or research agenda?,” *Accounting Organizations and Society*, Vol.22, Issue8, pp.825-829.
- [7] Gordon, E. A. and Joss, P. R. [2004], “Unrecognized Deferred Taxes: Evidence from the U.K.,” *The Accounting Review*, Vol.79, No.1, pp.97-124.
- [8] Guenther, D.A. [1994] , “Earnings Management in Response to Corporate Tax Rate Changes: Evidence from the 1986 Tax Reform Act ,” *The Accounting Review*, Vol.69, No.1, pp.230 - 243.
- [9] Independence Standards Board [2000], “A Conceptual Framework for Auditor Independence,” Discussion Memorandum (DMD00-1).
- [10] Kumer, K. R. and Visvanthan, G. [2003], “The Information Content of the Deferred

- Tax Valuation Allowance,” *The Accounting Review*, Vol.78, No.2, pp.471-90.
- [11] Mautz, R. K. and H. A. Sharaf [1961], *The Philosophy of Auditing*, Sorasota, Florida: American Accounting Association; 近澤弘治 (監訳), 関西監査研究会 (訳) (1987) 『監査理論の構造』 中央経済社。
- [12] Phillips, J., Pincus, M. and Rego, S.O. [2003], “Deferred Tax Expense,” *The Accounting Review*, Vol.78, No.2 pp.491 - 521.
- [13] POB, *Panel on Audit Effectiveness, Report and Recommendation*[2000] ; 山浦久司 (監訳), 児嶋隆・小沢康宏 (共訳) (2001) 『公認会計士監査—米国 POB (現状分析と公益性向上のための勧告)』 白桃書房。
- [14] Power, M. [1997], *The Audit Society: Ritual of Verification*, Oxford University Press ; 國部克彦・堀口真司 (訳) (2003) 『監査社会』 東洋経済新報社。
- [15] Practices Committee1004[2001], International Federation of Accountants ; 日本公認会計士協会国際委員会 (訳) (2001) 『銀行監督当局と銀行の外部監査人との関係』 [[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/pdf/01236-004086.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/01236-004086.pdf)].
- [16] Schrand, C. M. and Wong, M. H. Franco[2003] , “Earnings Management Using the Valuation Allowance for Deferred Tax Assets under SFAS No.109, ” *Contemporary Accounting Research*, Vol.20, No.3, pp.579 - 611.
- [17] Shimizu Y. [2007], “Impacts of the BIS regulation on the Japanese economy, *Journal of Asian Economics*”, Vol.18, No.1, pp.42-62.
- [18] The Commission on Auditors' Responsibilities[1978], *Report, Conclusions, and Recommendations (Cohen Commission Report)*, AICPA ; 鳥羽至英 (訳) (1990) 『財務諸表監査の基本的枠組み—見直しと勧告—』 白桃書房。
- [19] United States Government Accountability Office [2003], PUBLIC ACCOUNTING FIRM: Required Study on the Potential Effects of Mandatory Audit Firm Rotation, GAO-04-216, Washington D. C.: Government Printing Office.
- [20] Visvanathan, G. [1998], “Deferred Tax Valuation Allowances and Earnings Management,” *The Journal of financial Statement Analysis*, Summer, pp.6-14.
- [21] Wyatt, A. R. [2004], “Accounting Professionalism—They Just Don't Get It!” *Accounting Horizons*, Vol.18, No.1, pp.45-53.

## 【邦語文献】

- [22] 青山浩之 (2006) 「中小企業における会計参与制度導入の問題点」『AURORA』No. 12, 道都大学, pp.89-109。
- [23] あずさ監査法人編 (2012) 『業種別アカウンティング・シリーズⅡ ① 銀行業の会計実務』中央経済社。
- [24] 新井清光・白鳥庄之助 (1991) 「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」『JICPA ジャーナル』第3巻10号, pp.28-33。
- [25] 新井益太郎 (1999) 『会計士監査制度史序説』中央出版社。
- [26] 有岡律子 (2004a) 「銀行の自己資本比率規制と銀行行動」『福岡大学経済論叢』第48巻第3・4号, 福岡大学研究推進部, pp.183-200。
- [27] ——— (2004b) 「監査制度に関する改正の実効性」『福岡大学経済論叢』第48巻第3・4号, 福岡大学研究推進部, pp.201-213。
- [28] 安藤英義・伊藤 眞・小見山満・兼山嘉人・浅井万富・柳沢義一 (2005) 「座談会『中小企業の会計に関する指針』(公開草案)をめぐって」『JICPA ジャーナル』Vol.17, No.9, pp.11-25。
- [29] 石塚博司 (1987) 『実証 会計情報と株価』同文館。
- [30] 石塚博司編 (2006) 『実証会計学』中央経済社。
- [31] 磯貝 明 (2004) 「銀行業における税効果会計の影響—繰延税金資産の評価—」『人間環境論集』3巻, 人間環境大学, pp.1-15。
- [32] 一ノ宮士郎 (2005) 「税効果会計と利益操作 —倒産企業における実証分析—」『経済経営研究』Vol. 25, No.6, 日本政策投資銀行設備投資研究所。
- [33] 一法師信武 (2002) 「今, 公認会計士にもとめられている職業倫理」『税経セミナー』pp.6-7。
- [34] 伊藤正直 (2001) 「昭和初年の金融システム危機—その構造と対応」日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ。
- [35] 伊藤邦夫 (2012) 『ゼミナール現代会計入門 (第9版)』日本経済新聞社。
- [36] 伊藤真利子 (2012) 「バブル経済下の郵便貯金—「90年ショック」をめぐって—」郵政資料館研究紀要第3号, pp.48-71。
- [37] 伊東光晴 (1995) 「日本における監査について」『会計検査研究』第11号1頁。
- [38] 井上徹三 (2003) 「税理士と公認会計士の使命と役割を論ず」『税経新報』Vol.496,

pp.33-38。

- [39] 井上俊剛(2003a)「改正公認会計士法の解説(上)」『旬刊商事法務』1668号, pp.4-11。
- [40] ———(2003b)「改正公認会計士法の解説(下)」『旬刊商事法務』1669号, pp.24-31。
- [41] 岩崎 勇 (2006)『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理出版局。
- [42] 岩垂 至 (1947)「公認会計士法による特別公認会計士試験」『経理問題研究』1巻, 明治大学経理研究所, pp.35-37。
- [43] 岩本康志・齊藤 誠・前多康男・渡辺 努 (2001)『金融機能と規制の経済学』東洋経済社。
- [44] 岩原紳作 (2004)「金融機関取締役の注意義務—会社法と金融監督法の交錯」小塚 莊一郎・高橋美加編『商事法への提言：落合誠一先生・還暦記念』商事法務。
- [45] 伊豫田隆俊・松本祥尚・浅野信博・林 隆敏 (2011)『ベーシック監査論 (五訂版)』同文館。
- [46] 伊豫田隆俊・松本祥尚・林 隆敏・町田祥弘・高田知実 (2012)『実証的監査理論の構築』同文館。
- [47] 植林 茂 (2012)『金融危機と政府・中央銀行』日本経済評論社。
- [48] 内田浩史 (2010)『金融機能と銀行業の経済分析』日本経済新聞社。
- [49] 内田 滋・西脇廣治編 (2002)『現代経済学のコア 金融』勁草書房。
- [50] 江頭憲治郎 (2006)『株式会社法』有斐閣。
- [51] 太田洋・佐藤丈文 (2002)「米企業改革法と NYSE・NASDAQ 新規則案の概要 (上)」『旬刊商事法務』1639号, pp.19-30。
- [52] 大来志郎・野崎 彰・町田行人著 (2009)池田唯一・三井秀範監修『新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—』第一法規出版。
- [53] 大塚耕平 (2003)「信頼 公認会計士法改正は世界潮流に逆行している」『エコノミスト』81巻26号, p.43。
- [54] 大山 剛 (2011)『バーゼルⅢの衝撃』東洋経済新報社。
- [55] 岡村秀雄・田中 敦・野間敏克・藤原賢哉 (2005)『金融システム論』有斐閣。
- [56] 翁 百合 (2010)「金融監督と金融制度改革」吉野直行編著『社会と銀行』放送大学教育振興会。
- [57] 奥山章雄・永嶋久子・平松一夫 (2003)「特別座談会 公認会計士法をめぐって」『アクセス FSA』第11号, 金融庁, pp.10-19。



- [58] 越智信仁（2008）『銀行監督と外部監査の連携—我が国金融環境の変化、各国制度の比較等を踏まえて』日本評論社。
- [59] 大日方隆編（2007）『アドバンスト財務会計—理論と実証分析』中央経済社。
- [60] —————（2012）『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』中央経済社。
- [61] 柿崎 環（2006）『内部統制の法的研究』日本評論社。
- [62] 笠井直樹（2011）「監査人の継続監査年数と財務諸表監査の質との関係」『滋賀大学経済学部 Working Paper Series』（145），滋賀大学経済経営研究所。
- [63] 加藤 厚（2002）「今「会計士監査」に何が起きているのか？」『税経通信』57巻3号，pp.52-65。
- [64] 加藤達彦（2010）「我が国における限定付監査意見と監査意見の不表明—事例研究による分析—」『明大商學論叢』92巻4号，明治大学商学研究所，pp.1-23。
- [65] 加藤俊彦（1963）『本邦銀行史論』東京大学出版会。
- [66] 加藤恭彦（1993）『現代ドイツ監査制度論』千倉書房。
- [67] 加藤恭彦・埴岡忠清（2002）「わが国銀行監査制度の史的考察—銀行検査制度と外部監査制度を中心にして—」『甲南経営研究』Vol.43, No.3, 甲南大学経営学会，pp.1-26。
- [68] 川北 博（2001）『会計情報監査制度の研究—日本型監査の転換』有斐閣。
- [69] 川口恭弘（2001）『現代の金融機関と法』中央経済社。
- [70] —————（2004）「銀行業務の公共性と規制の必要性」金融法研究20号。
- [71] —————（2012）『現代の金融機関と法〔第4版〕』中央経済社。
- [72] 河村賢治（2002）「米国における企業統治改革の最新動向」『旬刊商事法務』1636号，pp.50-75。
- [73] 菊池英博（1999）『銀行の破綻と競争の経済学』東洋経済新報社。
- [74] 木下信行編（1999）『解説 改正銀行法』日本経済新聞社。
- [75] 木村 剛（2001）『新しい金融検査と内部監査』経済法令研究会。
- [76] 木村敏夫（2010）「会計監査人交代企業の企業分析（I）」『流通科学大学論集—経済・経営情報編—』第19巻第1号，流通科学大学，pp.103-127。
- [77] 木村史彦・浅野信博（2005）「財務データの特性と統計分析上の留意点」『オイコノミカ』Vol.42, No.1, 名古屋市立大学，pp.133-152。
- [78] 銀行経理問題研究会編（2008）『銀行経理の実務〔第7版〕』金融財政事情研究会。
- [79] 金融審議会公認会計士制度部会報告（2002）「公認会計士監査制度の充実・強化」

- [<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20021217-1.pdf>].
- [80] 金融庁 (2002) 「証券市場の改革促進プログラム」 [<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/syouken/f-20020806-2b.pdf>].
- [81] 熊倉修一 (2008) 『日本銀行のプルーデンス政策と金融機関経営』 白桃書房。
- [82] 香村光雄 (1987) 『現在企業会計と証券市場—わが国財務会計の機能分析』 同文館。
- [83] 児嶋 隆 (2005) 「銀行監査導入時の諸問題」 『商學論纂』 Vol.46, No.5, 中央大学経済・商業学会, pp.305-329。
- [84] 児嶋 隆 (2006) 「金融検査と監査—足利銀行のケースに関して—」 『経理研究』 通号 49, 中央大学経理研究所, pp.76-86。
- [85] 小塚莊一郎・横井眞美子 (2007) 「アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究」 日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- [86] 小林衆統・守山昭男・西脇廣治・二上季代司 (2001) 『金融システム論』 多賀出版社。
- [87] 小山嘉昭 (2005) 『詳解 銀行法』 金融財政事情研究会。
- [88] 酒井良清・前多康男 (2004) 『金融システムの経済学』 東洋経済新報社。
- [89] 酒巻俊雄 (2004) 「会計参与の問題点と課題」 『判例タイムズ』 1158 号, p.84。
- [90] 佐竹正幸 (2004) 「会計専門職大学院への期待」 『大学時報』 297 号, pp.82-85。
- [91] 佐藤隆文 (2007) 「バーゼルⅡと銀行監督」 東洋経済新報社。
- [92] 澤田眞史 (2004) 「OPINION 公認会計士試験制度の改正と今後の会計専門資格のあり方」 『企業会計』 Vol.56, No.3, pp.446-452。
- [93] 澤邊紀生 (1998) 『国際金融規制と会計制度』 晃洋書房。
- [94] 塩野 宏 (2005) 『行政法Ⅰ (行政法総論) [第4版]』 有斐閣。
- [95] 鹿野嘉昭 (2001) 『日本の金融制度』 東洋経済新報社。
- [96] ——— (2006) 『日本の金融制度 (第2版)』 東洋経済新報社。
- [97] 清水啓典 (1997) 『日本の金融と市場メカニズム』 東洋経済新報社。
- [98] 商法研究会編 (1986) 『商法・有限会社法改正試案の解説』 税務経理協会。
- [99] 新日本有限責任監査法人編 (2012) 『業種別会計シリーズ 銀行業』 第一法規。
- [100] 杉岡 仁 (2002) 『会計ディスクロージャーと監査—再生と更なる発展』 中央経済社。
- [101] 杉本正安・鉛慎吾・宮田達郎 (1977) 『銀行監査要説』 商事法務研究会。

- [102] 税務会計研究学会（2004）「公認会計士試験および税理士試験の制度改正に向けての緊急提言」『企業会計』Vol.56, No.1, pp.131-143。
- [103] 全国銀行協会連合会・東京銀行協会編（1979）『銀行協会 30 年史』全国銀行協会連合会。
- [104] 醍醐 聰（1994）「確定決算基準と逆基準性」『JICPA ジャーナル』Vol.6, No.5, p.45。
- [105] 武田隆二（2006）『新会社法と中小企業会計』中央経済社。
- [106] 田村威文（2011）『ゲーム理論で考える企業会計』中央経済社。
- [107] 中小企業庁編（2005）『よくわかる中小企業のための新会社法 33 問 33 答』中小企業庁財務課〔<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaisya/kaisyahou33/download/kaisyahou.pdf>〕。
- [108] 千代田邦夫（1994）『アメリカ監査論—マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ』中央経済社。
- [109] —————（2009）『現代会計監査論〔全面改定版〕』税務経理協会。
- [110] 千代田邦夫・鳥羽至英編（2011）『会計監査と企業統治』中央経済社。
- [111] 辻 信二（1994）『銀行業序説』日本経済評論社。
- [112] 鳥羽至英・川北 博（2001）『公認会計士の外見的独立性の測定—その理論的枠組みと実証研究—』白桃書房。
- [113] 鳥羽至英（2009a）『財務諸表監査 理論と制度【基礎篇】』国元書房。
- [114] —————（2009b）『財務諸表監査 理論と制度【発展篇】』国元書房。
- [115] 長岡勝美（2004）「中小企業会計基準の導入支援」『税務弘報』Vol.52, No.14, pp.60-66。
- [116] 中川かおり（2003）「アメリカ：米国企業改革法の成立」『外国の立法』215 号, pp.87-95。
- [117] 長嶋義貴（1976）「連絡会計における基礎理論の研究」『中央学院大学論叢』第 11 号, 中央学院大学, pp.249-277。
- [118] 中田信正（1994）「会計基準の国際的調和と税法上の諸問題」『企業会計』46 巻 1 号, pp.54-61。
- [119] 中田信正（2002）『税務会計要論（11 訂版）』同文館。
- [120] 中田信正・坂本道美（1999）『税効果会計入門 理論と実務』中央経済社。
- [121] 中谷 巖（1996）『日本経済の歴史的転換』東洋経済新報社。
- [122] 浪花健三（2006）「「会計参与」に係る諸問題：税理士の視点からを中心に」『香川法

- 学』香川大学, pp.149-183。
- [123] 西野嘉一郎 (1985) 『現代会計監査制度発達史』 第一法規。
- [124] 西村幹仁 (2001) 『税効果会計の理論—国際的調和化の動向とその問題点』 同文館。
- [125] 西村吉正 (2003) 『日本の金融制度改革』 東洋経済新報社。
- [126] 日本監査研究学会監査人の独立性に関する研究部会編 (1993) 『監査人の独立性に関する研究：実証研究のための理論的枠組みを求めて』 日本監査研究学会監査人の独立性に関する研究部会。
- [127] 日本銀行金融機構局 (2012) 「リスク管理と金融機関経営に関する調査論文 2011 年度銀行決算の概要」 [[http://www.boj.or.jp/research/brp/ron\\_2012/ron120713a.htm/](http://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2012/ron120713a.htm/)]。
- [128] 日本銀行金融研究所編 (2004) 『新しい日本銀行 その機能と役割 増補版』 有斐閣。
- [129] 日本税理士連合会 (2002) 『新税理士法』 税務経理協会。
- [130] 西脇廣治 (1993) 『規制と銀行行動の理論』 多賀出版。
- [131] ——— (1997) 「金融規制—新しい規制手段の有効性を中心に」 細江守紀編 『公共政策の経済学』 有斐閣, pp.169-194。
- [132] 野村昭文 (2003) 「新法律解説／公認会計士法の一部を改正する法律について」 『税経通信』 58 卷 13 号, pp.111-120。
- [133] 野村健太郎 (2002) 『株主重視の会計』 税務経理協会。
- [134] 野村修也 (2003) 「金融行政の新しい手法」 金融法研究資料編 (19)。
- [135] ——— (2005) 「金融検査マニュアルの法的性質」 江東憲治郎・増井良啓編 『市場と組織』 東京大学出版会。
- [136] 野村総合研究所 IFRS タスクフォース編 (2010) 『Q&A 金融機関の IFRS 対応』 金融財政事情研究会。
- [137] 八田進二 (2003) 「会計・監査・ガバナンスを包含する企業法制の視点—米国『企業改革法』に学ぶ」 『取締役の法務』 114 号, pp.68-71。
- [138] ——— (2006) 『内部統制の考え方と実務』 日本経済新聞社。
- [139] 八田進二編著 (2003) 『監査論を学ぶ』 同文館。
- [140] ——— (2006) 『新改訂 監査論を学ぶ』 同文館。
- [141] 羽藤秀雄 (2004) 『改正公認会計士法 日本の公認会計士監査制度』 同文館。
- [142] 林 裕二 (2004) 「日本の公認会計士制度」 『アジア研究』 5 卷, 高千穂大学アジア研究交流センター, pp.311-331。

- [143] 原 征士 (1989) 『わが国職業的監査人制度発達史』 白桃書房。
- [144] 氷見野良三 (2005) 『〈検証〉 BIS 規制と日本【第 2 版】』 金融財政事情研究会。
- [145] 平松一夫・児島幸治 (2004) 「米国と日本のアカウンティング・スクール」『大学時報』 297 号, pp.92-97。
- [146] 広瀬義州 (2012) 『財務会計 (第 11 版)』 中央経済社。
- [147] 深尾光洋 (2007) 「失われた 10 年における銀行監督と会計」『三田商学研究』 第 50 号第 4 巻, 慶應義塾大学商学部, pp.15-37。
- [148] 福田慎一 (2006) 『金融論—市場と経済政策の有効性』 有斐閣。
- [149] 藤田幸雄・八田進二 (2000) 『アメリカ会計プロフェッショナル—最重要問題の検証 : 改革の経緯と今後の課題』 白桃書房。
- [150] 藤田 勉・野崎浩成 (2011) 『バーゼルⅢは日本の金融機関をどう変えるか』 日本経済新聞出版社。
- [151] 藤沼亜起 (2011) 『会計倫理の基礎と実践—公認会計士の職業倫理—』 同文館。
- [152] ————— (2012) 『会計プロフェッショナルの職業倫理—教育・研修の充実を目指して—』 同文館。
- [153] 法務省民事局参事官室 (1984) 「大小 (公開・非公開) 会社区分立法及び合併に関する問題点 (昭和 59 年 5 月 9 日)」『商事法務』 No.1007, p.13。
- [154] ————— (1986) 「商法・有限会社法改正試案 (昭和 61 年 5 月 15 日)」『商事法務』 No.1076, p.11。
- [155] 前多康男 (2009) 「わが国の金融市場における市場規律の活用の可能性について」『金融研究』 第 28 巻 1 号, pp.23-46。
- [156] 益子良一 (2001) 「商法改正と税理士業務」『税経新報』 Vol.480, pp.32-40。
- [157] 増田宏一・八田進二・石原秀威 (2003) 「特別座談会 公認会計士の使命と業務, 会計・監査のあり方—改正公認会計士法をふまえて」『税経通信』 58 巻 11 号, pp.93-121。
- [158] 町田祥弘 (2004) 『会計プロフェッショナルの内部統制』 税務経理協会。
- [159] 町田祥弘・松本祥尚 (2012) 『会計士監査制度の再構築』 中央経済社。
- [160] みずほ証券バーゼルⅢ研究会編 (2013) 『詳解 バーゼルⅢによる新国際金融規制』 中央経済社。
- [161] 村上陽一郎 (1997) 『新しい科学史の見方』 日本放送出版協会。
- [162] 森田 章 (2000) 『会社法の規制緩和とコーポレート・ガバナンス』 中央経済社。

- [163] 矢瀬敏彦（2007）「銀行における税効果会計情報の価値関連性に対する経営者の裁量的行動の影響」『オイコノミカ』第44号第2巻，名古屋市立大学，pp.73-88。
- [164] ———（2008）「日本の銀行における裁量的会計行動の分析—BIS 規制導入以降の銀行の行動」『オイコノミカ』第45号第2巻，名古屋市立大学，pp.65-88。
- [165] 弥永真生・足田 浩（1997）『税効果会計』中央経済社。
- [166] 弥永真生（2002）『監査人の外観的独立性』商事法務。
- [167] ———（2003）「中小企業の監査」『税研』Vol.19, No.2, pp.45-50。
- [168] ———（2007）「ロー・クラス クロスワード会社法(4)会計参与」『法学セミナー』Vol.52, No.1, pp.97-101。
- [169] 山浦久司（2004）「アカウントティング・スクールの設置趣旨と教育」『大学時報』29号，pp.86-91。
- [170] 山口俊明（2008）『会計監査の実務と理論 改訂版』第一法規社。
- [171] 山田剛志（2004）「整理回収機構による責任追及訴訟と銀行取締役の注意義務」弥永真生・山田剛志・大杉謙一（編著）『現代企業法・金融法の課題』弘文堂。
- [172] 山榊忠恕（1980）『新訂増補監査基準精説』税務経理協会。
- [173] 預金保険機構編（2007）『平成金融危機への対応—預金保険機構はいかに機能したか』金融財政事情研究会。
- [174] 吉野直行（2010）『社会と銀行』放送大学教育振興会。